



答 申 第 1 4 号

平成14年3月28日

大 阪 府 知 事
太 田 房 江 様

大阪府環境審議会
会 長 南



廃棄物処理計画について（答申）

平成13年3月28日付け環整第662号で諮問のあった標記
計画の策定について、別添のとおり答申します。

大阪府廃棄物処理計画の策定について

(答申)

平成14年3月

大阪府環境審議会

目 次

序章

1	計画策定趣旨等	1
1-1	計画策定趣旨	1
1-2	計画の性格	2
1-3	計画期間	2
1-4	他計画等との関係	3
2	廃棄物処理の基本的方向	4
2-1	基本理念	4
2-2	基本方針	4
2-3	廃棄物対策における課題	5
2-4	目標	9
	(1) 数値目標	
	(2) 施策目標	
2-5	目標達成に向けた重点施策	11
第1章	一般廃棄物	18
1	廃棄物の減量その他処理の現状	18
1-1	排出及びその処理の現状	18
	(1) ごみの排出量	
1-2	処理の現状	21
	(1) ごみの再生利用量	
	(2) ごみの中間処理量	
	(3) 最終処分量	
	(4) ごみ処理施設の現況	
2	減量化の目標量	30
3	目標を達成するために必要な措置	32
3-1	減量化・リサイクルの促進	32
	(1) ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進	
	(2) リサイクル関連諸法の円滑施行	

(3)	市町村の分別収集の促進	
(4)	グリーン購入の促進	
(5)	経済的手法の導入検討	
(6)	事業者のごみの減量化・リサイクルの促進	
(7)	府庁ごみゼロ作戦の推進	
(8)	府民、事業者、民間団体の自主的な活動の支援	
(9)	調査・研究の推進	
3-2	適正処理の推進	38
(1)	環境への負荷が少ないごみ処理の推進	
(2)	ダイオキシン類発生抑制の促進	
(3)	ごみ処理におけるエネルギーの有効利用の促進	
4	一般廃棄物の適正な処理の確保	42
4-1	一般廃棄物の広域的な処理	42
(1)	ごみ処理広域化計画の推進	
(2)	安定した広域的最終処分	
4-2	適正なし尿処理	45
(1)	し尿処理施設の整備促進	
(2)	陸上処理の促進	
(3)	汚泥の再生利用の促進	
4-3	市町村に対する技術的援助	47
(1)	ごみ処理技術の向上のための情報発信	
(2)	市町村間の調整	
(3)	国庫補助制度の充実	
4-4	災害時等におけるごみ処理の相互協力	48
第2章	産業廃棄物	49
1	排出及び処理の状況	49
1-1	排出の状況	49
(1)	発生量	
(2)	排出量	
1-2	処理の現状	54

(1)	処理状況の概要	
(2)	再生利用・減量化の状況	
(3)	最終処分状況	
(4)	広域処理の状況	
1-3	特別管理産業廃棄物の現状	64
(1)	業種別排出量	
(2)	種類別排出量	
(3)	処理の状況	
(4)	広域処理の状況	
2	減量化の目標量	69
2-1	将来予測	69
(1)	将来予測の方法	
(2)	排出状況の予測	
(3)	処理・処分状況の将来予測	
2-2	減量化の目標量	74
3	目標を達成するために必要な措置	77
3-1	減量化・リサイクルの推進	77
(1)	発生抑制（リデュース）の推進	
(2)	再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進	
3-2	適正処理の推進	79
(1)	排出事業者等への指導の徹底	
4	産業廃棄物処理施設の整備に関する事項	79
4-1	減量に必要な処理施設の確保	79
(1)	中間処理施設の整備	
(2)	ダイオキシン類対策	
(3)	PCB廃棄物対策	
(4)	アスベスト廃棄物対策	
(5)	感染性産業廃棄物対策	
4-2	最終処分場の確保	84
4-3	施設整備に関する配慮事項	85

第3章 不適正処理の撲滅 -----	86
1 不適正処理を起こさないための基盤整備 -----	86
(1) 許可要件審査の強化等	
(2) 優良処理業者の育成と情報公開	
(3) 産業廃棄物管理責任者制度の創設検討	
2 不適正処理の未然防止と原状回復 -----	88
(1) 不適正処理の未然防止	
(2) 不適正処理の原状回復	
第4章 循環型社会をめざした施設整備 -----	90
1 大阪エコエリア構想 -----	90
(1) 大阪エコエリア構想の策定	
(2) 大阪エコエリア構想の推進	
2 広域中間処理施設の整備 -----	90
(1) 広域灰溶融処理施設の設置	
(2) 灰溶融物（資源物）の利用拡大の検討	
第5章 府民・事業者・行政等の役割と連携 -----	92
1 府民・事業者・行政等の役割分担 -----	92
(1) 府民の役割	
(2) 事業者の役割	
(3) 市町村の役割	
(4) 国の役割	
(5) 府の役割	
2 府民・事業者・市町村等との連携 -----	95
(1) 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議の活用	
(2) 環境教育・啓発の推進	
(3) 廃棄物情報の提供	
(4) 産業廃棄物に係る優良排出事業者、優良処理業者の公開	
3 循環型社会の形成を推進するための条例の制定 -----	97
4 計画の進行管理 -----	97

序章

1 計画策定趣旨等

1-1 計画策定趣旨

これまでの取組み

- ・ 大阪府では、昭和 49 年から 3 次にわたり産業廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物の適正処理を推進してきました。

産業廃棄物については事業者処理責任のもと廃棄物管理を基本とし、産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正管理を進めるため、多量排出事業者に対する指導、廃棄物アセスメントの実施、堺第 7-3 区における埋立処分事業、近畿圏における広域処分場を整備するフェニックス事業など先見的、長期的展望に立った施策を進めてきました。こうした取組みにより、平成 12 年度においては前計画の平成 13 年度目標である減量化率 86%を上回る 92%の減量化を達成しました。

- ・ また、一般廃棄物については、府民団体・事業者団体・行政等で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」を平成 3 年 8 月発足させ、減量化・リサイクルの実践活動を内容とする「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を策定するなど、ごみの減量化・リサイクルに向けた施策を進めてきました。

今後の課題

- ・ 廃棄物対策の推進等により廃棄物の排出に一定の減量はみたものの、高度に都市化が進んだ府域においては、日常生活や産業活動に伴い依然として多量の廃棄物が排出されています。また、廃棄物の最終処分量(埋立量)も減少はしているものの、平成 12 年度においても 235 万トンと大量なものとなっています。さらに、廃棄物焼却施設から発生するダイオキシン類問題、廃棄物の不法投棄や野外焼却、野積みなどの不適正処理の増加など新たな問題が次々と顕在化しています。
- ・ また、廃棄物を適正に処理するための中間処理施設や最終処分場については、廃棄物処理に対する住民の不信感の高まりなどにより、新規設置がきわめて困難となっています。

計画策定の趣旨

- ・ このような課題を克服し「豊かな環境都市・大阪」を創造するため、今後は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「資源を効率的に利用し廃棄物を出さないこと。」、「発生した廃棄物は資源として利用すること。」、「どうしても利用できない廃棄物は適正に処分すること。」を基本原則とする天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することが強く求められています。

このためには、府民、事業者、行政など社会を構成するすべての関係者が従来の価値観を改め、共通の認識のもと、それぞれの果たすべき役割に責任を持ち、連携して取り組んでいかなければなりません。

- ・ 大阪府は、これらの状況を十分認識したうえで廃棄物処理の目標を定め、府民、事業者、行政が廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正な処分に取り組むための規範となる廃棄物処理計画を策定しました。

1-2 計画の性格

- ・ 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第5条の3に基づき、廃棄物の減量と適正処理についての施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- ・ 「廃棄物を出さない。」、「廃棄物を資源として利用する。」、「利用できない廃棄物は適正に処分する。」ことが基本原則として定着した循環型社会を形成するため、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処分のための基本的な方向を示します。
- ・ 循環型社会を形成するためには、私たちの行動様式を最適生産、最適消費、最少廃棄という行動様式に変えていく必要があり、府民、事業者、行政それぞれの果たすべき役割を示します。

1-3 計画期間

この計画は、平成13年度を初年度とし、国の基本方針に基づき、最終処分量を平成22年度におおむね半減（平成9年度比）することをみすえつつ、平成17年度を目標年度とする計画です。

また、国の動向、リサイクル技術等の進歩や近年の社会情勢の変化などにも的確に対応できるよう、平成17年度以前であっても必要に応じ本計画を見直します。

1-4 他計画等との関係

- ・ 廃棄物処理計画は、国が廃棄物処理法第5条の2により定める「基本方針」に即して策定することとされています。また、大阪府総合計画、大阪府環境総合計画とも整合を図っています。
- ・ また、この計画は、廃棄物の発生抑制やリサイクル等を定めている建設リサイクル法^{※1}、食品リサイクル法^{※2}、資源有効利用促進法^{※3}、容器包装リサイクル法^{※4}、家電リサイクル法^{※5}、グリーン購入法^{※6}などリサイクル関連諸法とも整合を図っています。
- ・ さらに、府内市町村の一般廃棄物処理計画、大阪府分別収集促進計画、ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム、ごみ処理広域化計画などの一般廃棄物に関する諸計画との整合を図っています。

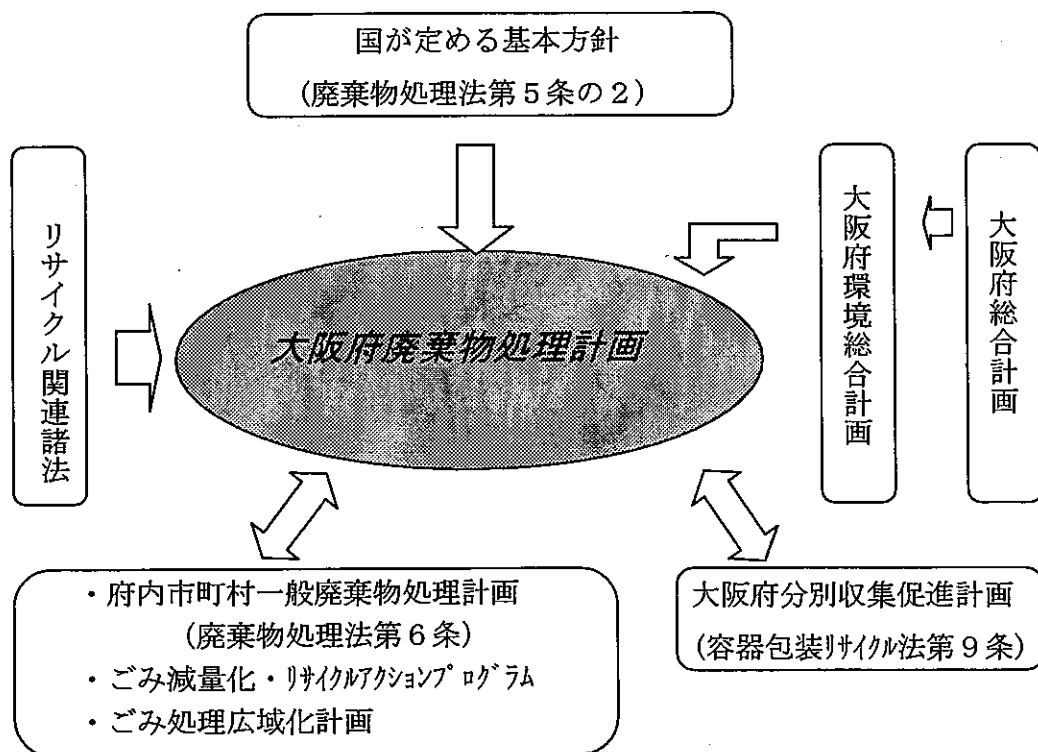


図 序-1 廃棄物処理計画と他計画等との関係

※1：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、※2：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、
 ※3：資源の有効な利用の促進に関する法律、※4：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、
 ※5：特定家庭用機器再商品化法、※6：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

2 廃棄物処理の基本的方向

2-1 基本理念

<基本理念>

大阪府環境総合計画では、「豊かな環境都市・大阪」を構築するため、4つの基本方向（循環、健康、共生・魅力及び参加）により取組むこととしています。

廃棄物処理においてもこの考え方を踏まえ、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成することを基本理念とします。

2-2 基本方針

<基本方針>

- ① 廃棄物の発生を抑制する。
- ② 排出された廃棄物は可能な限りリサイクルする。
- ③ どうしても利用できない廃棄物は安全かつ適正に処分する。
- ④ 府民、事業者、市町村等と連携して取り組む。

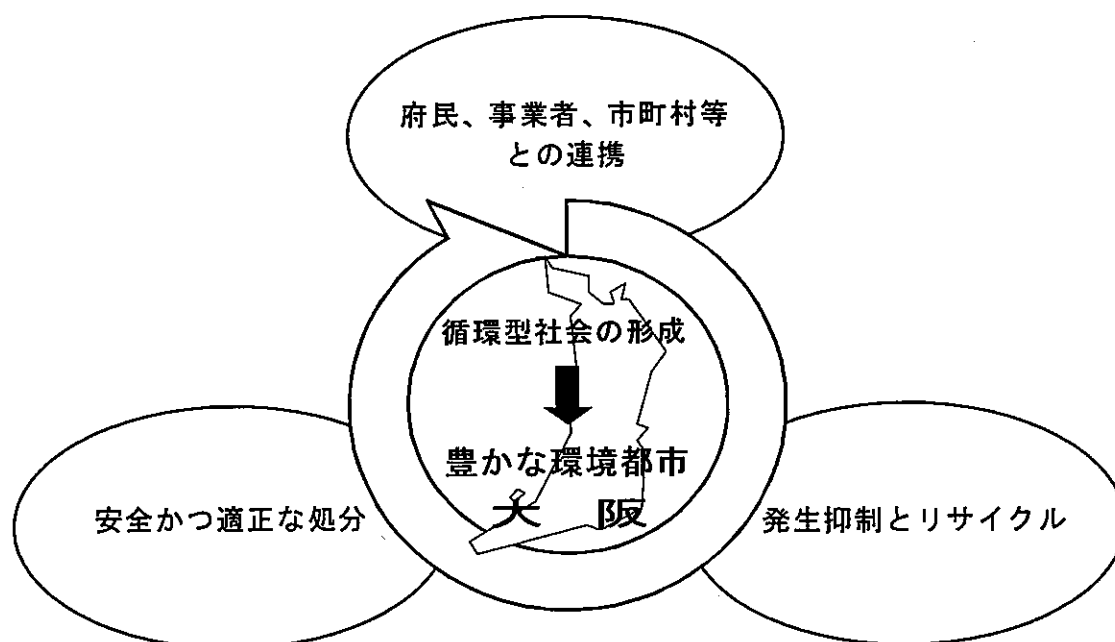


図 序-2 基本的方向の概念図

2-3 廃棄物対策における課題

大量に発生する廃棄物

平成 12 年度に府域から排出された一般廃棄物は 457 万トンで、ここ数年は横ばい傾向にあるものの依然として高い水準で推移しています。また、国の調査結果（「日本の廃棄物処理 平成 10 年度版」環境省）によると、都道府県別の総排出量で大阪府は東京都に次いで全国 2 番目、一人あたりの排出量は 1,361g/日と最も多くなっています。

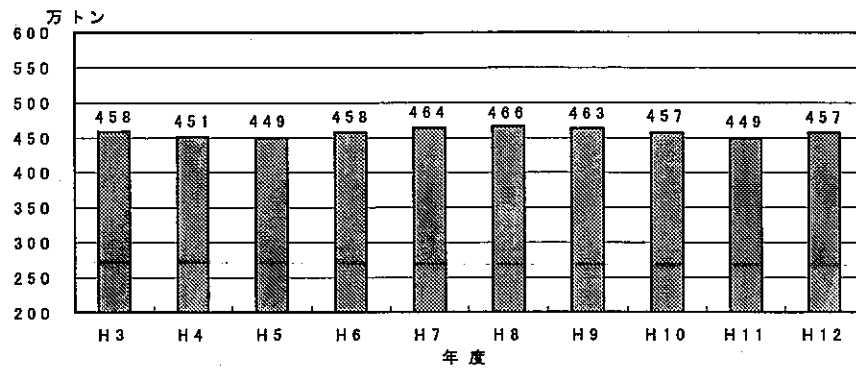


図 序-3 一般廃棄物排出量（集団回収含む）の推移

平成 12 年度に府域から排出された産業廃棄物は 1,768 万トンで、平成 7 年度の調査結果に比べると 55 万トン減少しています。これは、全国の産業廃棄物排出量（「産業廃棄物排出・処理状況調査 平成 11 年度実績」環境省調べ）と比較すると、単位面積あたりの排出量は全国の約 9 倍、単位人口あたりでは全国の約 0.6 倍となっていますが、全国総排出量 3 億 9,980 万トン（都道府県平均約 851 万トン）の約 4.4%を占め依然大量に排出されています。

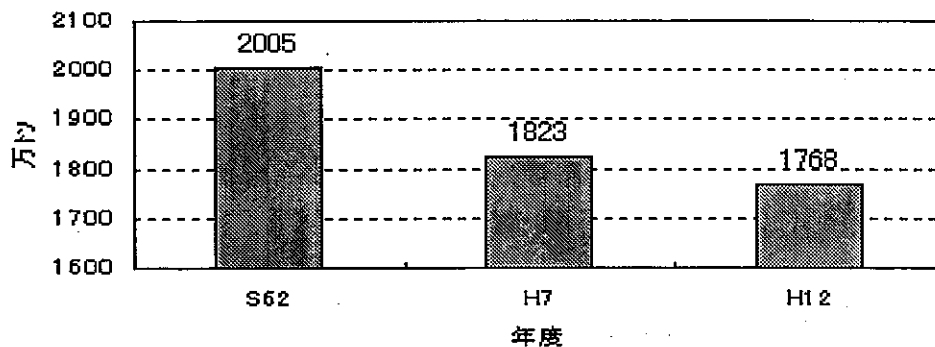


図 序-4 産業廃棄物排出量の推移

このような状況は、高度に都市化が進んだ府域では、大量生産、大量消費、大量廃棄を生み出す経済社会システムとなっていること、多くの事業所が集中していることなどに起因すると考えられます。

こうした廃棄物は再使用^{※1}、再生利用^{※2}又は脱水・焼却などの中間処理により減量され、最終処分されていますが、埋立地の残容量もひっ迫してきています。

また、排出された産業廃棄物のうち、建設工事に伴い発生する廃棄物は30%を占めており、昭和40年代以降の高度成長期に急増した建築物が更新時期を迎えることから、今後とも、建設系廃棄物の排出が懸念されます。

このような状況のなか、府民や一部の事業所などでは廃棄物の発生抑制に向けた取組みが始められていますが、社会全体に浸透するには至っておらず、今後の取組みが望まれます。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進し最終処分量を削減していくことが求められています。

困難な廃棄物処理施設の整備

焼却施設などの廃棄物処理施設の設置にあたっては、廃棄物処理法に基づき生活環境の保全に関する事前評価を行っています。

しかし、廃棄物の不法投棄などの不適正処理、焼却施設からのダイオキシン類の発生による環境汚染などに対する不安から廃棄物処理施設に対する不信感が高まっていること、また、人の健康や生態系への影響を回避するために水源や森林地域の保全が求められていることなど、廃棄物処理施設の設置はますます困難な状況となっています。

また、平成14年12月から焼却施設に対しダイオキシン類対策を目的とした構造・維持管理基準が強化されるため、基準遵守が困難な施設の休廃止が進むと考えられます。

このような状況のなか、廃棄物の最終処分量を削減していくためには、リサイクルや減量化のための中間処理施設の整備が必要となることから、こうした施設の設置について、住民の理解を深めるための制度づくりや公共関与による施設整備についての検討が求められています。

※1：再使用とは全部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。

※2：再生利用とは全部又は一部を原材料として利用すること。

懸念される有害化学物質による環境汚染

近年、有害化学物質による環境汚染が大きな社会問題となっています。特に廃棄物に関しては、焼却施設から排出されるダイオキシン類やPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の紛失による環境汚染の防止が重要な課題です。

廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の環境への排出を抑制するため、構造基準に適合した施設の改善やばいじん、燃え殻等の適正処理が求められています。

PCB廃棄物については、処理施設の設置がこれまで困難であったため長期保管の状況が続いています。このため、紛失などによる環境汚染の防止、確実かつ適正な処理の推進を目的として、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、事業者は今後15年以内にPCB廃棄物を処理することが義務付けられました。このことから、PCB廃棄物の処理に向けた施設の早期設置が求められています。

不適正処理の増加

苦情や監視パトロールで発見した野外焼却や不法投棄などの不適正処理件数は、年々増加しています。平成12年度には府域において434件でそのうち約70%が野外焼却、約17%が野積みとなっており、平成9年度に比べ倍増するとともに、その内容については悪質化、巧妙化、広域化しています。

このため、不適正処理による被害が拡大する前に迅速に対応できる監視や指導の体制づくりが求められています。

また、不法投棄等により生活環境の保全上の支障が生じ又は生じるおそれがある場合は、原状回復のための措置命令などの実施により早急な支障の除去が求められています。

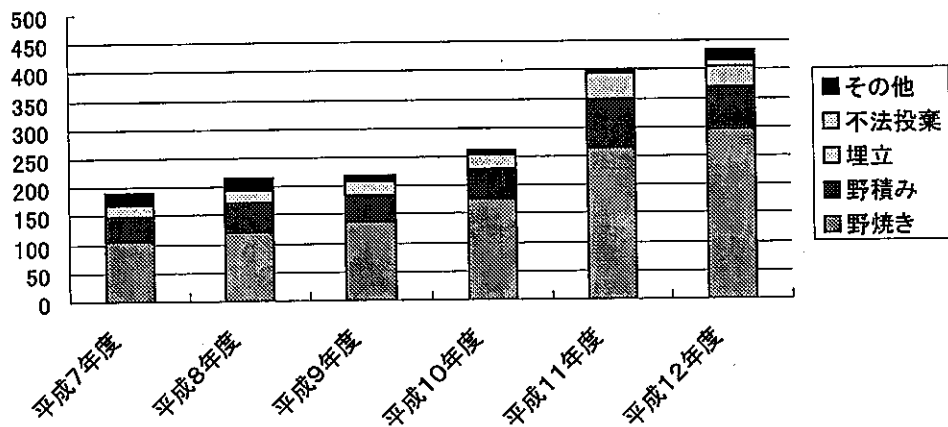


図 序-5 不適正処理件数の推移

府民、事業者、市町村等との連携の強化

循環型社会を形成するためには、社会を構成するあらゆる主体がそれぞれの立場と責任において、生産から流通、消費、廃棄に至るそれぞれの段階で、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処分に取り組んでいかなければなりません。

一般廃棄物については、府民一人ひとりが廃棄物を出さないよう努めることが、また、生産者は長寿命でリユース（再使用）、リサイクルしやすい製品の設計、製造に努めることが必要です。

また、産業廃棄物については、排出事業者や処理業者が各々の責任で発生抑制、リサイクルや適正処理を行うことが必要です。

さらに、市町村は、一般廃棄物のリサイクルの推進や焼却施設の適正な管理を、大阪府は広域的な廃棄物処理体制の整備や産業廃棄物に係る指導などをそれぞれの責務に従って遂行し、その役割を果たすことが求められています。

このためには、府民、事業者、行政等が廃棄物に関する情報を共有し、問題意識を共通のものとして、連携・協力して取り組むことが重要であり、こうした連携による取組みを進めるための仕組みづくりや情報の交流を進めることが求められています。

2-4 目標

(1) 数値目標

■ 廃棄物の減量化目標

廃棄物ごとの減量化目標は下表のとおりであり、国の基本方針に基づき、平成9年度に対し、平成22年度において、最終処分量をおおむね半分に削減することをみすえつつ、目標年度の平成17年度における最終処分量を一般廃棄物については84万トンに、産業廃棄物については111万トンに削減します。

なお、廃棄物の処理やリサイクル等の技術の進歩、府民意識の変革などの実態を踏まえ、必要に応じ目標を見直し、最終処分量の更なる削減に努めます。

○ 一般廃棄物

	平成17年度	平成22年度(参考)
排出量	450万ト	442万ト
再生利用量	68万ト	111万ト
中間処理による減量	298万ト	275万ト
最終処分量	84万ト	56万ト

○ 産業廃棄物

	平成17年度	平成22年度(参考)
排出量	1872万ト	1977万ト
再生利用量	506万ト	543万ト
中間処理による減量	1255万ト	1334万ト
最終処分量	111万ト	100万ト

【参考】

	最終処分量 (万トン)		
	平成9年度	平成17年度	平成22年度
一般廃棄物(削減率)	102	84(18%)	56(45%)
産業廃棄物(削減率)	232	111(52%)	100(57%)

※一般廃棄物の最終処分量の削減には、市町村等のごみ処理施設からの焼却灰などの有効利用が重要な要素です。しかし、これには溶融施設などの整備が不可欠なため、施設整備が見込まれる平成17年度以降に削減率が上昇します。

(2) 施策目標

この計画の施策目標を次のとおり定めます。

目標1

発生抑制・リサイクルの推進

発生抑制・再使用・再生利用を推進し、最終処分量を削減します。

目標2

リサイクルや適正処理のための 施設の整備

建設系混合廃棄物や木くず、廃プラスチック類などの
リサイクル施設を整備するため、大阪エコエリア構想
を推進します。

目標3

ダイオキシン類・PCB廃棄物等 の有害化学物質対策の推進

ダイオキシン類・PCB廃棄物等を適正に処理します。

目標4

不適正処理の撲滅

野外焼却・不法投棄等の撲滅をめざします。

目標5

府民・事業者・市町村等との 連携の強化

ともに連携し、循環型社会を構築します。

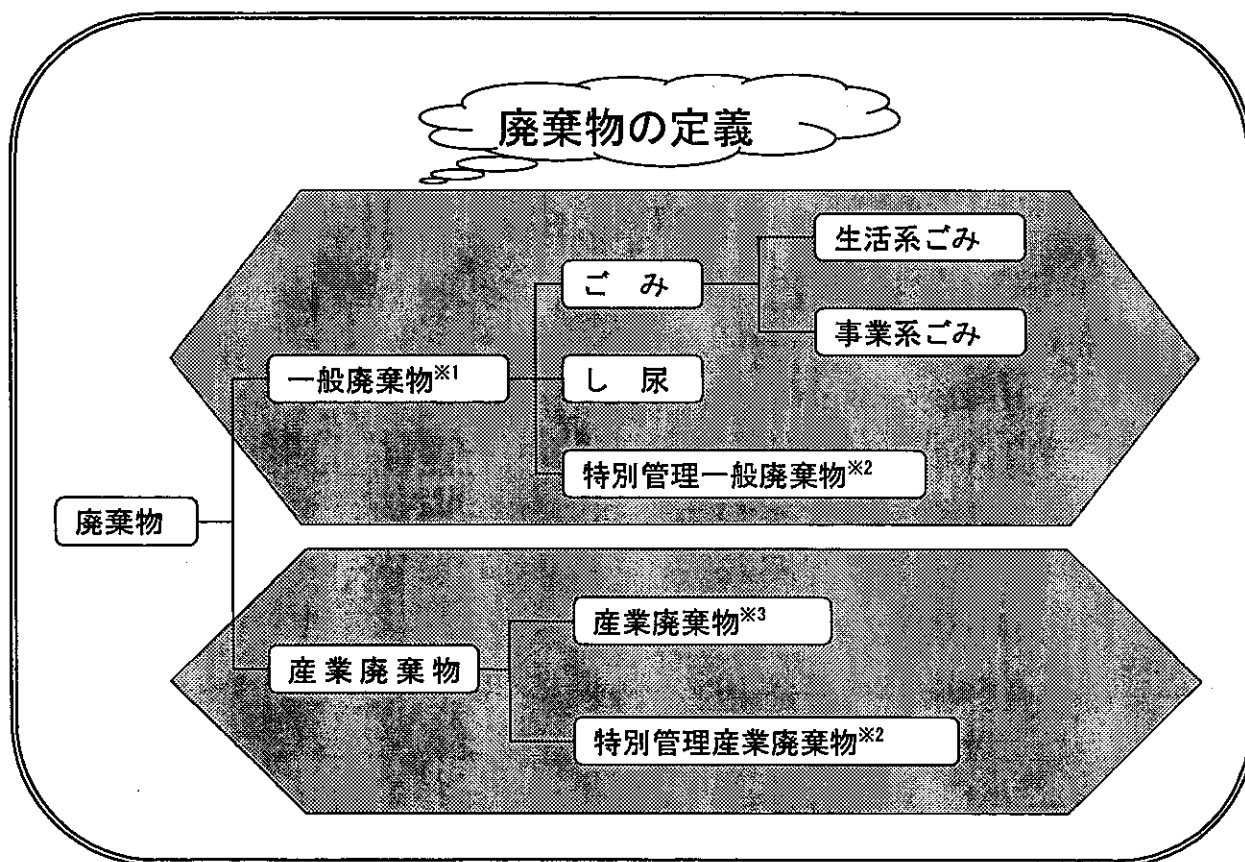
2-5 目標達成に向けた重点施策

循環型社会形成のため、排出者責任を基本に、拡大生産者責任(EPR)[※]にも配慮しつつ、5つの目標に応じた施策を進めます。

また、施策の円滑な推進のため、府民、事業者、行政などの責務などを定める循環型社会形成に向けた「大阪環境都市条例（仮称）」の制定をめざします。

※拡大生産者責任：製品等について、生産者が、生産・使用段階だけでなく、それが使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負うという考え方。

(Extended Producer Responsibilityの頭文字)



※1 廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの

※2 爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する一般廃棄物又は産業廃棄物

※3 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、污泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、がれき類、ばいじん等の廃棄物

発生抑制・リサイクルの推進

資源の有効利用を図り、廃棄物の中間処理や最終処分による環境への負荷を可能な限り低減するため、廃棄物の発生抑制と再使用、再生利用を推進します。このためには、府民、事業者、行政等の積極的な取り組みが必要です。また、生産者が、生産時の部品の再使用や設計段階において製品の長期使用等に配慮するような取組みを促進します。

① ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進

包装の適正化やリターナブル容器製品の普及、再生品の使用など、ごみの減量化・リサイクルの実践行動に府民、事業者、行政が一体となって取り組むために大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議が策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を推進し、ごみゼロに向けた府民運動を広げます。

② 広域的なごみ処理の推進

一般廃棄物の多量排出事業者への減量指導の標準化など地域の特性にあった広域的な減量化・リサイクル等の取組みを図るため、市町村・一部事務組合とともに策定した「ごみ処理広域化ブロック計画」を推進します。

③ 事業者の自主的取組みの促進

関係業界団体等と協議の場を設け、排出事業者におけるゼロエミッション*の推進を図ります。

また、産業廃棄物多量排出事業者に対し、減量化を一層促進するための指針を策定します。

*ゼロエミッション：国連大学が提唱する産業活動における生産等の工程を再編成し廃棄物の発生を抑制しできる限りゼロに近づける考え方

④ 建築物・製品等の長寿命化等の促進

大阪府が所管する土木工作物や府営住宅等のストックの有効活用と長寿命化を図るための施策を推進します。また、製品の長寿命化、部品の再使用、リサイクルを容易にする設計や材質の選択等について生産者や使用者へ働きかけます。

⑤ 公共工事における再生品等の率先利用

大阪府が実施する公共工事において、建設再生資材等の率先的使用及び建設再生資材等の規格化により、需要の拡大を図ります。

⑥ 建設廃棄物リサイクルの推進

建設リサイクル法に基づき、特定建設資材に係る分別解体等と再資源化等を進めます。また、建設工事で発生する汚泥についても再資源化等を進めます。さらに公共工事で発生したコンクリートなどの廃棄物の再生品の相互使用を促進します。

⑦ 容器包装リサイクルの推進

大阪府分別収集促進計画に基づき、市町村の分別収集が円滑に実施できるよう、府民啓発や市町村への情報提供、施設整備に対する技術的援助や国庫補助金の確保に努めます。また、ごみ処理広域化計画で定めた標準分別収集区分に基づく分別収集の拡充を市町村に働きかけます。

⑧ リサイクル関連諸法の円滑な施行

各種リサイクル関連法に基づき、廃棄物のリサイクルが円滑に実施されるよう事業者、市町村などの調整に努めるとともに、リサイクル関連情報の収集・提供や、府民、事業者の理解と協力を得るための啓発・広報活動を行います。

リサイクルや適正処理の ための施設の整備

ベイエリアを中心とした大阪都市圏の再生と環境産業の振興を図り、建設系混合廃棄物、シュレッダーダストなどの処理困難物の適正な資源化処理を進めるため、高度処理を行うリサイクル施設等の整備を図ります。

① 大阪エコエリア構想の推進

廃棄物最終処分場跡地等を活用し、民間事業者を主体としたリサイクル施設や適正処理のための減量化施設等の整備、森林・ビオトープ等の自然とふれあう場の創造などを通じて循環型社会の構築を目指す「大阪エコエリア構想」を策定し、事業の具体化を図ります。

例えば、

- ・ 建設系混合廃棄物等の高度分別処理施設
- ・ 木くず・廃プラスチック類の熱回収施設
- ・ シュレッダーダスト等資源化処理困難物の熔融施設

などが想定されます。

② 廃棄物処理施設の整備に向けた情報の公開

廃棄物処理施設の整備にあたっては、周辺住民の理解を得ることが重要であることから、早い段階での情報の公開を行うなど、周辺住民の理解を深めるための制度づくりを進めます。

ダイオキシン類・PCB廃棄物等の 有害化学物質対策の推進

これまで、私たちの生活のあらゆる場面で多くの種類の化学物質が大量に利用されてきましたが、これらの化学物質の中には人の健康や生態系への影響が懸念されている物質も多くあります。このため、国においては有害化学物質の排出量、移動量の把握のため、P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）を制定するなど新たな取り組みが進められています。

このような状況のなか、廃棄物の焼却処理に伴い発生したダイオキシン類や紛失などによる環境汚染が懸念されているPCB廃棄物など、廃棄物処理に関連する有害化学物質についての対策を推進します。

① 廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類対策の推進

市町村等の一般廃棄物焼却施設については、改善対策工事等の円滑な実施の促進や広域化による対応を進めるとともに、ダイオキシン類に係る構造基準等に適合しない廃棄物焼却施設については、改善等を指導します。

また、産業廃棄物焼却施設についても、構造基準等に適合するよう、施設の改善等を指導します。

② ばいじん、燃え殻等の適正処理の推進

ばいじん、燃え殻等のダイオキシン類処理基準の遵守を指導するとともに、公共関与による溶融施設などの整備を推進します。

③ PCB廃棄物対策の推進

PCB廃棄物は、保管が長期にわたっていることから、紛失などによる環境汚染が懸念されています。

このため、PCB廃棄物処理のための計画を策定します。また、PCB廃棄物の処理を広域的に進めるため、近畿ブロック関係府県市と協力し、環境事業団によるPCB廃棄物処理施設の整備を促進します。

不適正処理の撲滅

許可の取り消しなど厳正な措置などにより、後を絶たない不適正処理を撲滅し、優良処理業者の育成等に努めます。

- ① I T等を活用した不適正処理監視システムの構築
携帯情報端末などのI Tを活用した不適正処理監視システムを検討し、不適正処理の効率的監視、迅速的対応を図ります。
また、電子マニフェストの導入を促進します。
- ② 国や警察、市町村等との連携
「産業廃棄物不適正処理対策会議」等を活用し、警察や市町村等の関係機関と連携したパトロールの強化や、人員・機器等の増強による機動力の向上により、不適正処理の早期排除を図ります。
- ③ 悪質処理業者の排除
野外焼却や不法投棄など不適正処理を行った処理業者に対しては、許可の取り消しなど厳正な措置を行うとともに、その内容を速やかに公表します。
- ④ 優良な処理業者の育成と情報公開
処理業者の指導指針等の策定などにより優良な処理業者を育成します。また、登録制度や表彰制度の創設をめざすとともにホームページ等を活用した情報公開を行います。

府民・事業者・市町村等との連携 の強化

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成するため、府民、事業者、行政の果たすべき役割を明確にし、すべての関係者が連携して取り組みます。

① 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議の活用

府民団体や事業者団体、行政等で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」を活用して、関係者相互に連携しながら一般廃棄物の減量化・リサイクルに関する取組みを推進します。

② 府民・民間団体の参加の推進

廃棄物処理についての理解を深めるため、府民・民間団体との共催による廃棄物フォーラムの開催や廃棄物処理施設の見学会などを実施します。

③ 環境教育・啓発の推進

府民や事業者が廃棄物問題についての理解を深め、廃棄物の減量化やリサイクルに自主的・主体的な取組みができるよう、廃棄物に関する環境教育・啓発を学校、企業及び生涯学習の場などで推進します。

第1章 一般廃棄物

1 廃棄物の減量その他処理の現状

1-1 排出及びその処理の現状

(1) ごみの排出量

① ごみの排出量

府域から排出され市町村や一部事務組合で処理しているごみの総量は、平成12年度が435万トンであり平成7年度の451万トンに比べて、約4%にあたる16万トン減少しています。

府民1人1日あたりに換算すると、平成12年度は1,346gであり、平成7年度の1,403gと比べて57g減少しています。これを全国と比較すると、平成11年度では府民1人1日あたり1,334gであり、全国の1人1日あたり1,114gよりも220g多くなっています。

ごみ排出量を一般家庭などから排出される生活系ごみと、事業所から排出される事業系ごみに分けると、生活系ごみは平成12年度が240万トンであり過去5年間でほぼ横ばいの傾向になっていますが、事業系ごみは、平成12年度が195万トンであり過去6年間で減少傾向にあります。

また、自治会、子ども会などが新聞、雑誌などを集団で回収している集団回収量は、平成12年度が22万トンであり、平成7年度の13万トンに比べて、約69%にあたる9万トン増加しています。

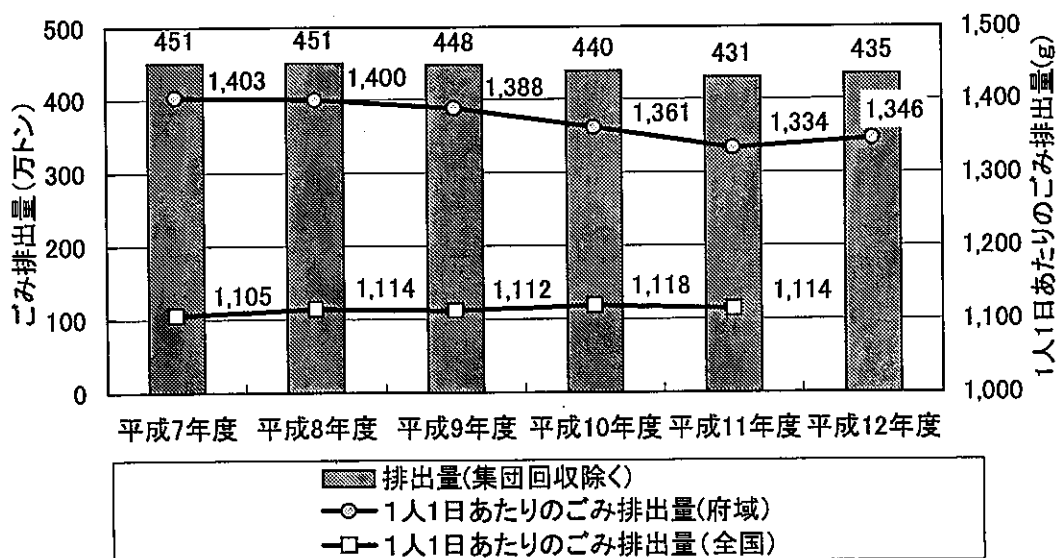


図 1-1 ごみの排出量の推移

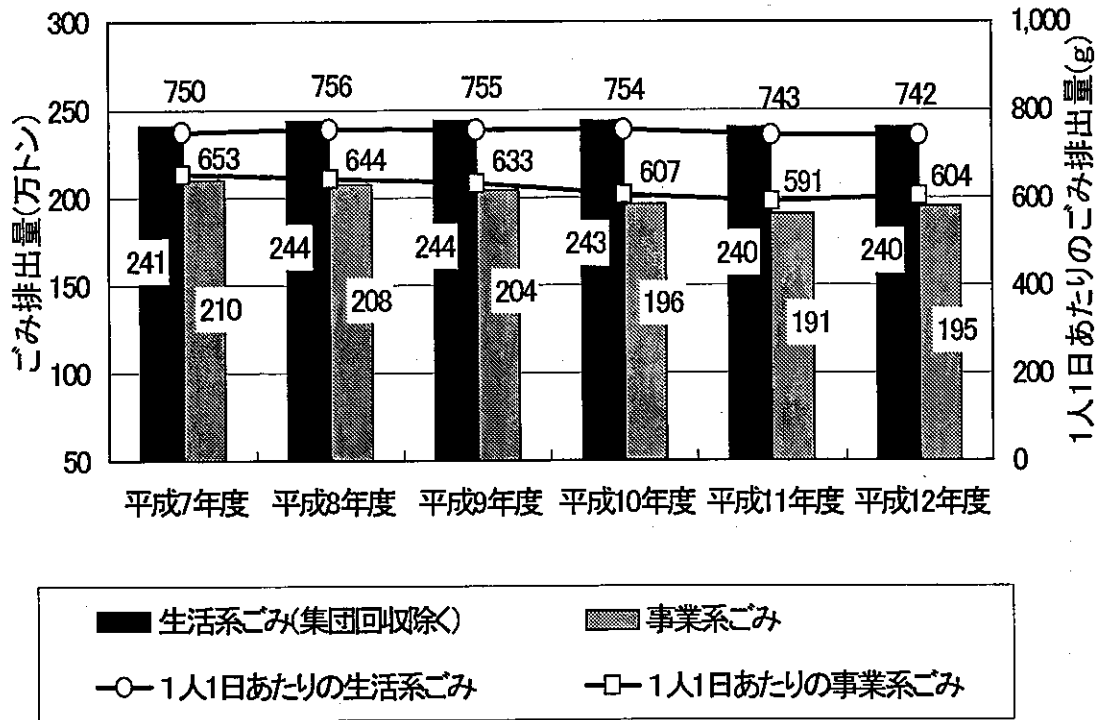


図 1-2 生活系及び事業系ごみの推移

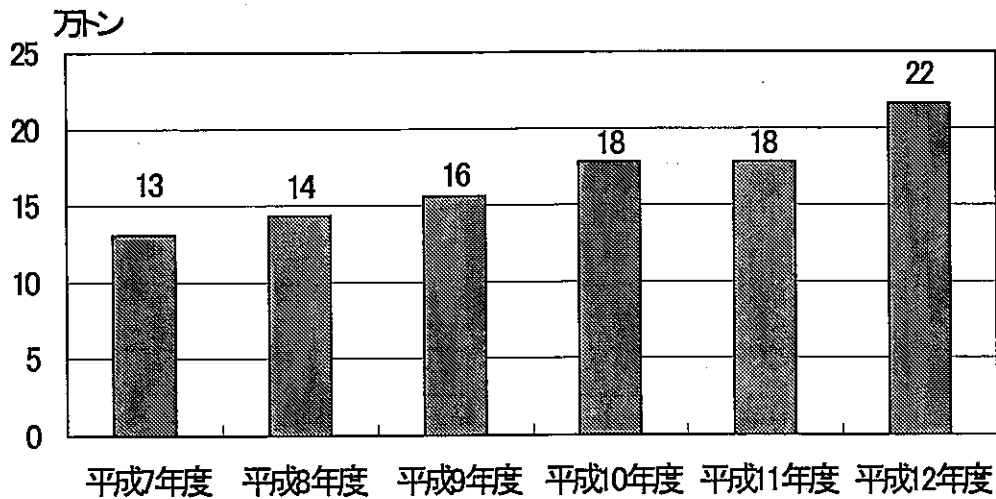


図 1-3 集团回収量の推移

なお、事業系ごみでは市町村等で処理されるもの以外に、直接リサイクルルートに回るものなどがあります。

これを含め、平成12年度に府域から排出された事業系ごみは、市町村等で事業系ごみとして処理された量が195万トン/年、排出事業者に対して実施したアンケート調査の結果等から、家庭系ごみとして市町村等で処理された量が20万トン/年、資源化を含め民間ルートで処理された量が97万トン/年、併せて312万トン/年と推計されます。

■事業系ごみの推計方法の概要

- ◇ 次のアンケート結果から、業種別に、単位従業員あたりのごみ種類の排出量原単位を設定
 - ①大阪府が府域中南部4市で実施した事業系一般廃棄物アンケート結果
 - ②府域北部6市で実施された事業系一般廃棄物のアンケート結果
- ◇ 設定した原単位と、事業所統計調査結果を用いて、業種別・ごみ種別排出量を推計
- ◇ 事業系一般廃棄物多量排出事業者減量計画書に記載された排出量で整合性を確認

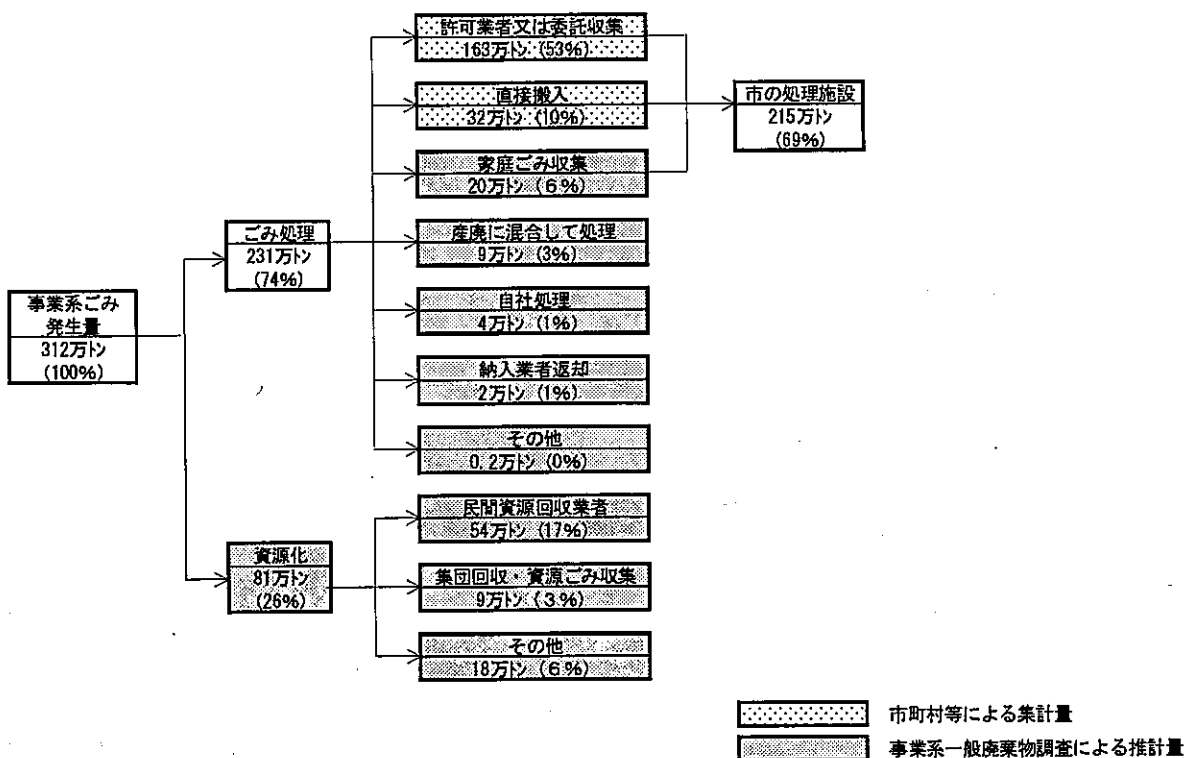
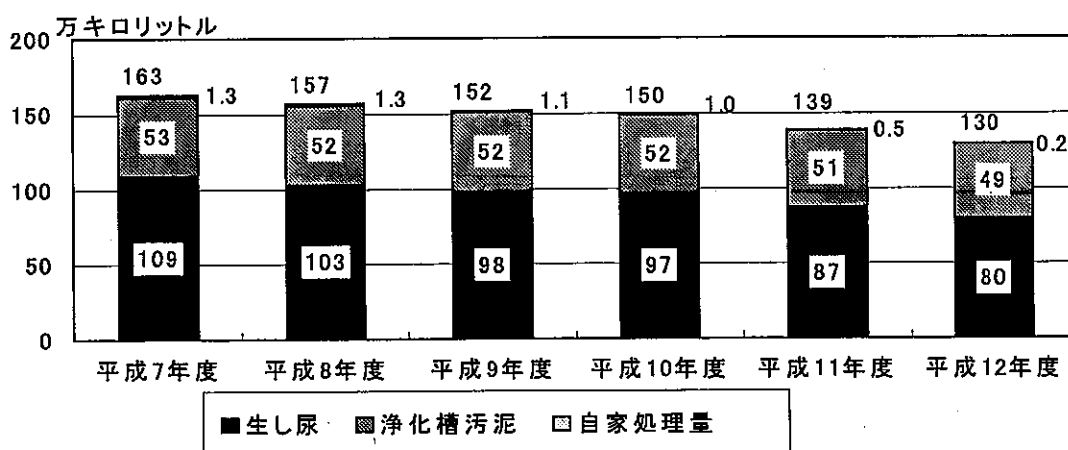


図 1-4 事業系ごみ処理系統図

② し尿収集量

府域から排出されるし尿（生し尿：汲取り、浄化槽汚泥：浄化槽で処理した後の汚泥）の総量は平成12年度が130万キロリットルであり、平成7年度の163万キロリットルに比べて、公共下水道の普及に伴い約20%にあたる33万キロリットル減少しています。

このうち、市町村が収集している計画収集量は平成12年度が129万キロリットル（生し尿80万キロリットル、浄化槽汚泥49万キロリットル）であり、自家処理量が0.2万キロリットルとなっています。



注) 万キロリットル単位で集計したものであるため合計があわない場合があります。

図 1-5 し尿排出量の推移

1-2 処理の現状

(1) ごみの再生利用量

① ごみの再生利用量

排出されたごみから金属類(鉄やアルミニウムなど)やガラス、紙類などを資源として回収した量は、平成12年度が38万トンであり、平成7年度の26万トンに比べて、約46%にあたる12万トン増加しています。

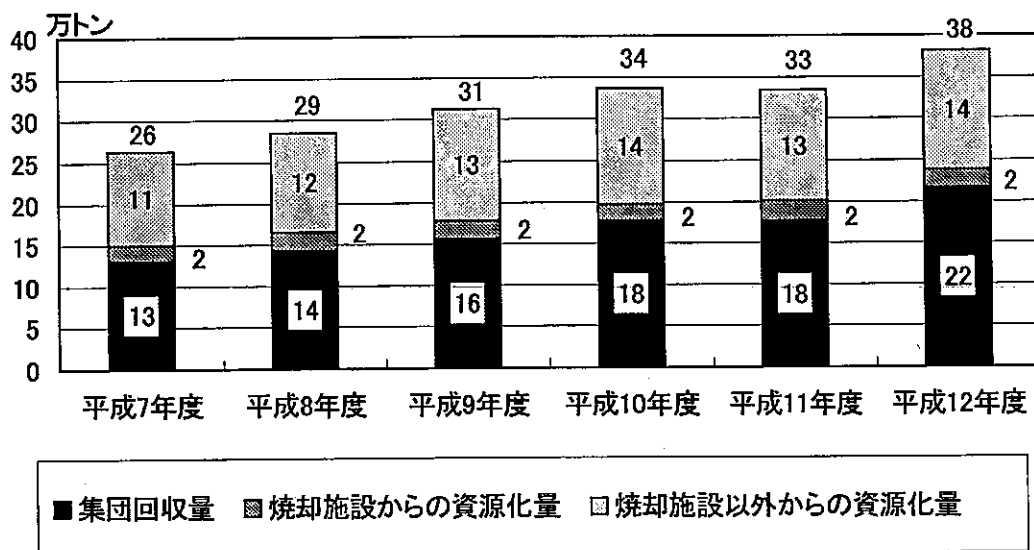
平成12年度の処理方法別の資源化量は、焼却施設の焼却残渣からの資源回収が2万トン、粗大ごみ処理施設や資源化施設から14万トンとなっています。

また、集団回収量を含めたリサイクル率(資源化した量÷(ごみの総量+集団回収量)×100)は平成12年度が8.3%であり、平成7年度の5.7%

よりも2.6ポイント増加しています。全国と比較すると、平成11年度における府域のリサイクル率は7.4%であり、全国の13.1%よりも5.7ポイント低くなっています。

事業系ごみは、平成12年度において約97万トンが民間ルートで処理されており、そのうちの約81万トンが資源化されていると推計されます。

(p20 図1-4 参照)



注) 万トン単位で集計したものであるため合計があわない場合があります。

図 1-6 ごみ再生利用量の推移

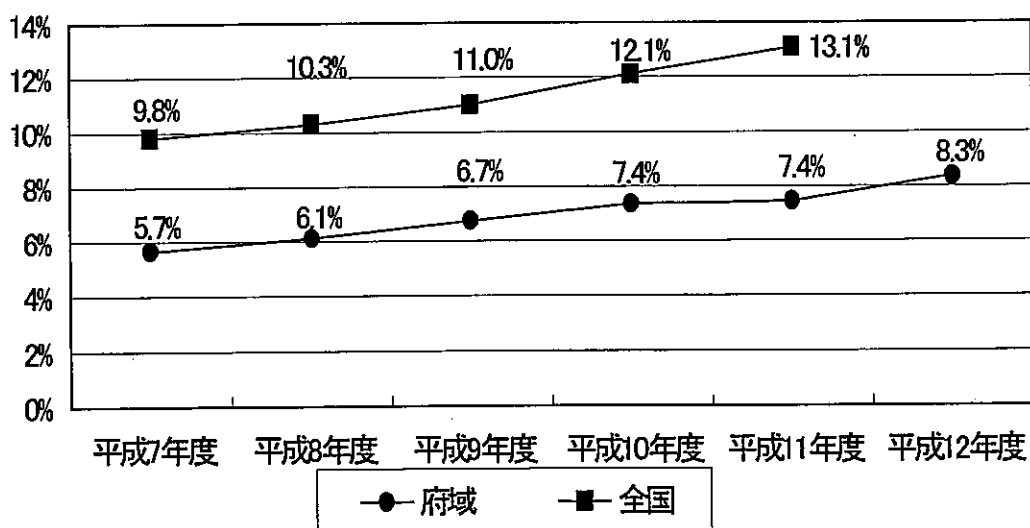


図 1-7 リサイクル率の推移

② し尿処理汚泥の再生利用量

し尿を処理施設で処理した後、処理残渣として排出される汚泥を堆肥化し農地還元などに再生利用した量は、平成12年度が1.6万トンであり、平成7年度の1.4万トンに比べて、約14%にあたる0.2万トン増加しています。

処理残渣量に占める再生利用量の割合は平成12年度が27.2%であり、平成7年度の20.5%よりも6.7ポイント増加しています。

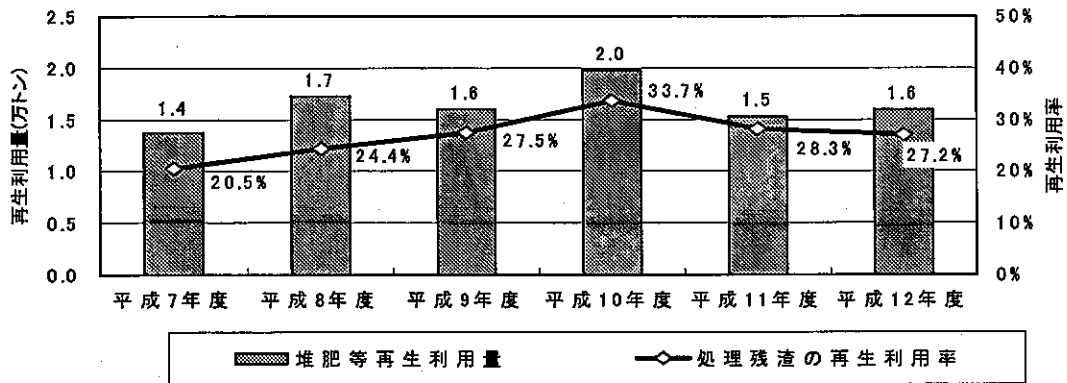


図 1-8 し尿処理汚泥再生利用量の推移

(2) ごみの中間処理量

① ごみ処理量

平成12年度のごみ処理施設における処理形態別の処理量は、焼却処理が411万トン、粗大ごみ処理が20万トン、資源化施設による処理量が10万トンとなっており、ごみ排出総量に占める焼却の割合は約94%となっています。

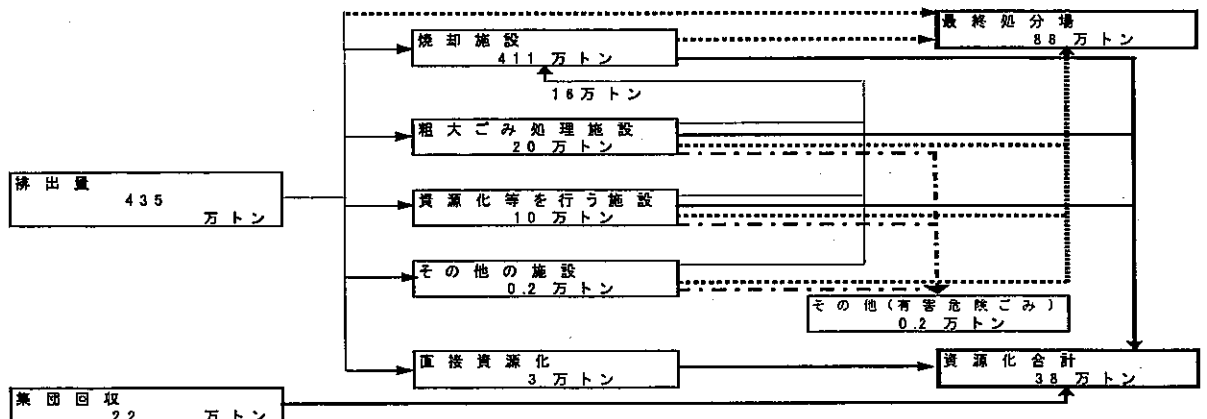


図 1-9 市町村等におけるごみ処理状況図

② し尿処理量

平成12年度のし尿の処理状況は、市町村による計画収集量130万キロリットルの約93%にあたる120万キロリットルがし尿処理施設で処理されており、希釈等により処理した後、下水道に投入している量が約5%の6.5万キロリットルとなっています。また、海洋投棄による処分は約2%の2.8万キロリットルとなっています。

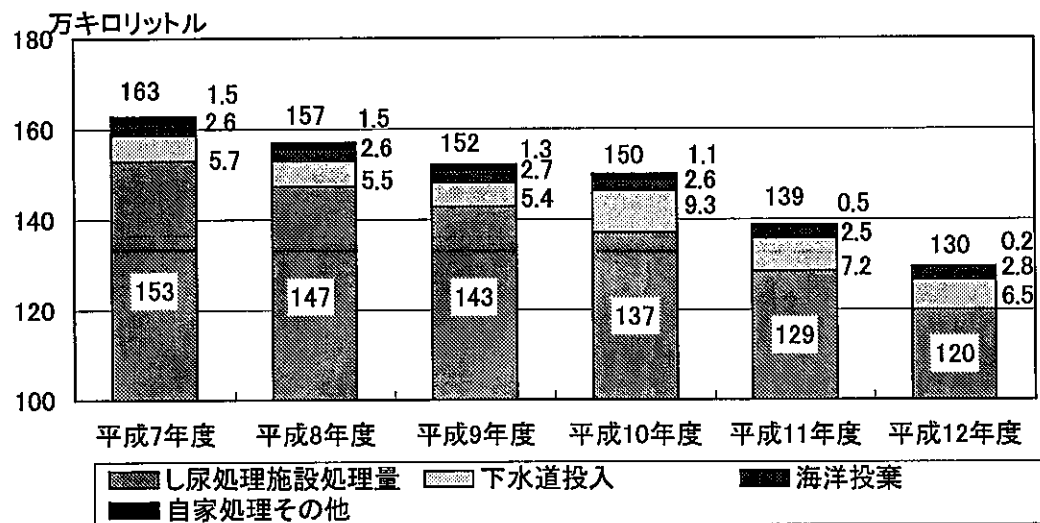
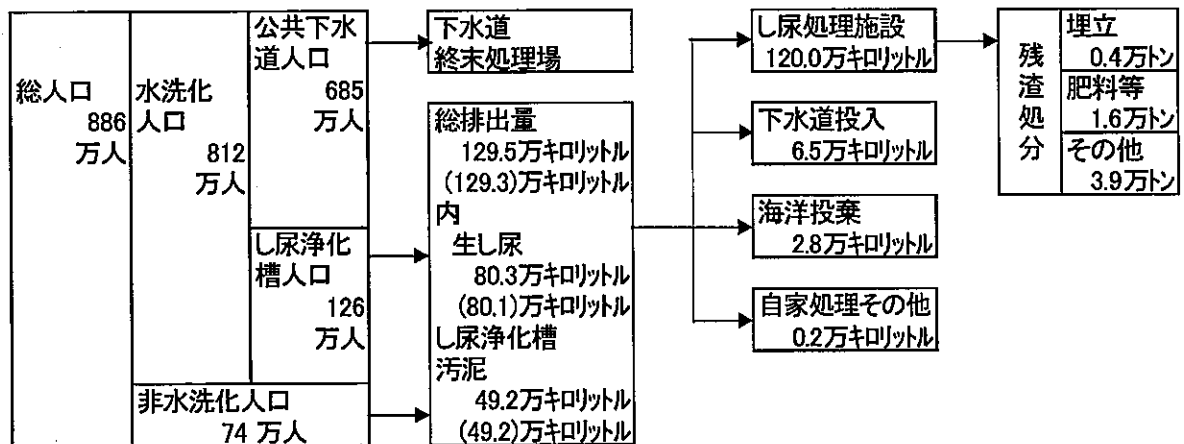


図 1-10 し尿処理状況の推移



(注1)人口は10月1日現在です。

(注2)総排出量欄の()内は、市町村の計画収集量を示します。

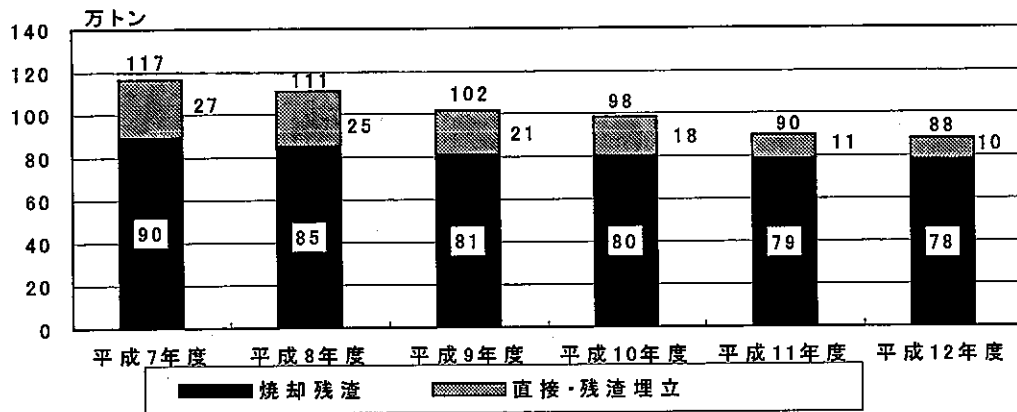
図 1-11 し尿処理状況(平成12年度)

(3) 最終処分量

ごみ処理における最終処分量は平成12年度が88万トンであり、平成7年度の117万トンと比べて、平成7年度の約25%にあたる29万トンが減少しています。

平成12年度 of 最終処分量の内訳は、ごみ焼却施設から排出される焼却残渣（燃え殻、ばいじん）が78万トンであり、粗大ごみ処理施設などから排出される不燃物等の処理残渣等が10万トンとなっています。

また、し尿処理施設から排出される汚泥等の処理残渣の最終処分量は平成12年度が0.4万トンであり、平成7年度の0.6万トンと比べて、平成7年度の約33%にあたる約0.2万トンが減少しています。



注) 万トン単位で集計したものであるため合計があわない場合があります。

図 1-12 最終処分量の推移

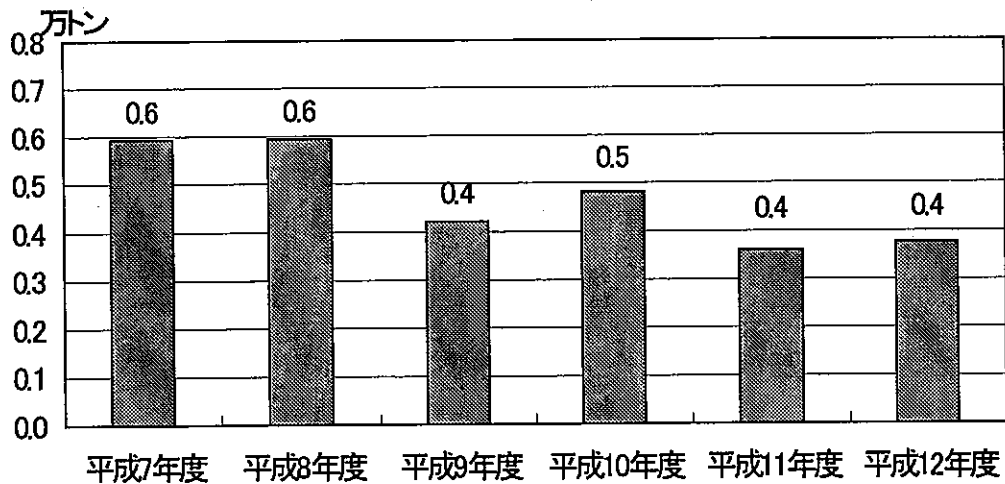


図 1-13 し尿処理残渣の最終処分量の推移

(4) ごみ処理施設の現況

① ごみ焼却施設

市町村・一部事務組合が設置しているごみ焼却施設は、平成12年度末現在において13市4町9一部事務組合に53施設97炉あり、1日あたりの処理能力は16,488トンとなっています。

表 1-1 ごみ焼却施設の設置状況(平成12年度)

施設数	53 (37工場)
炉数	97
1日あたりの処理能力	16,488トン

注) 施設数とは、施設整備をした単位であり、工場数とは、同一敷地内に整備している施設は1工場としています。例えば、1工場に3炉の焼却炉がある焼却工場で、1炉ずつ焼却炉を整備した場合には、3施設と数えます。

ごみを焼却したときに得られる余熱を利用して発電を行っている施設は府域のごみ焼却施設37工場のうち18工場あります。この18工場の発電機の総出力は111,960kwとなっており、平成12年度の年間の発電量は648,958MWHとなっています。この発電による電力の利用状況は、施設内の自家消費が346,470MWH、電力会社への売電が283,587MWH、その他隣接公共施設への供給が18,901MWHとなっています。標準世帯の年間電力使用量を4,000kwhとすると、約16万世帯分(参考:府域約358万世帯の約4.5%、豊中市とほぼ同程度の世帯数)に相当する発電が行なわれています。

また、余熱を利用して周辺の温水プールや住宅等に温水・蒸気を供給している施設は、11工場あり、このうち、ごみ焼却施設に隣接した温水プールには7カ所供給され、施設周辺地域のコミュニティ作りに役立っています。

表 1-2 ごみ焼却施設の余熱利用状況(平成 12 年度)

余熱発電施設(37 工場中)

工場数	18
発電出力 (k w)	111,960
自家消費 (MWH)	346,470
売電 (MWH)	283,587
その他 (MWH)	18,901
合計 (MWH)	648,958

温水・蒸気供給工場数(37 工場中)

温水プール	7
住宅等	2
福祉施設	1
売却	1
合 計	11

② 粗大ごみ処理施設

市町村・一部事務組合が設置している粗大ごみ処理施設（家具などの大型ごみを破砕し、金属などの資源、可燃ごみや不燃ごみを選別処理する施設）は、平成 12 年度末現在において 12 市 4 町 9 一部事務組合に 28 施設あり、1 日あたりの処理能力は 1,673 トンとなっています。

表 1-3 粗大ごみ処理施設の設置状況(平成 12 年度)

施設数	28
1 日あたりの処理能力	1,673 トン

③ 資源化施設

市町村・一部事務組合が設置している不燃物・資源化施設（ビン・缶・紙類などの資源となるごみを選別し、圧縮・梱包等の処理をする施設）は、平成 12 年度末現在において 8 市 1 町 4 一部事務組合に 13 施設あり、1 日あたりの処理能力は 185.9 トンとなっています。

表 1-4 資源化施設の設置状況(平成 12 年度)

施設数	13
1 日あたりの処理能力	185.9 トン

④ リサイクルプラザ

市町村が設置しているリサイクルプラザ（粗大ごみ処理施設や資源化施設に、不用品の補修、再生品の展示等の施設を併設している施設）は、平成 12 年度末現在において 4 市に 4 施設あり、1 日あたりの処理能力は 55 トンとなっています。

表 1-5 リサイクルプラザの設置状況(平成 12 年度)

施設数	4
1 日あたりの処理能力	55 トン

⑤ 最終処分場

市町村・一部事務組合が設置している最終処分場（不燃ごみや焼却残渣などを埋立処分する施設）は、平成 12 年度末現在において 6 市 2 一部事務組合に 8 施設あり、全体の埋立容量は 1,366 万 m^3 で、平成 12 年度末現在の残余容量は 277 万 m^3 となっています。平成 12 年度の埋立量実績 38 万 m^3 で推移すると約 7.3 年分の残余年数となっています。

また、広域臨海環境整備センター法に基づく大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）による最終処分場は、現在、府域では泉大津沖処分場があり、管理型区画の埋立容量は 1,080 万 m^3 であり、平成 12 年度末現在の残余容量は 203 万 m^3 （管理型）となっています。

表 1-6 最終処分場の設置状況(平成 12 年度)

区 分	施設数	全体容量(万 m^3)	残容量(万 m^3)
市町村・一部事務組合	8	1,366	277
フェニックス泉大津沖処分場	1	1,080	203

※フェニックス泉大津沖処分場の容量は管理型区画分

⑥ し尿処理施設

市町村・一部事務組合が設置しているし尿処理施設（下水道に投入するため、希釈処理などを行なう施設を含む）は、平成 12 年度末現在において 18 市 6 町 5 一部事務組合に 39 施設あり、1 日あたりの処理能力は 5,516 キロリットルとなっています。

表 1-7 し尿処理施設の設置状況(平成 12 年度)

区 分	施設数	1日あたりの処理能力
し尿処理施設	27	4,090 キロリットル
下水道投入施設	12	1,426 キロリットル
合 計	39	5,516 キロリットル

注) 施設数とは、施設整備した単位であり、例えば、同一敷地内に2系列の処理施設がある場合に、別々に施設整備した場合には2施設と数えます。

2 減量化の目標量

一般廃棄物の減量化の目標量は、大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議が平成12年6月に定めた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の減量化目標量に基づいて、次のとおり定めます。なお、この目標は、減量化の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■減量化の目標量 (単位：万トン)

	平成12年度	平成17年度	平成22年度
発生量 ^{※1} (集団回収量含む)	457	457	456
発生抑制量 ^{※2}	—	7	13
生活系	—	4	8
事業系	—	3	6
発生抑制後の排出量 ^{※3}	457	450	442
生活系	262	259	256
事業系	195	191	186
再生利用量	38	68	111
生活系	36	52	60
事業系	—	11	27
焼却残渣からの資源化	2	5	24
[再生利用率]	[8%]	[15%]	[25%]
中間処理による減量	331	298	275
最終処分量	88(100)	84(95)	56(64)

注1) 万トン単位で集計したものであるため合計があわない場合があります。
注2) () 内の数字は、平成12年度に対する割合。

《参考》発生量の将来予測方法

将来のごみ量の予測は、生活系ごみと事業系ごみのそれぞれについて、過去の排出量の推移をもとに行っています(トレンド予測：相関係数の最も高い予測式を採用)。なお、予測のもととなる期間は、バブル経済の影響を受けないよう平成6年度から平成10年度までの5カ年間としています。

※1 発生量：この表で発生量とは現状のまま推移した場合に発生すると予測されるごみの量です。(ただし、平成12年度は実際に排出されたごみの量です。)

※2 発生抑制量：ごみとして発生しないよう抑制する目標量です。

※3 発生抑制後の排出量：実際に排出されるごみの量です。

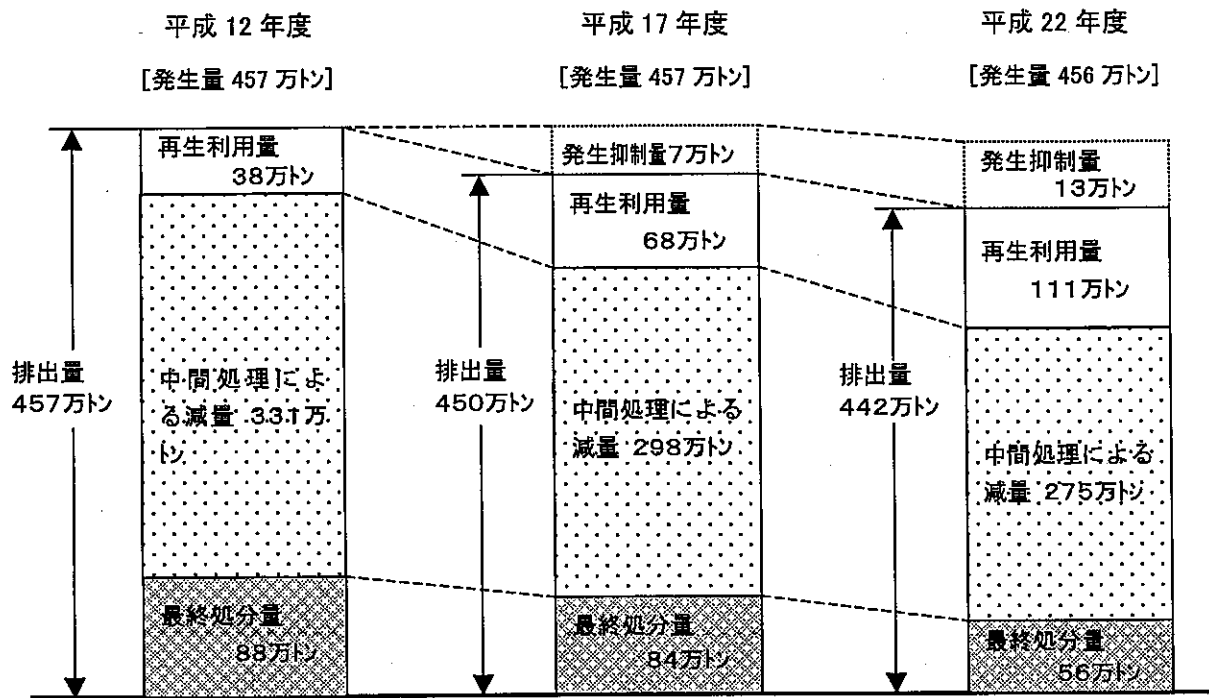


図 1-14 一般廃棄物の減量化目標

3 目標を達成するために必要な措置

3-1 減量化・リサイクルの促進

(1) ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進

大阪府が府民団体や事業者団体、市町村等と設置している大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議では、府民や事業者にごみの減量化・リサイクルの実践行動を促し、環境に配慮したライフスタイルや事業活動の普及・定着を図るために、ごみの減量化目標や府民・事業者・行政が取り組む実践行動をとりまとめて「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を策定（平成12年6月に改定）しました。

このアクションプログラムの実践行動を府民や事業者に普及するため、簡易包装や買い物袋の持参を進めるためのノー包装キャンペーン（マイバッグ持参運動）や、子どもたちにごみ問題に関心と理解を深めてもらうための環境美化・ごみ減量化・リサイクルポスターコンクール事業等の実施、ペットボトルや食品トレー等の店頭回収や再生品の販売など小売店のごみ減量化・リサイクルの取組を促すためのエコショップ制度の普及など、府民団体や事業者団体、市町村等と協力しながら、ごみゼロに向けた府民運動を広げます。

■ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践行動例

府 民	事 業 者	行 政
◇買い物袋の持参	◇ごみになりにくい製品づくり	◇包装の適正化の促進
◇不必要な包装の辞退	◇修理サービス体制の充実	◇エコショップ制度の普及
◇修理店の利用	◇包装の適正化	◇多量排出事業者への減量化指導の徹底
◇使い捨て商品の使用の削減	◇詰め替え製品づくり	◇環境教育・学習の推進
◇リサイクルショップの利用	◇古紙等の分別排出の徹底	◇分別収集の拡充
◇リターナブル容器製品の選択	◇自主回収の推進	◇再生品の率先使用
◇再生品の使用	◇再生品の販売	◇リサイクル施設等の整備
◇集団回収の推進	◇廃棄後の製品の資源化	◇集団回収等への支援

(2) リサイクル関連諸法の円滑施行

家電リサイクル法や食品リサイクル法など各種リサイクル関連法に基づきリサイクルが円滑に実施されるよう、市町村や事業者等関係者間の調整に努めるとともに、府民や事業者の理解と協力が得られるよう法の趣旨等についての啓発、広報に努めます。

また、容器包装リサイクル法に伴う市町村の費用負担増や不法投棄された廃家電製品の処理の問題など、リサイクルを進める際の法制度上の問題点を市町村とともに整理し、必要に応じて、財政措置や制度改善等を国に対して要望します。

(3) 市町村の分別収集の促進

ごみの資源化や適正処理を進めるためには、ごみを適切に分別することが必要です。

大阪府では、市町村が行う分別収集を促進するため、容器包装リサイクル法に基づいて大阪府分別収集促進計画を策定しています。この計画に基づいて、市町村の分別収集が円滑に実施できるよう、府民に対して資源化のための分別収集の必要性等について啓発を行います。

また、分別収集の先進事例や新しい処理技術等についての情報を収集し市町村に提供するとともに、市町村間の情報交換や連携の促進、施設整備に対する技術的援助や国庫補助金の確保に努めます。

■大阪府分別収集促進計画（第2期）の概要

容器包装リサイクル法に基づき、市町村分別収集計画を集約するとともに、府民・事業者・行政の適切な役割分担に基づく分別収集と再商品化の実施を促進するために策定（平成11年7月）。平成14年度に第3期計画を策定する。

〈分別収集の実施計画市町村数〉

区分 \ 年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
ガラス製容器	43	43	43	43	43
PETボトル	43	43	43	43	43
紙製容器包装	12	16	19	24	24
プラスチック製容器包装 (白色トレイ)	12 (13)	20 (16)	24 (22)	30 (22)	30 (22)
スチール缶	43	43	43	43	43
アルミ缶	43	43	43	43	43
紙パック	41	41	41	41	41
段ボール	40	41	41	41	41

(備考) 44市町村のうち2町は一部事務組合で対応しているため、市町村数は43になる。

さらに、府民が分別収集に協力する際に混乱を招かないよう、市町村ごとに取り扱いが異なる分別収集区分ごとのごみの定義やごみを出す際の排出ルールの統一化を図るため、ごみ処理広域化ブロック計画で定めた標準分別収集区分に基づく分別収集の拡充を市町村に働きかけます。

■標準分別収集区分（北大阪ブロックの例）

分別収集品目		分別収集	集団回収	店頭回収	
資源 ごみ	容器包 装ごみ	ビン（無色・茶色・その他）	●		●
		カン（スチール缶・アルミ缶）	●	●	●
		ペットボトル	●		●
		プラスチック製容器包装	●		●
		紙パック	●	●	●
		段ボール	●	●	
		紙製容器包装	●		
		古紙（新聞・雑誌）	●	●	
	古布	●	●		
可燃ごみ		●			
不燃ごみ		●			
粗大ごみ		●			
その他（有害・危険ごみ等）		●		●	

（備考）標準分別収集区分はブロック毎に設定されており、各ブロックでその内容は若干異なります。

(4) グリーン購入の促進

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないモノを優先して購入するグリーン購入は、ごみの減量化とリサイクルの推進に効果があるだけでなく、ライフスタイルや事業活動を環境配慮型に転換する原動力となる重要な取組みです。

大阪府グリーン調達方針に基づいて、大阪府自らが物品や役務を調達する場合のグリーン購入を推進するとともに、グリーン購入の意義を府民や事業者理解してもらうよう啓発に努め、詰め替え製品や長期使用ができる製品、リサイクルが容易な製品や再生品等の環境配慮型製品を紹介するなどにより、グリーン購入推進運動を広げます。

■大阪府グリーン調達指針の概要（平成13年度）

物品等の調達にあたっては、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して、調達の目的に支障がない範囲において、環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。

分野	数値目標
①紙類	80%以上（A4判換算枚数）
②納入印刷物	80%以上（契約件数）
③文具類	100%（金額）
④OA機器	90%以上（台数）
⑤自動車	100%（台数）

⑥機器類 ⑦家電製品 ⑧照明 ⑨制服・作業服 ⑩インテリア・寝装 ⑪作業用手袋 ⑫設備 ⑬公共工事 ⑭役務

数値目標については、今後設定する。

(5) 経済的手法の導入検討

府民や事業者に経済的な負担を課すことによって、その負担軽減のためにごみの減量化やリサイクルに取り組むよう経済的インセンティブを与える手法が、ごみ問題の解決のための新しい手法として注目され、その効果が期待されています。

このため、ごみ処理費用の有料制やデポジット制、製品課徴金など、ごみの発生抑制・リサイクルを促進する経済的手法の導入について市町村等とともに検討します。

また、ごみ処理費用の有料制は、ごみの減量化やリサイクルへの取り組みの努力が報われ、ごみ処理に係る負担の公平性が図れるとともに、ごみの減量化に有効な手法であることから、ごみ処理費用の有料制に対する府民の理解を得るため、その意義や効果、必要性等についての情報の提供に努めるなど、有料制の導入に向けた市町村の取り組みを支援します。

(6) 事業者のごみの減量化・リサイクルの促進

産業集積に伴い事業所から排出されるごみの量が多い大阪では、事業者の処理責任を徹底し、事業系ごみの減量化・リサイクルの取組を促進することが特に重要です。

このため、市町村が実施する多量排出事業者への減量指導等を促進するとともに、府域で統一的に事業者への指導や要請を行うべき事項については、「容器包装の使用の適正化に関する指針」等のガイドラインを設定するなどにより、事業者団体等を通じた事業者への働きかけを市町村と連携して行います。

また、すでに一部の事業者では、使用済み製品や容器等の店頭等での自主回収や市町村の拠点回収への協力が行われていますが、拡大生産者責任を踏まえて、こうした自主回収等の拡大を市町村とともに事業者に求めています。

■容器包装等の使用の適正化に関する指針の概要

- ◇ 繰り返し使用できる容器包装等を製造・使用するとともに、過剰包装等を行わないよう自主的な基準を設定するなど、ごみになる容器包装等を削減してください。
- ◇ 容器包装等の使用は、内容物の保護、品質の保全、安全、衛生管理及び配送のため必要な最小限度にしてください。
- ◇ 贈答品の場合は、その趣旨に配慮し購入者の意向を確認するなど、購入者に積極的な協力を求めて容器包装等の簡素化に努めてください。
- ◇ 環境への負荷の少ない素材の容器包装等を製造・使用するとともに、プラスチック製の容器包装等は、その材質を表示するよう努めてください。
- ◇ 容器包装等の削減について、消費者の理解が得られるよう啓発に努めてください。

(7) 府庁ごみゼロ作戦の推進

大阪府では、本府自身が事務事業において「環境」という尺度を持ち、率先して環境配慮の行動に取り組むため、本庁舎について環境マネジメントシステムを構築して、国際標準に則した環境ISO（ISO14001）の認証を取得し（平成11年2月）、省エネ、省資源、リサイクル、グリーン調達等を職場単位で取り組んでいます。

大阪府の事務事業に伴い排出される廃棄物については、分別の徹底等による減量化やリサイクルを推進し、府庁のゼロエミッション化をめざします。

(8) 府民、事業者、民間団体の自主的な活動の支援

ごみの減量化・リサイクルや環境美化に関する実践活動を奨励するために、効果的な取組のアイデア募集や優秀な提案に対する活動資金の助成、優れた取組に対する表彰や民間団体等の活動紹介を行うなど、府民や事業者、民間団体の自主的な活動に対する支援を行います。

(9) 調査・研究の推進

府立の試験研究機関において、大学や民間企業等と連携しながら、食品廃棄物（産業廃棄物を含む）の再生利用等に関する調査研究を行います。また、事業者の環境に配慮した製品の開発への支援を行います。

3-2 適正処理の推進

(1) 環境への負荷が少ないごみ処理の推進

ごみ処理施設の整備にあたっては、市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理計画に基づき、適正な整備が図られてきました。今後は、環境への負荷が少ないごみ処理をさらに推進するため、ごみ処理広域化計画に基づき各広域ブロックなどにおいて、市町村等の相互の連携・協力により、ダイオキシン類の排出抑制や処理施設の集約化などスケールメリットを生かした広域的な整備が図られるよう調整・支援に努めます。

また、平成14年12月1日からダイオキシン類の排出規制が強化され、これに対応できない民間のごみ焼却施設や産業廃棄物焼却施設は使用できなくなります。事業活動に伴う廃棄物の処理は事業者には責任がありますが、大阪は中小零細企業の多い街であることを踏まえ、廃棄物の適正処理を図り、地域環境の保全を進める上で、現在、最も高度な焼却施設を有する市町村等の施設の暫定的な活用について、市町村等とともに検討します。

① 施設整備に向けた情報公開

ごみ処理施設は、都市の環境保全及び都市活動を維持するために、必要不可欠な基幹施設ですが、施設に対するイメージや環境保全面から、地域住民による反対運動が起こるなど処理施設の立地は非常に困難となっています。

ごみ処理施設の設置・更新にあたっては、早い段階で情報を公開し、広く住民から意見・情報の募集をするなど、社会的な合意を得るための必要な手続きを住民参加のもと進めていくことが求められています。

このため、ごみ処理施設の整備にあたっては、行政・住民・学識経験者による新たなごみ処理方策を検討する場を設けるなど、住民の理解を得るための仕組み作りが重要となることから、市町村等とともに検討を行います。

② 資源化施設の整備の促進

廃棄物を資源としてとらえ、資源の循環を基調とする経済社会システムへの移行を図る必要があります。このため、ごみを資源として有効利用できるシステムの構築に向け、市町村や民間の資源化施設の整備を促進します。

ペットボトル及びプラスチック製容器包装廃棄物などの容器包装ごみ

については、分別収集促進計画に基づき市町村における分別収集を促進することにより、今後、さらに量的に増加することが見込まれます。この容器包装ごみのリサイクルを進めるため、選別や圧縮梱包などの処理を行なう資源化施設の整備が必要になります。

施設の整備にあたっては、収集運搬効率やスケールメリットを生かした施設とするため、近隣市町村の共同処理や民間の処理施設の活用について、市町村等と検討を進めます。

③ 民間処理施設についての情報提供

リサイクルについては、市町村の収集運搬効率の向上を図るため、一般廃棄物処理施設の許可権者である大阪府及び大阪市等保健所設置市と、廃棄物処理法に基づき民間が設置し許可を受けている資源化施設についての情報交換を行うとともに、市町村等に対して、民間処理施設についての情報提供を図ります。

④ 民間処理事業者の指導・育成

民間の資源化施設等のごみ処理事業については、ごみの適正処理を推進し、ごみ処理の信頼性、安全性の確保を図るため、ごみ処理施設への立入等により廃棄物処理法に基づく維持管理基準の遵守など、事業者を指導するとともに、優良な処理事業者の育成に努めます。

さらに、リサイクルを円滑に推進するためには、資源循環の静脈部分を担う再生資源業者の役割が重要であることから、廃棄物再生事業者登録制度の活用等により優良な再生資源業者の育成に努めるとともに、市町村とともに再生資源業界の振興策の検討や支援を行います。

(2) ダイオキシン類発生抑制の促進

平成 14 年 12 月 1 日から規制強化されるダイオキシン類の恒久対策基準に適合させるため、市町村・一部事務組合において実施されるごみ焼却施設の改善対策や施設の更新工事等が円滑に実施されるよう市町村・一部事務組合を指導するとともに、必要な調整を行います。

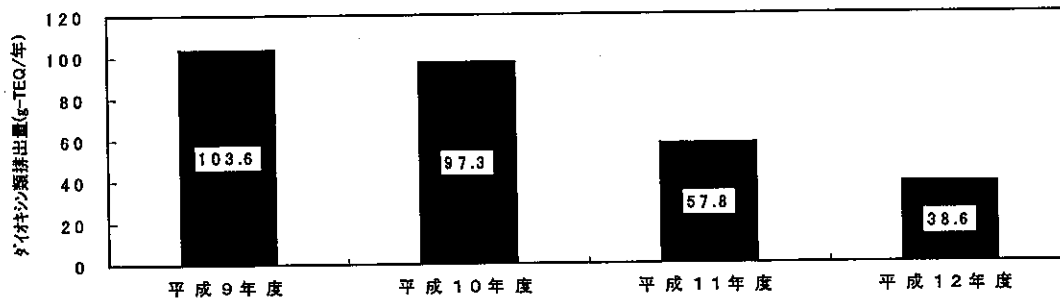


図 1-15 ごみ焼却施設排ガスからのダイオキシン類排出量

注1 民間のごみ焼却専焼炉を含む。

注2 平成9年度から平成11年度まではコプラナーPCBを除く数値

① ごみ処理の協力体制

市町村・一部事務組合において実施されるごみ焼却施設の改善対策や更新工事等が完了するまでの間、ごみ処理に支障をきたさないよう市町村・一部事務組合間において相互協力する必要があります。

このため、市町村・一部事務組合間における必要な調整を行います。

② ごみ処理広域化ブロック計画の推進

焼却施設の広域化にあたっては、今後整備する施設は処理能力が 100 トン/日以上以上の規模とし、複数の焼却炉を有する場合には処理能力が 300 トン/日以上以上の施設規模が望ましいとされています。

府域には、現在、100 トン/日未満の焼却炉が 4 施設ありますが、これらについては将来の更新時期を踏まえた集約化について検討を進めるため、関係者間の調整を行います。

③ ばいじん、燃え殻対策の推進

ばいじん、燃え殻中に含まれるダイオキシン類を低減し最終処分量の減量を図るため、ごみ焼却施設の新設・更新時には、ばいじん、燃え殻を溶融処理する灰溶融施設の整備を促進します。

灰溶融施設の整備にあたっては、施設整備や運転管理に要する経費の低減を図り、ばいじん、燃え殻を溶融処理した溶融物の資源化を促進するため、処理施設の共同設置や共同利用などスケールメリットを生かした広域的な施設整備及び効率的な運搬方法などについて関係機関と検討を進めます。

また、ばいじん、燃え殻の灰溶融施設から排出される灰溶融物については、路盤材として建設資材への利用など、公共工事での有効利用を図

り、最終処分量の削減を促進します。

④ 維持管理等におけるダイオキシン類対策の推進

市町村・一部事務組合及び民間のごみ焼却施設や最終処分場に対しては、廃棄物処理法に基づく立入検査を実施し、維持管理の徹底によるダイオキシン類の排出抑制並びに、排出ガス、ばいじん、燃え殻及び排水のダイオキシン類濃度の測定を指導するとともに、構造・維持管理基準に適合しない施設については、使用停止や廃止を含め厳格な措置を行います。

また、ごみ焼却施設内における、維持管理作業や解体作業において、作業に従事する作業員のダイオキシン類ばく露防止や周辺的环境汚染防止のため、厚生労働省が策定した「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の周知徹底を図ります。

ごみ焼却施設の解体工事に伴い除去したばいじんや解体物等については、適正に処理するよう指導します。

(3) ごみ処理におけるエネルギーの有効利用の促進

ごみ焼却施設における余熱の利用をさらに進め、エネルギーの有効利用による地球環境の保全やごみ処理施設の維持管理費の軽減を図るとともに、施設周辺地域とのコミュニティ作りにも役立てるため、ごみ焼却施設の新設・更新時においては、余熱利用設備（発電、温水・蒸気）の設置を促進します。

4 一般廃棄物の適正な処理の確保

4-1 一般廃棄物の広域的な処理

(1) ごみ処理広域化計画の推進

ごみ排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するにあたっての課題に対応するため、小規模な焼却施設についてはごみ処理の広域化により適切な規模とすることが必要となっています。大阪府では、「ごみ処理の広域化について」（平成9年5月28日付け厚生省通知）に基づき、平成11年3月に「大阪府ごみ処理広域化計画」を策定しました。この計画の中で、府域に6つの広域ブロック（北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州）を設定し、各々ブロック計画を策定することとしています。

これを受け、各ブロックにブロック会議を設置し、市町村・一部事務組合とともに検討を行い、平成13年8月までに「減量化・リサイクルの推進」「処理施設整備の取組」「最終処分量の削減」など、広域的に取り組むべき課題への対応方針等を記述した、それぞれのブロック広域化計画を取りまとめました。今後は、市町村・一部事務組合とともに、各ブロック広域化計画の進捗管理に努めるとともに、連携・協力して広域的に取り組むことが有効である諸課題について、情報交換・取組方策の検討等を行います。

また、兵庫県川西市、猪名川町と大阪府能勢町、豊能町の1市3町によるごみ処理の広域化については、平成12年8月に「猪名川上流広域ごみ処理施設組合」が設立されており、今後、平成18年度の完成を目標に、環境アセスメントや都市計画の手続きなど施設整備計画が進められます。大阪府は、地元市町や兵庫県などの関係者と連携し、計画の推進に協力するとともに、新施設が完成するまでの間、能勢、豊能両町で発生するごみの焼却処理について、近隣市の協力のもと適正に処理されるよう調整を行います。

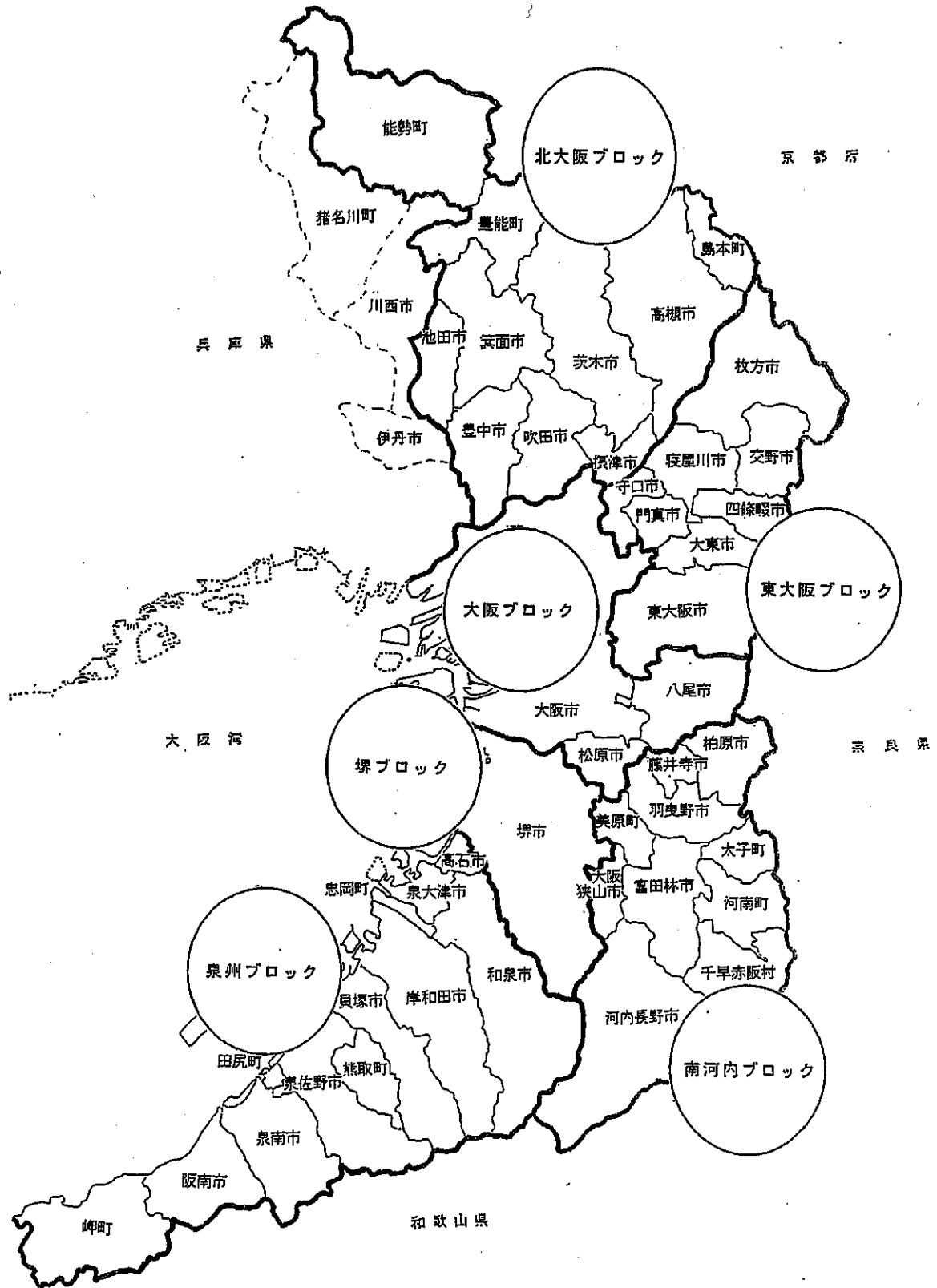


図1-16 ごみ処理広域化ブロックの区割り図

(2) 安定した広域的最終処分

ごみの最終処分については、発生抑制とリサイクルの推進による最終処分量の一層の削減を図っても、どうしても利用できない廃棄物は適正に処分する必要があります。

しかしながら、府域の一般廃棄物最終処分場は、廃棄物処理に対する府民の不安や不信感により、新たな処分場の確保が非常に困難な状況となっており、このため、既存の最終処分場の延命化を図るとともに、環境保全に留意しつつ、公共関与による安定的・広域的な処分場を確保するよう努めます。

① 最終処分量の削減

現在、ごみ焼却施設でごみを焼却処理した後、排出される燃え殻については、金属回収などにより一部、資源化されていますが、平成12年度のばいじん、燃え殻の最終処分量は78万トンであり、最終処分量全体の約89%を占めています。この、ばいじん、燃え殻の最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図るため、市町村等が整備するごみ焼却施設の更新・新設時には、ばいじん、燃え殻を熔融処理する灰熔融施設の整備を促進します。

灰熔融施設では、ばいじん、燃え殻を高温で溶かし重金属類の溶出防止やダイオキシン類を分解するとともに、熔融スラグとして排出され、土木・建築資材等としての利用が見込まれています。

このため、熔融スラグの利用指針を策定し、その利用促進を図るとともに、国等関係機関に対して、熔融スラグの品質向上の技術開発や標準規格化(JIS化)並びに、利用への優遇・支援措置等を働きかけます。

② 最終処分場の整備

府域で発生するばいじん、燃え殻等は、市町村等や事業者の処理責任のもと適正に処分されるものですが、府域での最終処分場の整備は非常に困難な状況にあります。しかし、発生するごみは資源活用しても、処分しなければならない廃棄物は残るため、それを適正に処分するための最終処分場は必要です。このため、最終処分場の設置に際しては、環境データ等の公開や永続的な維持管理方法など住民の理解を得られる方策について検討を進め、安全で安心できる最終処分場の確保に努めます。

また、大阪府では近隣府県、市町村等と協力しながら、フェニックス事業として、大阪湾圏域の広域処理対象区域において生じた廃棄物の海

面埋立処分場を環境保全に留意しつつ、泉大津沖に確保するなど公共関与による広域的な最終処分場の確保に努めてきました。

今後とも、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理により最終処分量の一層の削減を進めますが、最終的に埋立処分せざるをえない廃棄物の適正な処分を図るため、近隣府県、市町村等関係者の協力・連携のもと、周辺環境の保全にも配慮し、フェニックス計画を進めていきます。

■大阪湾フェニックス計画の概要

大阪湾圏域2府4県の広域処理対象区域における生活環境の保全と秩序ある港湾施設の整備などを目的とし、処理対象区域から発生する廃棄物の適正処理のため、海面埋立てによる最終処分場の確保を行う。

	面積(ha)	容量(万㎡)	残容量(万㎡)	受入開始	終了年度
泉大津沖	203 (66)	3,080 (1,080)	972 (203)	平成4年1月	平成21年度 (H14)
尼崎沖	113 (25)	1,535 (435)	188 (16)	平成2年1月	平成21年度 (H14)
神戸沖	88	1,500	—	平成14年1月	平成22年度
大阪沖	95	1,400	—		平成22年度

※泉大津沖、尼崎沖の()内は管理型

※神戸沖、大阪沖は全て管理型

※残容量は平成12年度末現在

4-2 適正なし尿処理

(1) し尿処理施設の整備促進

これまで、下水道・浄化槽などの整備により、し尿の衛生的な処理が進められてきましたが、平成12年度末現在、非水洗化(し尿のくみ取り)人口は74万人(府域の約8%)あり、また、平成12年の浄化槽法改正により浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられるなど、公共用水域への水質汚濁負荷の低減のため、し尿と生活排水を併せて処理する施設の整備が必要となっています。

このような状況のなか、し尿を含む生活排水の適正な処理を確保するため、下水道、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設などにより、地域の実状にあった効率的かつ効果的な施設整備を進めます。

下水道については、21世紀の大阪府下水道整備基本計画に基づき効率的な整備を促進します。また、下水道整備が困難な地域では、市町村が設置主体となって各戸に合併処理浄化槽を整備し、下水道と同様に使用料を徴収する市町村設置型方式の導入拡大を促進します。

■ 将来における生活排水処理率（汚水衛生処理率）

将来における府内の生活排水処理率は、平成17年度が95%、平成22年度が100%で、各年度における処理方法別の内訳は下表のとおり

生活排水処理率の内訳

(単位：%)

	下水道	合併処理浄化槽等	合計
平成17年度	90	5	95
平成22年度	92	8	100

注) 汚水衛生処理率とは、下水道、合併処理浄化槽等に接続して処理される割合

(2) 陸上処理の促進

ロンドン条約（「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止条約」）は、国際的な廃棄物の海洋投棄に関する規制を取り決め、海洋汚染の防止をめざしています。本条約は昭和50年に国際発効しており、我が国は昭和55年に批准しています。また、本条約は海洋環境の保全に向け、規制の強化を目的に平成8年に大幅に改正され（96年議定書）、関係各国において、その締結に向けた準備が進められています。

国において、廃棄物処理法が改正され、し尿の海洋投棄が禁止されたことから、平成19年1月末までの5年間の猶予期間中に陸上処理に移行する必要があります。

府内で海洋投棄により処分しているし尿は、平成12年度において

2.8万キロリットルとなっています。廃棄物による海洋汚染の防止を図るため、早期に陸上での処理に移行できるよう関係機関との調整や技術的援助を行い、し尿の陸上での処理を促進します。

(3) 汚泥の再生利用の促進

し尿処理汚泥の有効利用を図り、最終処分量を削減するため、し尿処理施設の新設・更新時には、し尿、浄化槽汚泥その他の有機性廃棄物等を併せて処理し、堆肥など資源を回収する設備を有する汚泥再生処理センターの整備を促進します。

堆肥などに処理した資源は、農地に還元するなど有効に利用されるよう関係機関との調整や技術的援助を行います。

4-3 市町村に対する技術的援助

(1) ごみ処理技術の向上のための情報発信

焼却施設や資源化施設などによるごみ処理については、適正な処理の推進を図るため、ごみ処理技術の向上や施設の維持管理経費の削減に努める必要があります。

現在、実用化されている中間処理方式として、熔融処理を含めた焼却処理の他に、ごみ燃料化処理、高速堆肥化処理、ごみ飼料化処理及びメタン発酵処理などがあり、今後も、新しい処理技術の開発が進むものと考えられます。このような新技術の動向やごみ処理施設の整備・維持管理など、ごみ処理技術に関する情報の収集に努めるとともに、技術研修会の開催、処理技術に関する情報交換の促進及びインターネット等を活用した技術情報の提供を行います。また、国に対して必要な技術的援助を要請します。

(2) 市町村間の調整

ごみの減量化・リサイクル、適正処理がより効果的・効率的に行われるよう、それぞれの市町村が実施している取組について相互の情報交換を促進するとともに、連携・協力した取組を促進するために市町村間の調整に努めます。

(3) 国庫補助制度の充実

ごみ処理施設の整備や焼却施設の廃止・更新などに伴う施設の解体工事については、多額の経費が必要となることから、国において策定されている廃棄物処理施設整備費等の国庫補助制度の充実や必要な予算の確保が

重要です。

このため、国に対して、国庫補助制度の充実や必要な予算の確保について要望します。

4-4 災害時等におけるごみ処理の相互協力

震災等の災害時や施設の定期点検時など、処理区域内での処理に支障をきたす事態が発生したときは、市町村・一部事務組合が相互に協力してごみ処理を行うことが必要です。

このため、大阪府は市町村・一部事務組合間の必要な調整等を行いごみ処理広域化ブロック内で、相互協力するための体制を整備するとともに、ブロック内で処理できないような大規模な災害等が発生した事態には、ごみ処理能力が大きい大阪市を中心とした協力体制を促進していきます。

また、府域で処理が困難な事態が発生したときは、広域的な処理体制を確保するため、他の府県及び国に対して支援を要請します。

第2章 産業廃棄物

1 排出及び処理の状況

1-1 排出の状況

(1) 発生量

平成12年度において府域で発生した産業廃棄物等の発生量は1,931万トンと推計されます(排出事業者が何ら処理を行わずに、有償で売却している金属くずなど有価物 163万トンを含む)。

産業廃棄物等の発生量について業種別にみると、電気・ガス・水道業からの発生が876万トン(うち下水道業781万トン)で最も多く、全体の45%を占め、以下、建設業が539万トン(28%)、製造業が489万トン(25%)の順となっており、この3業種で全体の98%を占めています(図2-1)。

また、発生量の推移をみると、昭和62年度が2,207万トン、平成7年度が2,038万トン、平成12年度が1,931万トンと減少の傾向にあります。特に、製造業にあつては経済産業構造の変化等に伴い著しく減少しています。

一方、下水道業、建設業、水道業では増加傾向が見られ、特に下水道業は下水道の普及に伴い昭和62年度に比べて275万トン(対62年度比54%)増加しています(図2-2)。

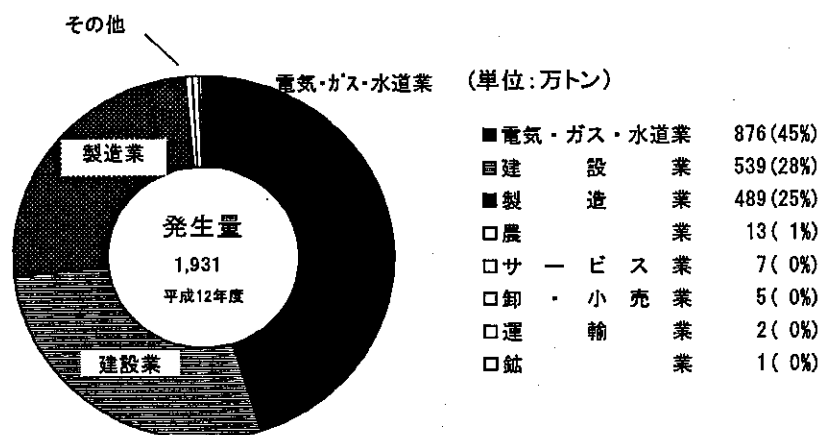


図 2-1 産業廃棄物等発生量(有価物を含む・業種別)

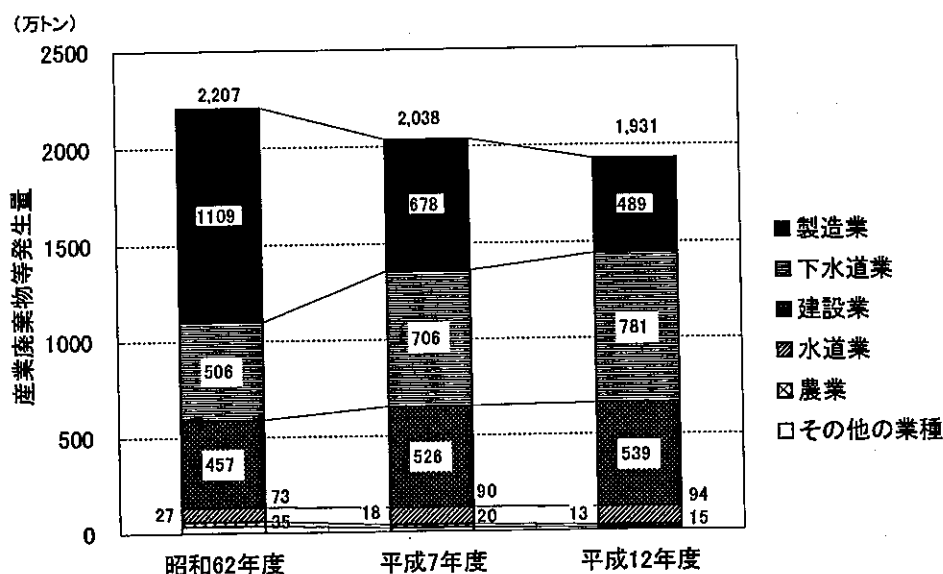


図 2-2 産業廃棄物等発生量の推移

(2) 排出量

平成12年度において、有償物（排出事業者が何ら中間処理を行わず有償で売却しているもの）163万トンを除く1,768万トンが廃棄物処理法で定める産業廃棄物として排出されています。これは、『産業廃棄物排出・処理状況調査』平成11年度実績（環境省調べ）による全国の産業廃棄物排出量3億9,980万トンの約4.4%を占め、面積あたりの排出量は全国の約9倍、人口あたりでは全国の約0.6倍となっています。業種別・種類別の排出量は次のとおりです（表2-1）。

表 2-1 産業廃棄物排出量（業種別・種類別）

種類	業種	(単位: 万トン/年)								
		合計	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業	卸・小売業	サービス業
合計		1,768	13	1	534	332	875	2	5	6
燃え殻		0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥		1,221	0	0	170	174	875	0	1	2
廃油		12	0	0	0	9	0	0	2	1
廃塗料		12	0	0	0	11	0	0	0	0
廃アルカリ		9	0	0	0	8	0	0	0	0
廃プラスチック類		20	0	0	4	13	0	1	1	1
紙くず		10	0	0	2	9	0	0	0	0
木くず		22	0	0	16	6	0	0	0	0
繊維くず		1	0	0	0	1	0	0	0	0
動植物性残さ		5	0	0	0	5	0	0	0	0
ゴムくず		0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず		22	0	0	4	17	0	0	1	1
ガラス陶磁器くず		18	0	0	11	6	0	0	0	1
鉱さい		63	0	1	0	62	0	0	0	0
がれき類		332	0	0	327	4	0	0	0	0
ばいじん		8	0	0	0	8	0	0	0	0
動物のふん尿		13	13	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他産業廃棄物		1	0	0	0	0	0	0	0	1

注) 万トン単位で集計したものであるため合計があわない場合があります。

① 業種別排出状況

産業廃棄物の排出量について業種別にみると、電気・ガス・水道業からの排出が875万トン（うち下水道業781万トン）で最も多く、全体の50%を占め、以下、建設業が534万トン（30%）、製造業が332万トン（19%）の順となっており、この3業種で全体の99%を占めています（図2-3）。

なお、発生量と比べて大きな違いは、有価物の96%が製造業から発生しているため、製造業の占める割合が小さくなっていることです。

また、全国に比べて、電気・ガス・水道業及び建設業の占める割合が大きく、一方、農業の占める割合が小さくなっています（図2-4）。

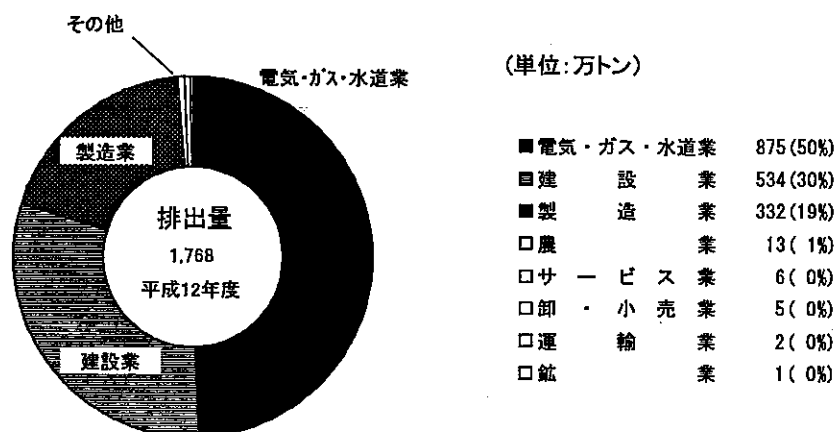


図 2-3 産業廃棄物排出量（大阪府・有価物を含まない・業種別）

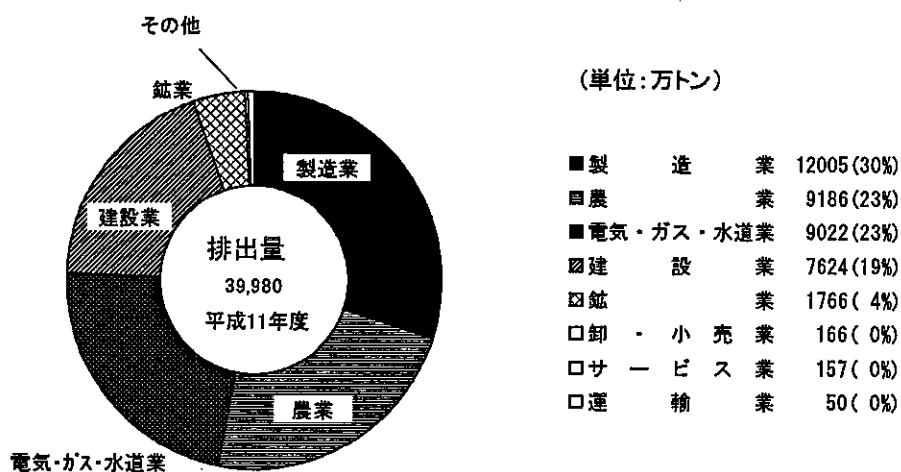


図 2-4 産業廃棄物排出量（全国・有価物を含まない・業種別）

② 種類別排出状況

種類別の排出量をみると、汚泥が1,221万トンで最も多く、全体の69%を占め、以下、がれき類が332万トン(19%)、鉱さいが63万トン(4%)の順となっており、この3種類で全体の92%を占めています(図2-5)。

汚泥のうち、下水道汚泥が781万トン、上水道汚泥が94万トン、建設汚泥が170万トンとこの3業種で汚泥全体の86%を占めています。

全国に比べると、汚泥の占める割合が大きく、一方、動物のふん尿の占める割合が小さくなっています(図2-6)。

また、種類別排出状況の推移を見ると、排出量の上位を占める廃棄物のうち、有機性汚泥が昭和62年度に比べて49万トン(6%)、がれき類が48万トン(16%)増加しているのに対し、無機性汚泥が79万トン(19%)、鉱さいが157万トン(71%)減少しています(図2-7)。

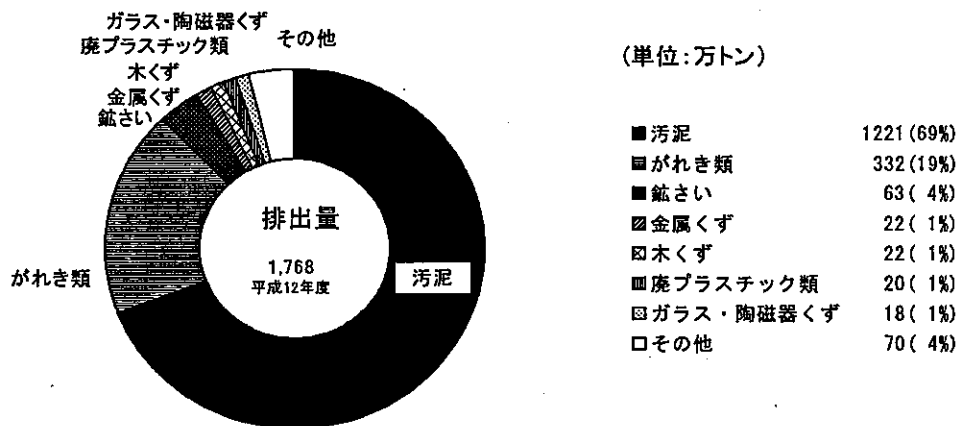


図 2-5 産業廃棄物排出量 (大阪府・種類別)

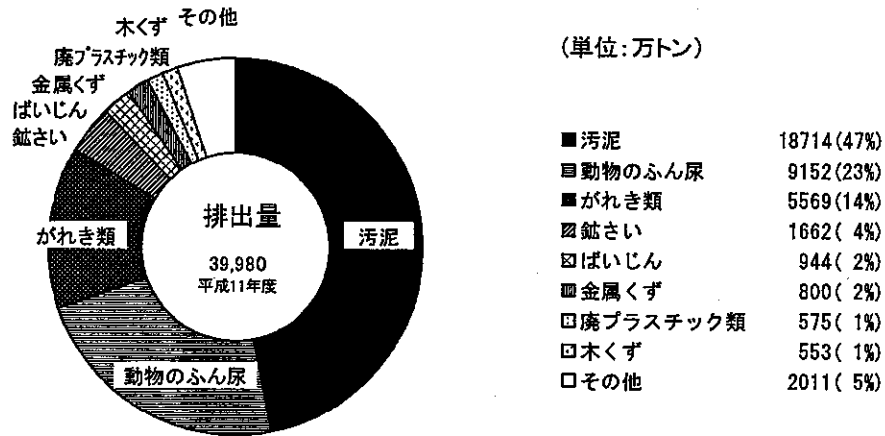


図 2-6 産業廃棄物排出量 (全国・種類別)

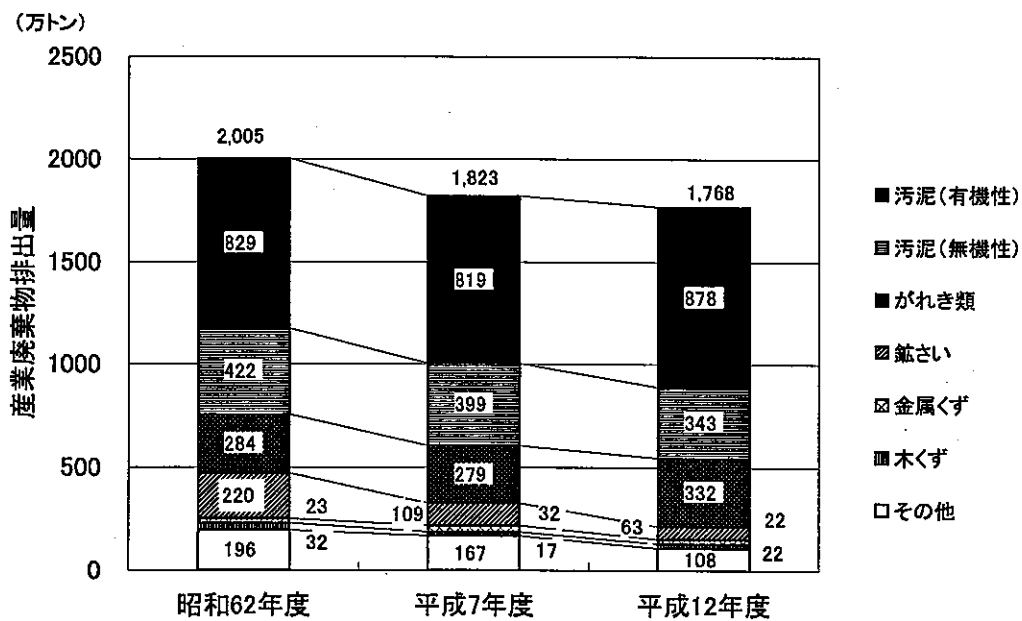


図 2-7 産業廃棄物排出量の推移 (種類別)

③ 地域別排出状況

地域別*の排出量をみると、大阪市域が 642 万トンで最も多く、全体の 36%を占め、以下、南大阪地域が 472 万トン (27%)、東大阪地域が 379 万トン (21%)、北大阪地域が 275 万トン (16%) となっています (図 2-8)。

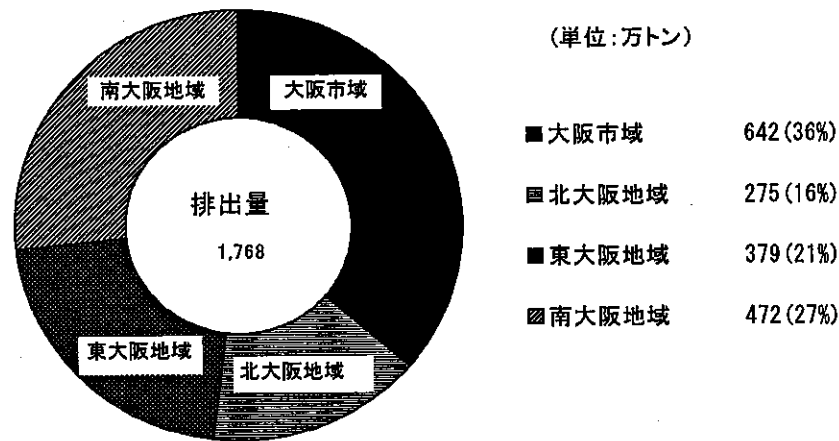


図 2-8 産業廃棄物地域別排出量 (平成 12 年度)

※ 地域区分:大阪府内を次に示す構成市町村により 4 区分しています(以下、本章にて同様)。

- ・ 大阪市域:大阪市
- ・ 北大阪地域:高槻市、茨木市、摂津市、箕面市、吹田市、池田市、豊中市、(豊能郡) 豊能町、能勢町、(三島郡) 島本町
- ・ 東大阪地域:東大阪市、枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市、門真市、守口市、大東市、八尾市、柏原市
- ・ 南大阪地域:堺市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、大阪狭山市、(南河内郡) 美原町、太子町、河南町、千早赤阪村、(泉北郡) 忠岡町、(泉南郡) 熊取町、田尻町、岬町

1-2 処理の現状

(1) 処理状況の概要

平成 12 年度に発生した産業廃棄物等 1,931 万トンのうち、有価物 163 万トンを除く 1,768 万トンが産業廃棄物として排出されています。そのうち、1,728 万トンが脱水、焼却等の中間処理され、1,157 万トン減量(以下、この量を「減量化量」という。)されています。最終的には排出量の 26% にあたる 464 万トンが再生利用され、排出量の 8% にあたる 147 万トンが最終処分されています(図 2-9)。

全国と比べて、排出量に対する再生利用の割合が小さくなっていますが、これは、全国においては動物のふん尿が多量に再生利用されていることに対し、大阪府では、中間処理による減量化の割合の大きい汚泥が排出量の約 70% (全国 47%) を占めているためと考えられます。また、全国に比べて大阪府における最終処分の割合が小さいことは減量化が進んでいるため

と考えられます (図 2-10)。

産業廃棄物等の処理状況の推移をみると、昭和 62 年度から平成 12 年度にかけて、産業廃棄物等の発生量は 2,207 万トンから 1,931 万トンに減少しているのに対し、再生利用量は 340 万トンから 464 万トンに増加しており、その結果、最終処分量は 525 万トンから 147 万トンへと大幅に減少しています (図 2-11)。

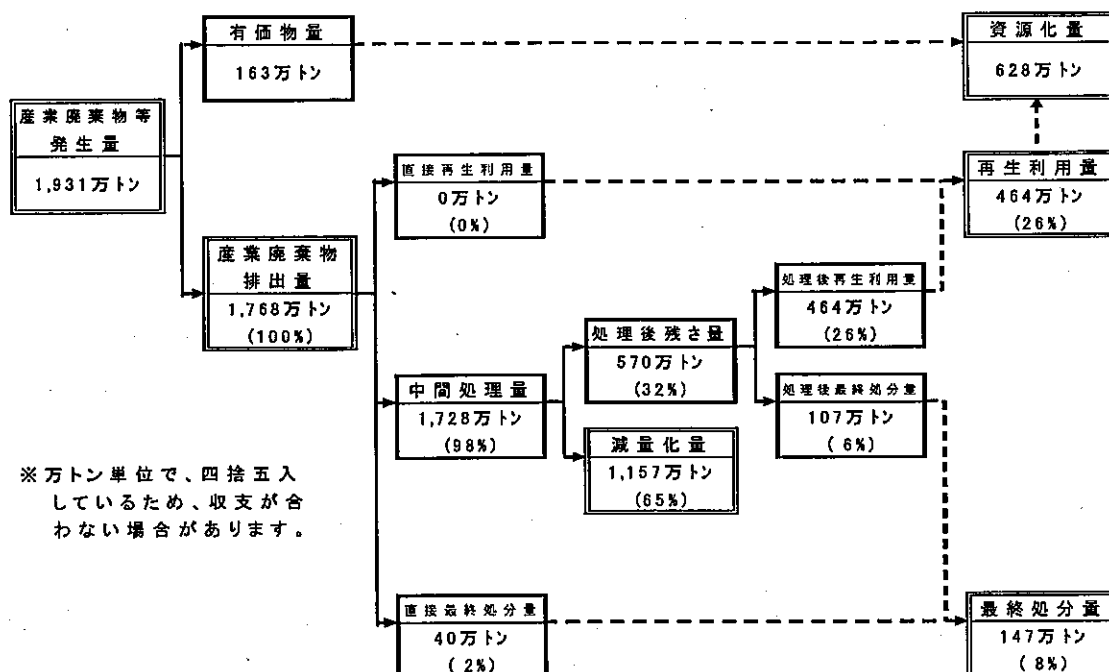


図 2-9 産業廃棄物等の処理状況 (府域・平成 12 年度)

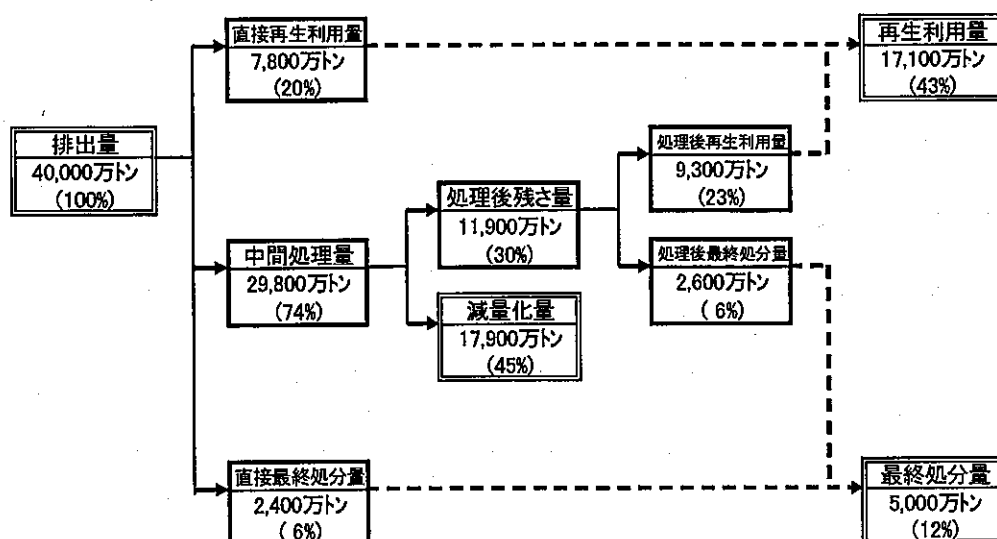
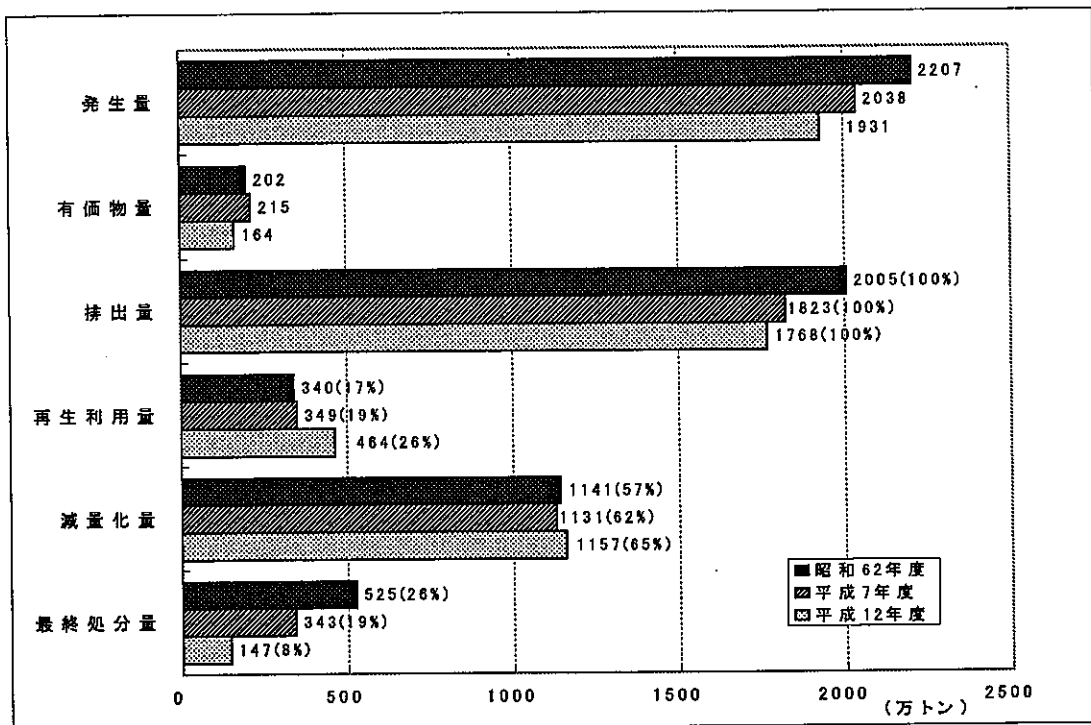


図 2-10 産業廃棄物の処理状況 (全国・平成 11 年度)



注) () 内の数字は、排出量に対する割合を示す。

図 2-11 産業廃棄物等処理状況の推移

発生した産業廃棄物等のうち、中間処理や再生利用により減量化される割合を「減量化率」とした場合の減量化率目標の達成状況は、平成12年度実績で全ての産業廃棄物について平成3年度に策定した「大阪府産業廃棄物管理計画」の平成13年度目標を達成しています(表2-2)。

表 2-2 減量化率の実績と目標

(単位: %)

産業廃棄物の種類	昭和62年度実績	昭和62年度から平成13年度への目標	平成12年度実績
汚泥	88	92	96
がれき類	30	70	81
鉱さい	70	80	94
ガラス及び陶磁器くず	19	45	68
全産業廃棄物	76	86	92

注) 減量化率: (産業廃棄物等発生量) に対する (資源化量+減量化量) の割合

(出典) 昭和62年度実績及び目標値については、「大阪府産業廃棄物管理計画」(平成3年度、大阪府)より引用しています。また、平成12年度実績については、大阪府産業廃棄物処理実態調査結果(平成13年度実施)により算出しています。

(2) 再生利用・減量化の状況

① 再生利用の状況

平成 12 年度の再生利用量は 464 万トンで、業種別にみると、建設業が 322 万トン (69%) で最も多く、ついで、製造業が 122 万トン (26%) となっており、この 2 業種で全体の約 96% を占めています。

また、廃棄物の種類別にみると、がれき類が 266 万トン (57%) を占めて最も多く、以下、汚泥が 60 万トン (13%)、鉱さいが 55 万トン (12%)、となっており、これら 3 種類で全体の 82% を占めています (図 2-12、図 2-13、表 2-3)。

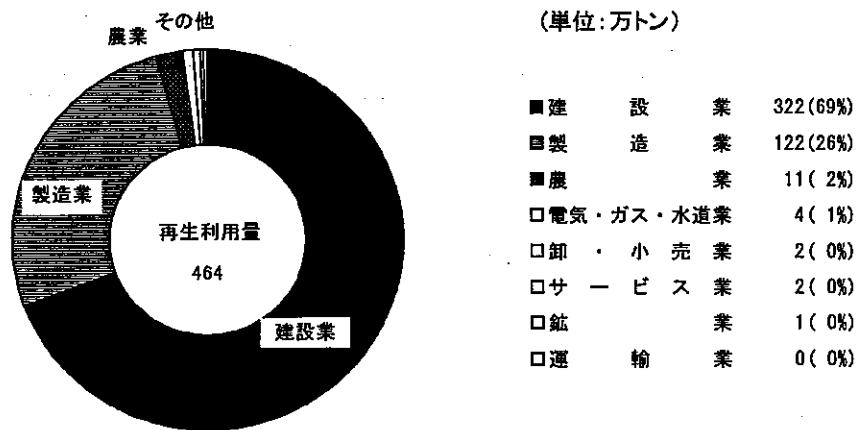


図 2-12 産業廃棄物の再生利用量 (業種別・平成 12 年度)

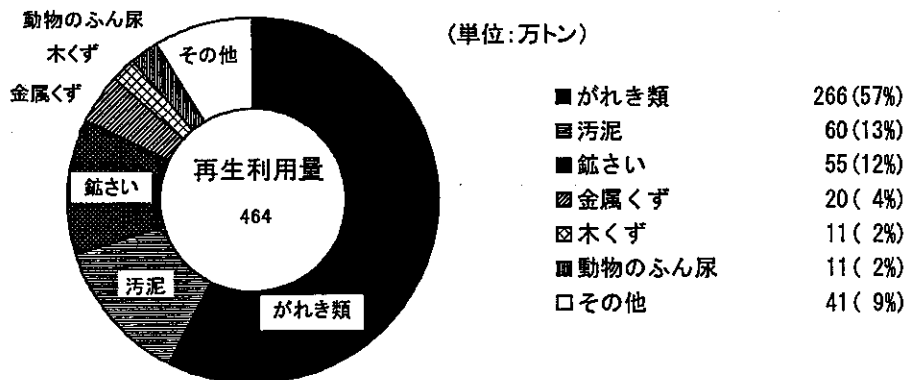


図 2-13 産業廃棄物の再生利用量 (種類別・平成 12 年度)

表 2-3 産業廃棄物の再生利用量（業種別・種類別・平成12年度）

(単位: 万トン/年)

種類	業種	合計	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業	卸・小売業	サービス業
合計		464	11	1	322	122	4	0	2	2
燃え殻		0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥		60	0	0	40	17	4	0	0	0
廃油		5	0	0	0	3	0	0	1	0
廃酸		4	0	0	0	3	0	0	0	0
廃アルカリ		1	0	0	0	1	0	0	0	0
廃プラスチック類		5	0	0	0	3	0	0	1	0
紙くず		8	0	0	1	7	0	0	0	0
木くず		11	0	0	10	1	0	0	0	0
繊維くず		0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ		3	0	0	0	3	0	0	0	0
ゴムくず		0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず		20	0	0	3	16	0	0	1	1
ガラス陶磁器くず		9	0	0	4	4	0	0	0	0
銻さい		55	0	1	0	55	0	0	0	0
がれき類		266	0	0	264	2	0	0	0	0
ばいじん		7	0	0	0	7	0	0	0	0
動物のふん尿		11	11	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他産業廃棄物		0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 万トン単位で集計したものであるため合計があわない場合があります。

② 中間処理による減量化の状況

平成12年度における中間処理による減量化量は1,157万トンで、業種別にみると、電気・ガス・水道業が857万トン(74%)で最も多く、以下、製造業が180万トン(16%)、建設業が113万トン(10%)となっており、この3業種で全体の99%を占めています。

また、廃棄物の種類別にみると、汚泥が1,111万トンと最も多く減量化され、全体の96%を占めています(図2-14、図2-15、表2-4)。

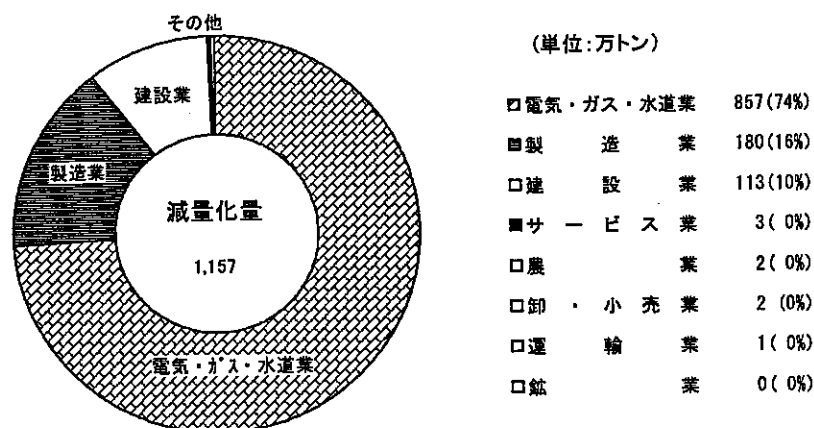


図 2-14 産業廃棄物の減量化量（業種別・平成12年度）

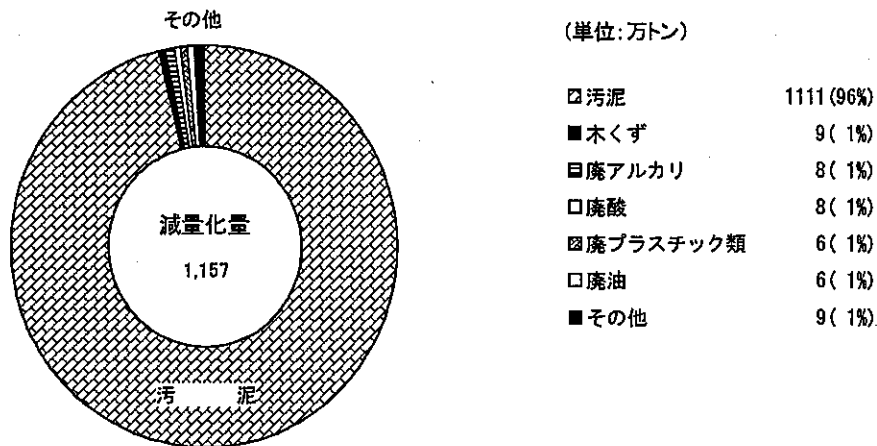


図 2-15 産業廃棄物の減量化量（種類別・平成 12 年度）

表 2-4 産業廃棄物の減量化量（業種別・種類別・平成 12 年度）

(単位:万トン/年)

種類	業種	合計	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業	卸・小売業	サービス業
合計		1,157	2	0	113	180	857	1	2	3
燃え殻		0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥		1,111	0	0	104	148	857	0	0	1
廃油		6	0	0	0	5	0	0	1	1
廃酸		8	0	0	0	8	0	0	0	0
廃アルカリ		8	0	0	0	8	0	0	0	0
廃プラスチック類		6	0	0	2	4	0	0	0	0
紙くず		2	0	0	1	2	0	0	0	0
木くず		9	0	0	5	5	0	0	0	0
繊維くず		0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ		1	0	0	0	1	0	0	0	0
ゴムくず		0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラス陶磁器くず		0	0	0	0	0	0	0	0	0
鋳さい		0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類		2	0	0	2	0	0	0	0	0
ばいじん		0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿		2	2	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他産業廃棄物		1	0	0	0	0	0	0	0	1

注) 万トン単位で集計したものであるため合計があわない場合があります。

(3) 最終処分状況

平成 12 年度の最終処分量は 147 万トンで、これを業種別に見ると、建設業が 99 万トン (67%) で最も多く、以下、製造業が 31 万トン (21%)、電気・ガス・水道業が 15 万トン (10%) となっており、この 3 業種で全体の 98% を占めています。

また、種類別にみると、がれき類が64万トン(44%)を占めて最も多く、以下、汚泥が50万トン(34%)、廃プラスチック類が9万トン(6%)、ガラス・陶磁器くずが9万トン(6%)、鉱さいが7万トン(5%)、となっており、これら5種類で全体の95%を占めています。最終処分されている量の多い産業廃棄物の発生業種は、がれき類、汚泥、ガラス及び陶磁器くずは主に建設業であり、廃プラスチック類と鉱さいは製造業となっています(図2-16、図2-17、表2-5)。

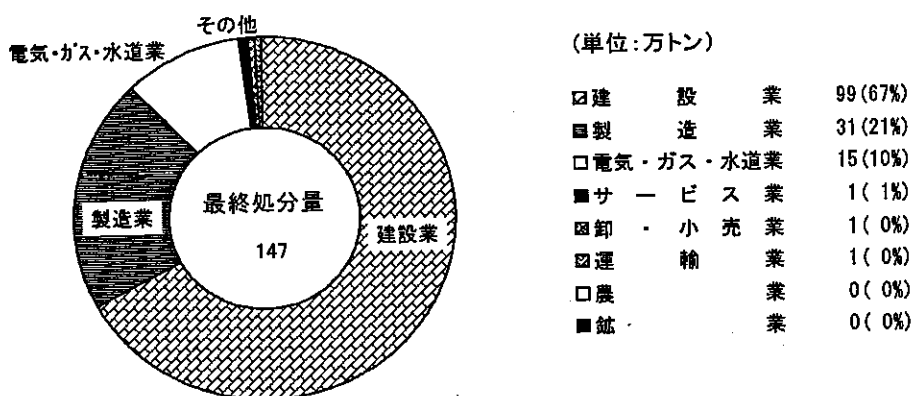


図 2-16 産業廃棄物の最終処分量 (業種別・平成12年度)

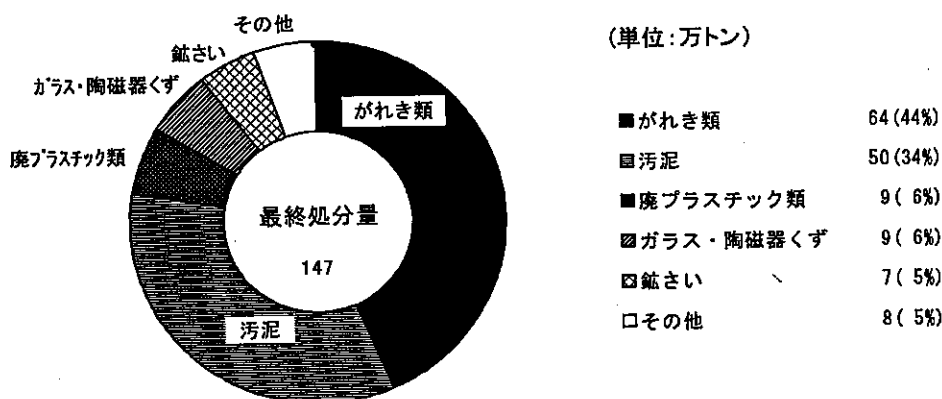


図 2-17 産業廃棄物の最終処分量 (種類別・平成12年度)

表 2-5 産業廃棄物の最終処分量 (業種別・種類別・平成12年度)

(単位:万トン/年)

種類	業種	合計	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業	卸・小売業	サービス業
合計		147	0	0	99	31	15	1	1	1
燃え殻		0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥		50	0	0	26	9	15	0	0	0
廃油		1	0	0	0	1	0	0	0	0
廃酸		0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類		9	0	0	2	5	0	0	0	0
紙くず		0	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず		2	0	0	1	0	0	0	0	0
繊維くず		0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず		0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず		2	0	0	0	1	0	0	0	0
ガラス陶磁器くず		9	0	0	7	1	0	0	0	0
鉱さい		7	0	0	0	7	0	0	0	0
がれき類		64	0	0	62	2	0	0	0	0
ばいじん		1	0	0	0	1	0	0	0	0
動物のふん尿		0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他産業廃棄物		0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 万トン単位で集計したものであるため合計があわない場合があります。

(4) 広域処理の状況

産業廃棄物は処理のために広域的に移動しています。

委託中間処理量は812万トンで、このうち府内で701万トン(86%)、府外で110万トン(14%)が中間処理されています。府域内処理の内訳は、南大阪地域が301万トンで最も多く、以下、大阪市域が230万トン、東大阪地域が150万トン、北大阪地域が19万トンとなっています。府域外では、近畿ブロックが84万トンで最も多く、府域外処理量の76%を占めています(図2-18、図2-19)。

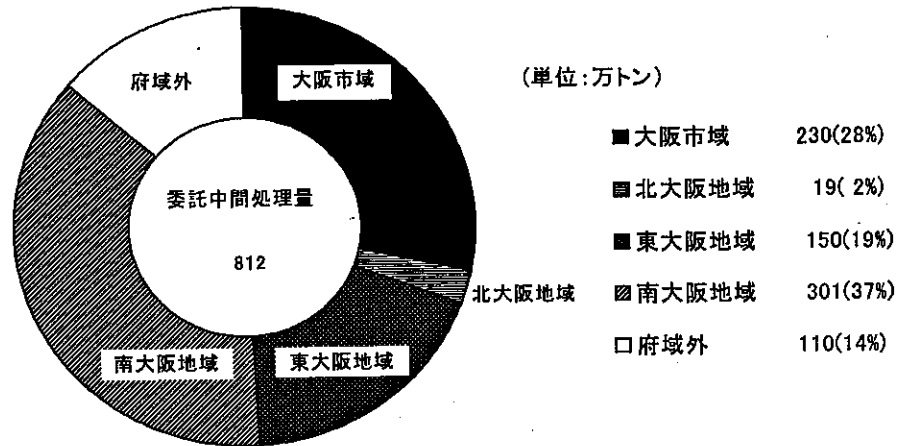


図 2-18 産業廃棄物委託中間処理量 (地域別・平成12年度)

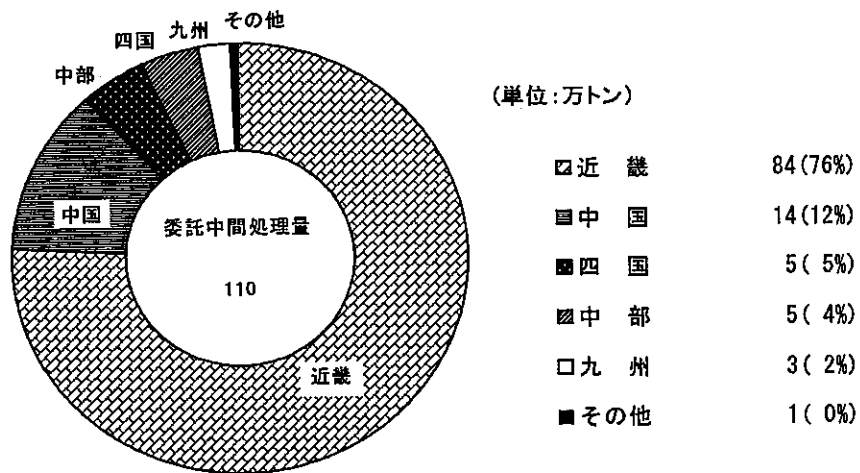


図 2-19 産業廃棄物委託中間処理量 (府域外・平成12年度)

※ 府域外のブロック内訳：各ブロックの構成都道府県は以下のとおり (以下、本章にて同様)

- ・北海道・東北ブロック：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- ・関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- ・中部ブロック：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
- ・近畿ブロック：三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- ・中国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- ・四国ブロック：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- ・九州ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

委託直接最終処分量は 67 万トンであり、このうち府域内で 58 万トン (86%) が、府域外で 9 万トン (14%) が処分されています。府域内の内訳は、南大阪地域が 50 万トンで最も多く、以下、大阪市域が 6 万トン、東大阪地域が 2 万トン、北大阪地域が 1 万トンとなっており、府域外では、近畿ブロックが 7 万トンで最も多く、府域外処理量の 80% を占めています (図 2-20、図 2-21)。

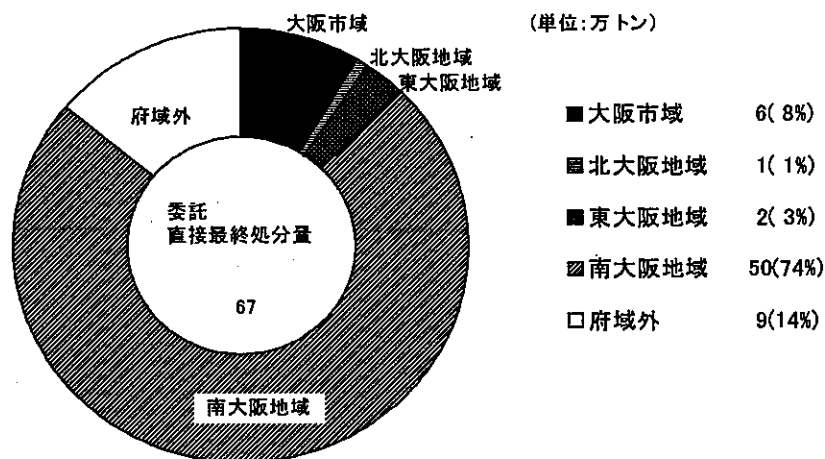


図 2-20 産業廃棄物委託直接最終処分量 (地域別・平成 12 年度)

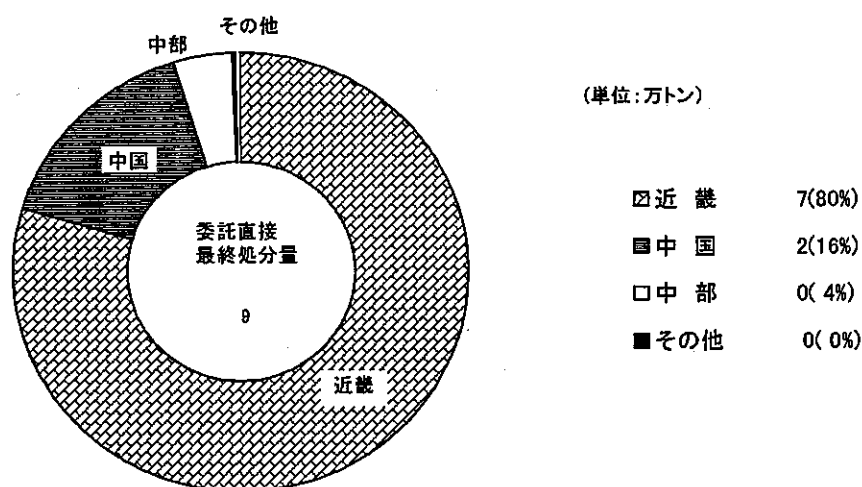


図 2-21 産業廃棄物委託直接最終処分量 (府域外・平成 12 年度)

1-3 特別管理産業廃棄物の現状

特別管理産業廃棄物とは平成3年の法改正により産業廃棄物のうち特に、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」として政令で定められた、引火性の高い廃油、腐食性の強い廃酸・廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物のことです。

(1) 業種別排出量

平成12年度における特別管理産業廃棄物の排出量は19.5万トンとなっており、業種別では、製造業からの排出量が18.3万トンで最も多く、全体の94%を占めています。

また、製造業のうち、鉄鋼業、化学工業、金属製品製造業の3業種で製造業の91%を占めています(図2-22)。

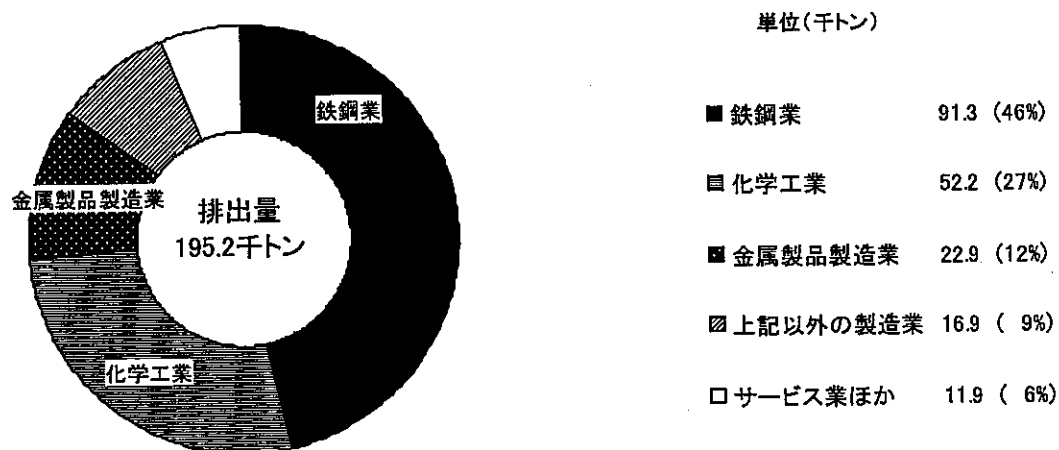


図 2-22 特別管理産業廃棄物排出量(業種別・平成12年度)

(2) 種類別排出量

種類別にみると、ばいじん(有害)が6.6万トンで最も多く、全体の34%を占め、ついで、廃酸(腐食性)が5.9万トン(30%)、廃油(引火性)が2.6万トン(13%)となっており、この3種類で全体の77%を占めています(図2-23)。

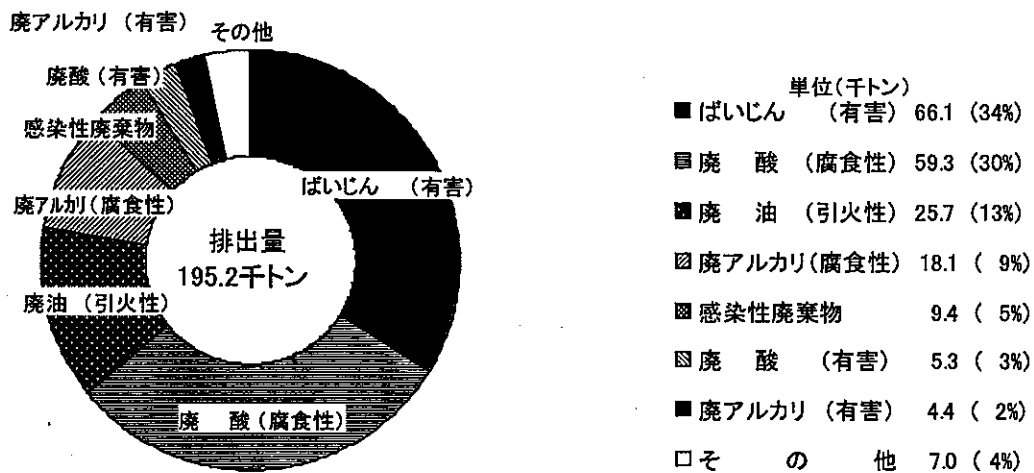


図 2-23 特別管理産業廃棄物排出量 (種類別・平成 12 年度)

(3) 処理の状況

特別管理産業廃棄物の処理状況は排出量 19.5 万トンに対して、廃アスベストなど直接埋め立てられた 409 トンを除き、ほぼ全量が中間処理されています。そのうち 9.2 万トン (47%) が再生利用され、10.3 万トン (53%) は無害化などの処理がされています (図 2-24)。

再生利用について、最も量の多いものはばいじん (有害) の 6.4 万トン (70%)、ついで廃酸 (腐食性) の 2.1 万トン (22%) となっておりこの 2 種類で 92% を占めています (図 2-25)。

また、無害化等処理として、最も量の多いものは廃酸 (腐食性) の 3.9 万トン (37%)、ついで廃油 (引火性) の 2.1 万トン (21%)、廃アルカリ (腐食性) の 1.8 万トン (18%) となっており、この 3 種類でその 76% を占めています (図 2-26)。

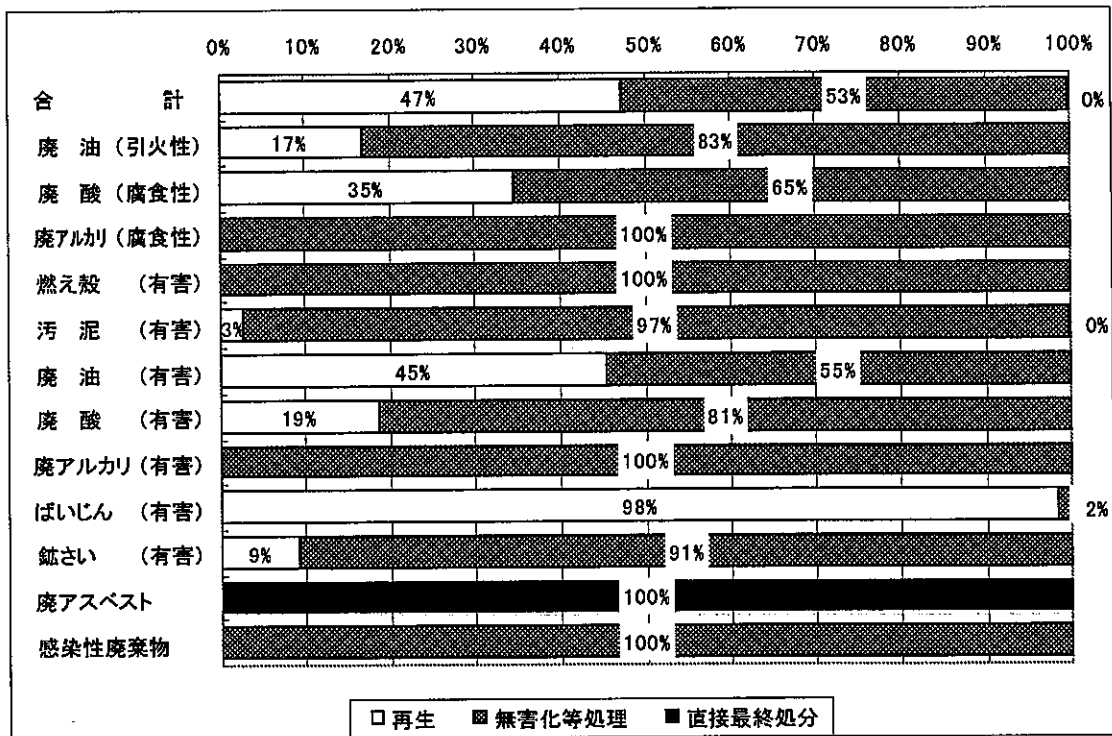


図 2-24 排出量に対する処理量の割合 (種類別・平成 12 年度)

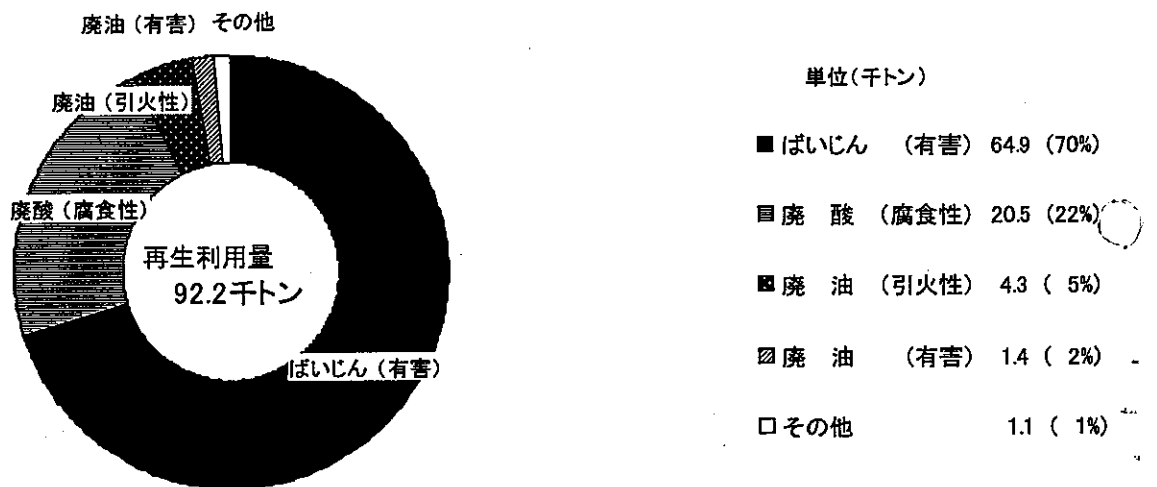


図 2-25 特別管理産業廃棄物の再生利用量 (種類別・平成 12 年度)

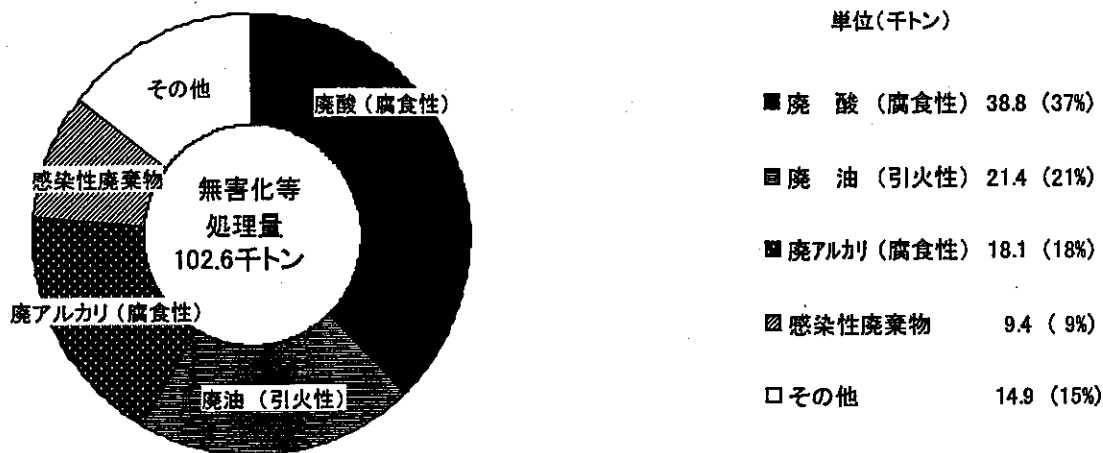


図 2-26 特別管理産業廃棄物の無害化等処理量(種類別・平成12年度)

(4) 広域処理の状況

特別管理産業廃棄物は処理のために広域的に移動しています。委託処理量 18.3 万トンを処理先の地域別にみると府内で 7.6 万トン (41%)、府外で 10.8 万トン (59%) が委託処理されています (表 2-6、図 2-27)。

表 2-6 特別管理産業廃棄物の委託処理量 (地域別・平成12年度)

(単位:千トン/年)

種類	府内処理	府外処理
合計	75.6	107.7
廃油 (引火性)	5.1	16.2
廃酸 (腐食性)	44.0	14.8
廃アルカリ (腐食性)	10.9	2.2
燃え殻 (有害)	0.1	0.1
汚泥 (有害)	2.7	0.6
廃油 (有害)	1.4	1.7
廃酸 (有害)	3.8	1.2
廃アルカリ (有害)	0.6	3.8
ばいじん (有害)	0.7	65.3
鉱さい (有害)	0.0	0.0
廃アスベスト	0.0	0.4
感染性廃棄物	6.3	1.4

注) 百トン未満で四捨五入しているため合計があわない場合があります。

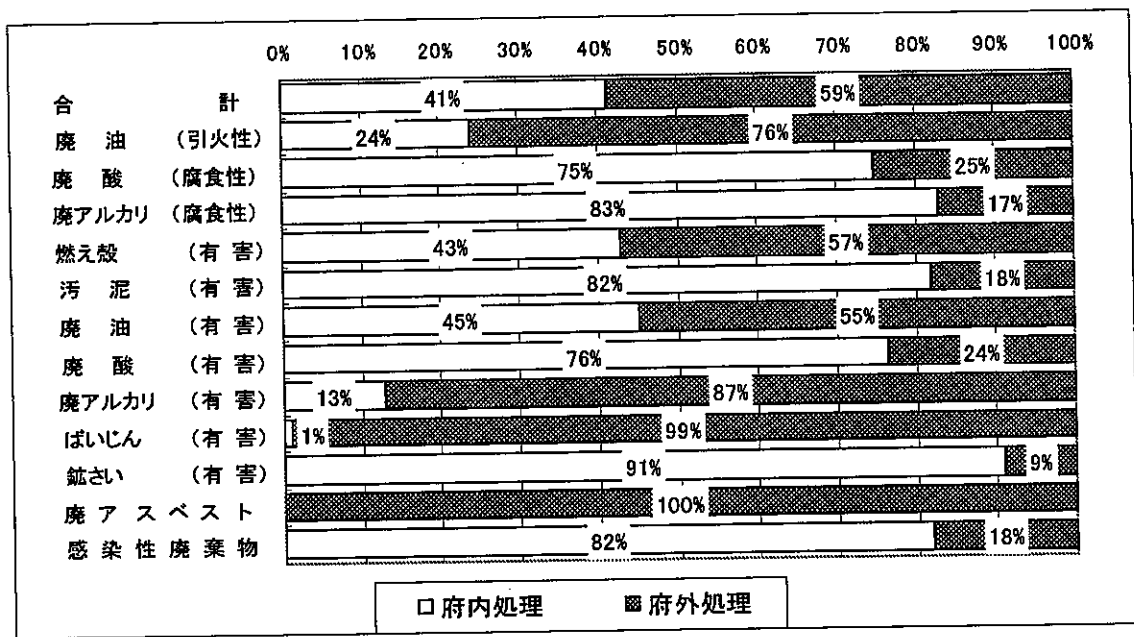


図 2-27 特別管理産業廃棄物の委託処理量 (府内外別・種類別)

2 減量化の目標量

2-1 将来予測

(1) 将来予測の方法

平成 17 年、22 年の将来排出量（単純将来）の推計については、業種別・種類別の発生原単位を大阪府産業廃棄物処理実態調査結果（平成 12 年度実績）をもとに、活動量指標（製造品出荷額等）あたりの発生量を算出し、次式により行っています。

$$\text{将来発生量} = (\text{発生原単位}) \times (\text{活動量指標の将来推計値})$$

発生原単位及び活動量指標については、次のように設定しています。

ただし、農業については、府関係部局の資料に基づき将来値を設定し、また、電気・ガス・水道業については、事業者より提供された将来排出量を用いています。

① 発生原単位について

業種別・種類別に算定した平成 12 年度実績による発生原単位が将来にわたって一定であると仮定しています。

② 活動量指標について

業種ごとに活動量指標を次のとおりとし、将来における活動量指標値を推計しています。

建設業については土木工事と建築工事に分け、土木工事については、元請完成工事高を活動量指標とし、その推移を参考に「大阪府総合計画」の経済成長率を用いて推計しています。建築工事は新築工事と解体工事に分け、新築工事については、着工延床面積を活動量指標とし、既存統計資料や大阪府住宅建設 5 ヶ年計画などをもとに推計しています。

また、解体工事については、解体除却延床面積を活動量指標とし、解体除却確率密度関数を用いて木造・非木造別に将来値を推計しています。

製造業については、製造品出荷額等を活動量指標とし、大阪府立産業開発研究所で作成した産業分類中分類ごとの予測値を利用しています。

鉱業、運輸・通信業、卸売り・小売業・飲食業及びサービス業については、従業者数を活動量指標とし、大阪府立産業開発研究所で作成した

産業別予測値を利用しています。なお、病院については、病床数を活動量指標とし、将来については横ばいとしています(表 2-7)。

表 2-7 将来予測に用いた指標

業 種	活動量指標	推計方法	伸び率※
建設業	(土木工事) 元請完成工事高	過去 10 年間の元請完成工事高の推移を参考に「大阪府総合計画」の経済成長率を用いて推計	1.14 年率：+1.3%
	(建築工事) 新築工事：着工延床面積	新築工事：「大阪府総合計画」の経済成長率を参考に、既存統計資料を用いて推計	新築工事 1.02 (全体)
	解体工事：解体除却延床面積	解体工事：解体除却確率密度関数を用いて、住宅・非住宅別、木造・非木造別に解体除却延床面積を推計	解体工事 1.12 (木造) 1.38 (非木造)
製造業	製造品出荷額等	大阪府立産業開発研究所で作成した予測値を利用	0.99 年率：-0.09%
鉱業、運輸・通信業、卸売り・小売業・飲食業、サービス業	従業者数 ただし、病院については、病床数	大阪府立産業開発研究所で作成した産業別予測値を利用 ただし、病床数については、将来にわたって横ばいと設定	全産業計の場合 1.06 年率：+0.57%

(※)：(平成 22 年度将来推計値) / (平成 12 年度値) を示す。

③ 処理・処分状況について

平成 12 年度における業種別・種類別の処理・処分状況が将来にも同じ状況で推移すると仮定し、算出しています。

(2) 排出状況の予測

平成 12 年度の排出量 1,768 万トンに対して、平成 17 年度の排出量は 1,884 万トン (対平成 12 年度比 1.07 倍、増加量 116 万トン)、平成 22 年度の排出量は 1,999 万トン (対平成 12 年度比 1.13 倍、増加量 231 万トン) と予測されます。

これを業種別にみると、構成順位に変化はないものの、構成比では電気・ガス・水道業の比率が増加しており、逆に製造業の比率は減少しています(図 2-28、表 2-8)。

また、種類別にみると、上位を占める廃棄物の構成順位に変化はないものの、構成比では汚泥の比率が増加し、逆に鉱さいの比率が減少する結果となっています(図 2-29、表 2-9)。

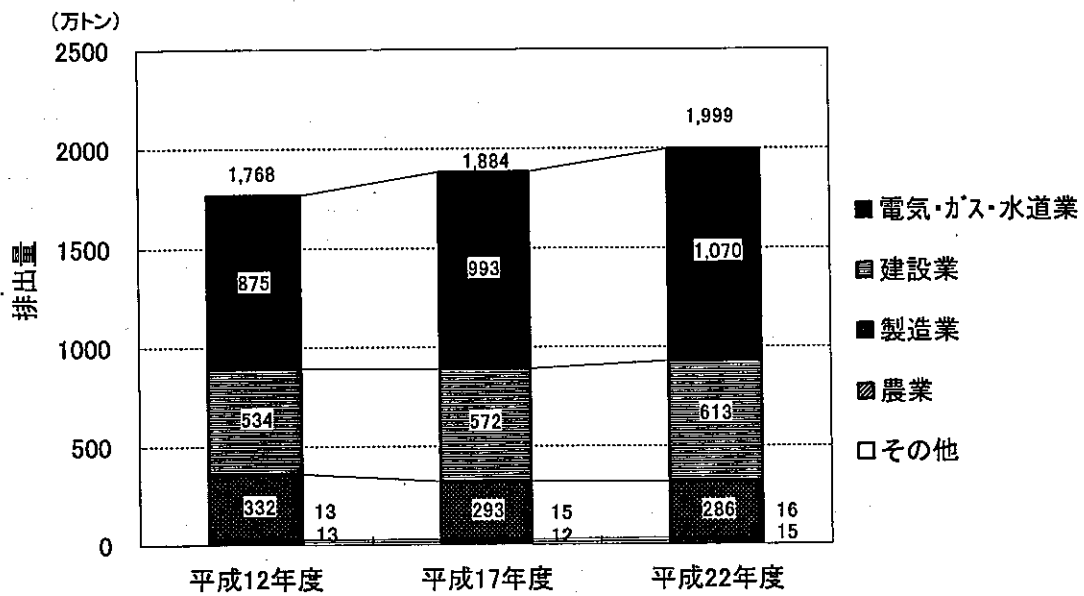


図 2-28 産業廃棄物排出量の将来予測 (業種別)

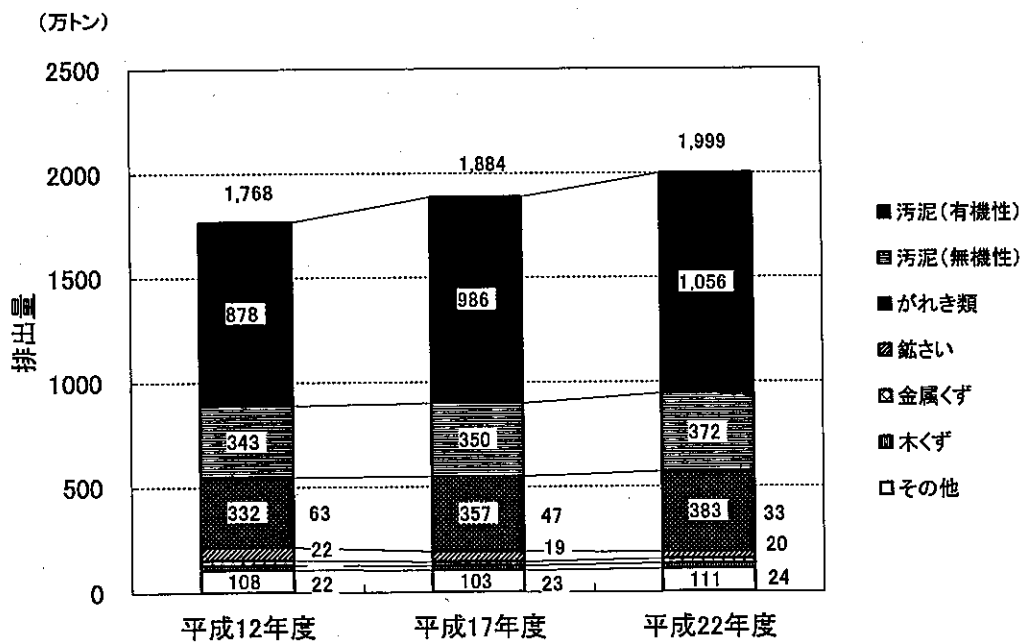


図 2-29 産業廃棄物排出量の将来予測 (種類別)

表 2-8 産業廃棄物排出量の将来予測（業種別）

業種	平成12年度		平成17年度		平成22年度	
	排出量(万トン)	平成12年度比(%)	排出量(万トン)	平成12年度比(%)	排出量(万トン)	平成12年度比(%)
農業	13	100	15	113	16	120
鉱業	1	100	1	67	1	67
建設業	534	100	572	107	613	115
製造業	332	100	293	88	286	86
電気・ガス・水道業	875	100	993	113	1,070	122
運輸業	2	100	2	94	2	106
卸・小売り業	5	100	3	69	5	113
サービス業	6	100	7	110	8	121
合計	1,768	100	1,884	107	1,999	113

注) 万トン単位で集計したものであるため合計があわない場合があります。

表 2-9 産業廃棄物排出量の将来予測（種類別）

業種	平成12年度		平成17年度		平成22年度	
	排出量(万トン)	平成12年度比(%)	排出量(万トン)	平成12年度比(%)	排出量(万トン)	平成12年度比(%)
燃えがら	0	100	0	67	0	67
汚泥(有機性)	878	100	986	112	1,056	120
汚泥(無機性)	343	100	350	102	372	108
廃油	12	100	11	89	12	102
廃酸	12	100	11	91	11	92
廃アルカリ	9	100	8	97	9	106
廃プラスチック類	20	100	18	89	20	101
紙くず	10	100	11	102	12	115
木くず	22	100	23	105	24	112
繊維くず	1	100	1	86	0	57
動植物性残さ	5	100	5	118	6	129
ゴムくず	0	100	0	100	0	100
金属くず	22	100	19	87	20	92
ガラス・陶磁器くず	18	100	17	98	19	105
鉱さい	63	100	47	75	33	52
がれき類	332	100	357	108	383	115
ばいじん	8	100	5	71	5	66
動物のふん尿	13	100	15	113	16	121
動物の死体	0	100	0	100	0	100
その他	1	100	1	100	1	100
合計	1,768	100	1,884	107	1,999	113

注) 万トン単位で集計したものであるため合計があわない場合があります。

(3) 処理・処分状況の将来予測

再生利用量についてみると、平成12年度の464万トンに対して、平成17年度は469万トン（対平成12年度比1.01倍、増加量5万トン）、平成22年度は487万トン（対平成12年度比1.05倍、増加量23万トン）と予測されます。

減量化量についてみると、平成12年度の1,157万トンに対して、平成17年度は1,268万トン（対平成12年度比1.10倍、増加量111万トン）、

平成22年度は1,357万トン（対平成12年度比1.17倍、増加量200万トン）と予測されます。

最終処分量についてみると、平成12年度の147万トンに対して、平成17年度は148万トン（対平成12年度比1.01倍、増加量1万トン）、平成22年度は156万トン（対平成12年度比1.06倍、増加量9万トン）と予測されます。

また、排出量に対する再生利用量、減量化量及び最終処分量の割合に大きな変化はない結果となっています（表2-10、図2-30、図2-31）。

表 2-10 産業廃棄物排出・処理状況の将来予測

単位: 万トン

年度	平成12年度		平成17年度		平成22年度	
	排出量	平成12年度比(%)	排出量	平成12年度比(%)	排出量	平成12年度比(%)
排出量	1,768 (100)	100	1,884 (100)	107	1,999 (100)	113
再生利用量	464 (26)	100	469 (25)	101	487 (24)	105
減量化量	1,157 (66)	100	1,268 (67)	110	1,357 (68)	117
最終処分量	147 (8)	100	148 (8)	101	156 (8)	106

備考：() 内の数字は排出量に対する割合を示す。

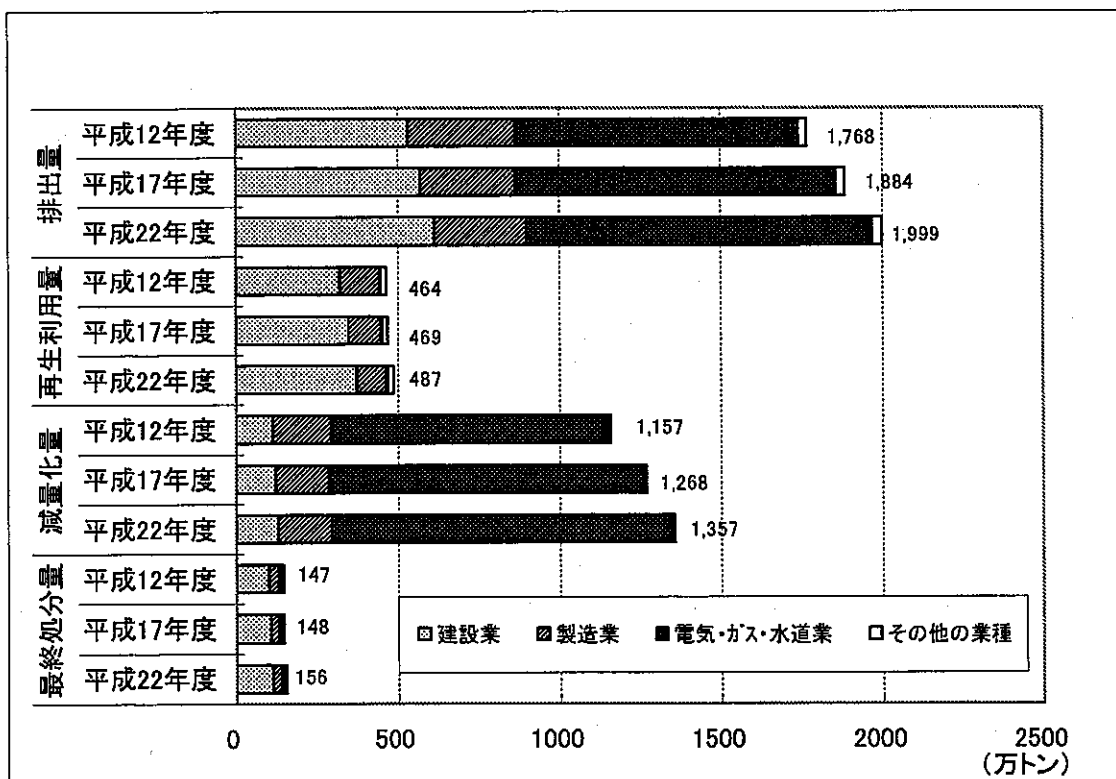


図 2-30 産業廃棄物処理状況の将来予測 (業種別)

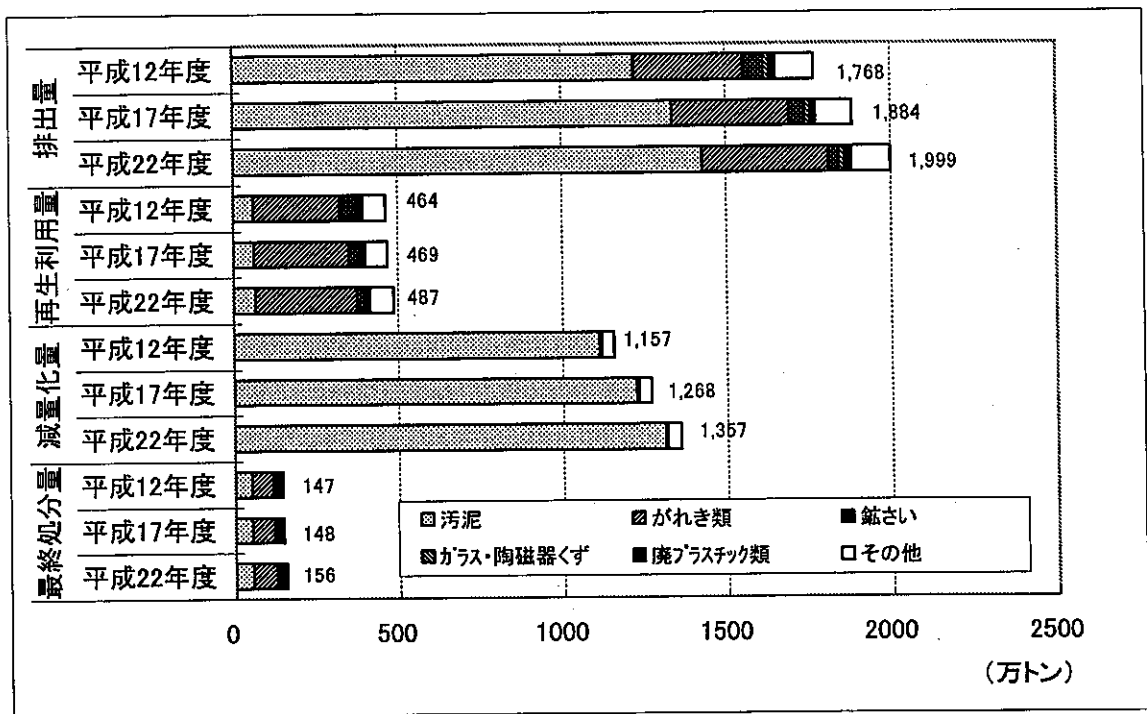


図 2-31 産業廃棄物処理状況の将来予測 (種類別)

2-2 減量化の目標量

循環型社会を形成するためには、産業廃棄物の発生を極力抑制し、再生利用、中間処理による減量化を大幅に推進することにより最終処分量を極力削減することが必要であり、がれき類(平成12年度最終処分量の44%)、汚泥(同34%)、廃プラスチック類(同6%)、ガラス・陶磁器くず(同6%)、鉱さい(同5%)、その他(同5%)を対象とする検討結果にもとづき、減量化の目標を表2-11のとおり設定します。

平成17年度は、排出量を1,872万トンに抑制し、506万トンを再生利用し、1,255万トン減量します。その結果、最終処分量は111万トンに削減されます。

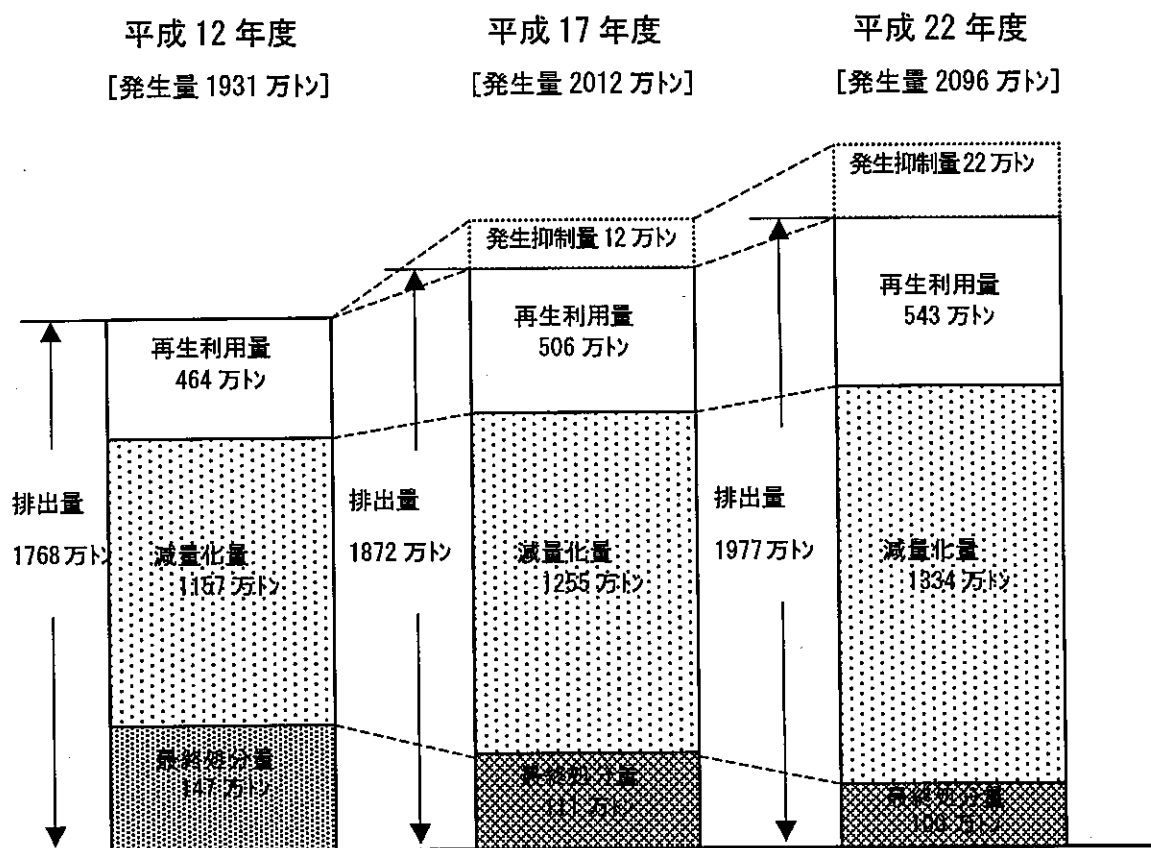
また、平成22年度は、排出量を1,977万トンに抑制し、543万トンを再生利用し、1,334万トン減量します。その結果、最終処分量は100万トンに削減されます(表2-11、図2-32)。

表 2-11 産業廃棄物減量化の目標

[単位:万トン]

項目	処理区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度
	全産業廃棄物	発生量	1,931 (100)	2,012 (104)
排出量		1,768 (100)	1,872 (106)	1,977 (112)
再生利用量		464 (100)	506 (109)	543 (117)
減量化量		1,157 (100)	1,255 (108)	1,334 (115)
最終処分量		147 (100)	111 (76)	100 (68)
がれき類	発生量	336 (100)	357 (106)	379 (113)
	排出量	332 (100)	350 (105)	366 (110)
	再生利用量	266 (100)	308 (116)	333 (125)
	減量化量	2 (100)	2 (110)	2 (103)
	最終処分量	64 (100)	40 (63)	32 (49)
汚泥	発生量	1,226 (100)	1,337 (109)	1,426 (116)
	排出量	1,221 (100)	1,331 (109)	1,419 (116)
	再生利用量	60 (100)	70 (117)	81 (135)
	減量化量	1,111 (100)	1,218 (110)	1,301 (117)
	最終処分量	50 (100)	42 (84)	37 (74)
廃プラスチック類	発生量	20 (100)	18 (88)	20 (98)
	排出量	20 (100)	17 (88)	19 (98)
	再生利用量	5 (100)	4 (78)	5 (102)
	減量化量	6 (100)	6 (92)	6 (98)
	最終処分量	9 (100)	8 (91)	8 (97)
ガラス・陶磁器くず	発生量	27 (100)	26 (99)	29 (110)
	排出量	18 (100)	17 (97)	18 (103)
	再生利用量	9 (100)	9 (96)	10 (106)
	減量化量	0 (100)	0 (0)	0 (0)
	最終処分量	9 (100)	9 (99)	9 (101)
鉄さい	発生量	114 (100)	87 (76)	51 (45)
	排出量	63 (100)	46 (73)	32 (51)
	再生利用量	55 (100)	41 (74)	27 (49)
	減量化量	0 (100)	0 (0)	0 (0)
	最終処分量	7 (100)	5 (69)	5 (62)

注) ()内の数字は、平成12年度に対する割合。



(備考) 発生量は、減量化目標としての排出量に目標年度における有価物量を加えたものとなります。

図 2-32 産業廃棄物の減量化目標

3 目標を達成するために必要な措置

3-1 減量化・リサイクルの推進

(1) 発生抑制（リデュース）の推進

① 産業廃棄物の発生抑制

事業者は、製造工程における使用原材料の変更、歩留まりの向上や有害物質を使用しない工程の採用等により産業廃棄物の発生抑制に努めることが必要です。

また、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製品が廃棄物となった場合にリサイクルや適正な処分が円滑に行われるよう、製品の企画及び設計段階から配慮するとともに、長期間使用できる製品の開発や部品の交換、修繕、更新ができるように努めることが必要です。

今後、関係業界等と協議の場を設け、排出事業者におけるゼロエミッションの推進を図ります。

特に、事業活動に伴い多量に産業廃棄物あるいは特別管理産業廃棄物を排出する多量排出事業者に対して、産業廃棄物の発生抑制等の減量化目標などを定めた指針を策定し、これに基づき、産業廃棄物の発生抑制並びに減量化を計画的に推進します。

さらに、事業者が製造工程の変更、増設並びに新たに事業場を立地することで、廃棄物が年間1,000トン以上発生又は増加すると予測される場合は、事前に廃棄物予測評価を行い、発生抑制および減量化などの廃棄物管理を進めるよう指導します。

② 建設廃棄物の発生抑制

昭和40年代以降の高度経済成長期に急増した建築物等が更新時期を迎えることから、今後、建設廃棄物の増加が懸念されるため、これらの既存建築物等（ストック）に対しては、補強又は改修等による延命化を図ることにより、建築物等を長期間有効に活用し、発生抑制に努めることが必要です。

大阪府においては、府が所管する土木工作物や府営住宅等のストックの有効活用と長寿命化を図るため、「大阪府建設リサイクル行動計画」や「府営住宅ストック総合活用計画」等に基づく施策を推進します。

また、建築物等を新たに建設する場合においては、企画立案、設計、施

工方法、資材調達の各段階において建設廃棄物の発生抑制、並びに長期間利用できる建築物等の建設に努めることが必要です。

さらに、府域において一つの建設工事等から汚泥及びがれき類の合計が4,000トン以上発生すると予測される大規模な工事を行う事業者は、事前に当該工事における廃棄物の発生量、排出量、減量化量、最終処分量、再生材の利用量等を予測評価し、適切な廃棄物管理を前提とした施工を行うよう指導します。

(2) 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進

① 再使用・再生利用品の使用促進及び販路拡大

循環型社会形成推進基本法や各種のリサイクル関係法が公布され、社会全体で再使用、再生利用に取り組むことが必要です。このため、排出事業者に対しては、再使用、再生利用することを促進します。また、再生利用事業者等に対しては、産業廃棄物の受入れの拡大や高品質かつ低価格で安定供給できる再生利用品の製造を促進します。さらに、建設工事の発注者や元請業者等事業者に再生利用品の使用拡大を働きかけます。

② 建設工事における再生品等の規格化

建設工事における再生利用技術や再生品に関する技術情報の提供を行うなど、再使用、再生利用のPRに努めます。さらに国、研究機関、企業との連携を図り、リサイクル技術の開発並びに再生品の使用を促進するための規格化の検討や国への統一基準の策定を要望します。

③ 公共工事における再生品等の率先的使用

府域の公共工事で発生した建設廃棄物の再使用、再生利用を積極的におこなうための廃棄物交換情報のシステム構築などを促進し、公共工事間での再生品の相互使用を図ります。

④ 廃棄物リサイクル拠点等の整備促進

製造工程や建設工事等から発生する複数の種類の廃棄物が混在された混合廃棄物や複合廃棄物を高度分別することにより積極的にマテリアルリサイクルを行い、さらに、マテリアルリサイクル困難な廃プラスチック類や木くずについては、発生する熱を有効利用するサーマルリサイクルを行う

総合的な廃棄物リサイクル拠点の整備促進に努めます。

⑤ 建設リサイクル法によるリサイクルの推進

一定規模以上の建設工事については、建設リサイクル法に基づき、コンクリートやアスファルト、木材等の特定建設資材ごとに分別解体等を行い再資源化すること等が義務付けられたことに伴い、工事受注者が分別解体等や再資源化等を適切に行うよう指導します。

また同法に基づく指針により定められた再資源化目標を早期達成するよう分別解体等や再資源化等を促進するために必要な調査、情報提供、普及啓発などを行います。

3-2 適正処理の推進

(1) 排出事業者等への指導の徹底

排出事業者に対しては、環境に配慮した適正な保管及び処理の指導を行うとともに、廃棄物を処理業者に委託する場合にあっては、委託基準に従った委託契約の書面による締結と、委託内容どおり最終処分が終了するまで適正に処理が行われたかどうかをマニフェストにより確認することの徹底を指導します。

また、今後、急速に進むと予想されるIT化にあわせ、廃棄物の処理の確認が迅速かつ的確に把握できる電子マニフェスト制度の普及を図ります。

さらに建設廃棄物については、発生場所が一定しないことや、重層下請け構造のため排出事業者が不明瞭となっていることから、府域においては発注者から直接工事を受託した元請業者に責任を一元化する大阪府独自の指導指針を積極的に活用し、適正処理の指導強化を図ります。

4 産業廃棄物処理施設の整備に関する事項

4-1 減量に必要な処理施設の確保

(1) 中間処理施設の整備

産業廃棄物については、発生抑制を図り、リサイクルを推進することが基本ですが、リサイクルできない産業廃棄物は焼却、脱水、破碎等の中間処理を行い極力最終処分量の減量を図ることが必要です。

府域における産業廃棄物中間処理施設の設置（許可）状況は表 2-12 及び図 2-33 のとおりです。

産業廃棄物処理施設の種類の設置状況は、汚泥の脱水等施設が 288 施設で全体の 67%を、次いで焼却施設が 126 施設で 29%を占めています。

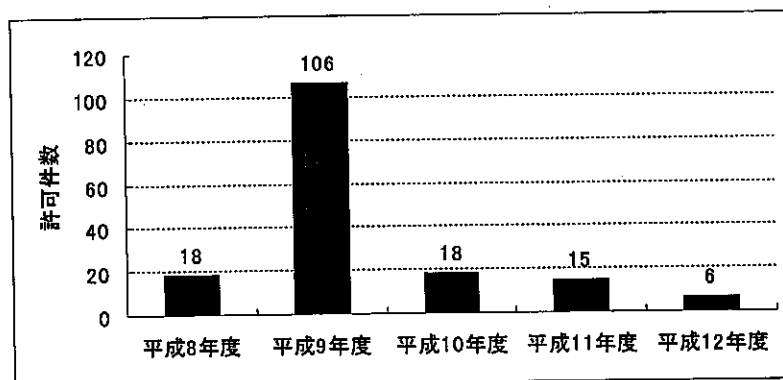
また、処理能力は汚泥等脱水施設が 45869 トン/日、焼却施設は 1822 トン/日、廃プラスチック破碎施設は 997 トン/日です。

表 2-12 産業廃棄物中間処理施設設置状況

(平成 12 年度末の許可施設数で () 内は処理業者分)

施設の種類の	施設数	処理能力 (トン/日)
汚泥脱水等施設	288 (14)	45869 (7023)
焼却施設	126 (55)	1822 (1229)
廃プラスチック破碎施設	12 (9)	997 (862)
その他の施設	6 (5)	899 (859)
合計	432 (83)	49587 (9973)

一定規模以上の産業廃棄物処理施設を設置又は構造等の変更を行う場合は知事 (保健所設置市においては市長) の許可が必要。



〔平成 9 年度は施行令改正により、新たな許可施設となった 70 件を含む。〕

図 2- 33 産業廃棄物中間処理施設許可件数の推移

今後、産業廃棄物のリサイクルの推進や最終処分量を削減するためには、建設系混合廃棄物やシュレッダーダスト等を分別し再利用するための破碎・分別施設、減量化・無害化のための熔融施設、再生利用不可能な廃棄物の熱回収を目的とした焼却施設などの整備が必要です。

また、焼却施設から排出されるダイオキシン類問題などから、産業廃棄物処理施設を設置することが、周辺住民の反対等でますます困難となって

いることにも配慮しなければなりません。

このような状況を踏まえ、民間による産業廃棄物処理施設の整備を促進するとともに、廃棄物処理施設整備の具体化を図るため、遊休地等を活用しつつ「大阪エコエリア構想」を推進します。

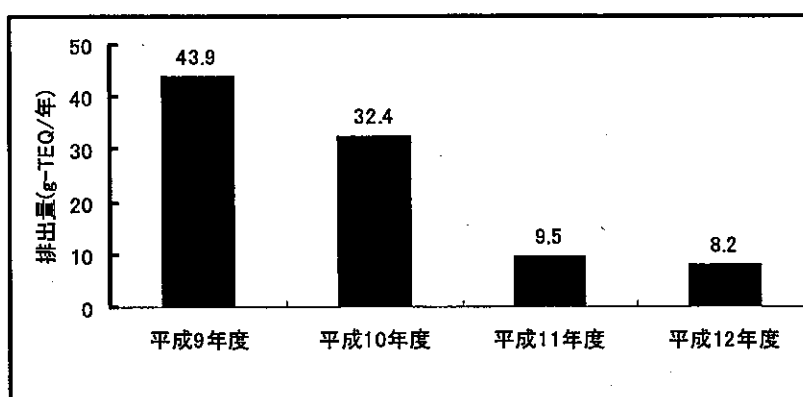
(2) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類は燃焼等により発生する極めて毒性の強い物質であり、わが国では発生量の8～9割が廃棄物の焼却により発生しているといわれています。

このため、廃棄物処理法の改正や「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の規制強化が図られています。

① 排ガス対策

一定規模以上の廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、ダイオキシン類対策特別措置法では排ガスに係る基準、廃棄物処理法では、構造・維持管理基準が定められており、これらの基準の遵守について、指導を進めてきましたが、その結果、府域における産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量は年々減少しています(図2-34)。



(平成9年度から平成11年度まではコプラナPCBを除く値である。)

図 2-34 産業系廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量の推移

また、平成14年12月からは、既存の焼却施設（平成9年12月1日までに設置された施設）について、排ガス基準が強化されるとともに、施設の規模にかかわらず廃棄物の焼却施設の構造基準が厳しくなり、これに対応するため、次の指導を行います。

- ・ 構造基準適合のための施設改造の徹底
- ・ 構造基準等不適合施設の廃止
- ・ 構造基準を満足できない小規模焼却施設に対しては廃止を指導

さらに、基準の強化に伴い廃止される焼却施設が増加し、府域における焼却能力が不足してくることが予想されるため、木くず等の再生利用を進めるとともに、適正な処理が可能となる民間処理施設の整備促進に努めます。

また、民間の施設整備が図られるまでの間、地域の実状を踏まえ市町村等の焼却施設の暫定的な活用についても、市町村等とともに検討を進めます。

② ばいじん、燃え殻等

廃棄物焼却施設から排出されるばいじん、燃え殻等については、ダイオキシン類濃度について処理基準が規定されており、含有されるダイオキシン類濃度が3ng-TEQ/gを超えるものについては、無害化やセメント固化等の処理が必要となりますが、既設の焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻等については、平成14年11月30日まではこの処理基準の適用は猶予されています。

府所管の事業者による平成12年度のダイオキシン類の自主測定結果によると、ばいじんの約25%、燃え殻の約2%が3ng-TEQ/gを超えており、平成14年12月に向けて、焼却施設の改造、無害化やセメント固化施設等の導入が必要となっています。

このような状況を踏まえ、廃棄物焼却施設から排出されるばいじん、燃え殻等については、ダイオキシン類濃度の測定や適正な処理の指導の徹底を継続するとともに、無害化やセメント固化設備の導入等の改善を指導します。さらに、府域内処理をめざし、熔融施設等の整備促進を図っていきます。

(3) PCB廃棄物対策

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、化学的に安定であり、難燃性などの

特性により、トランス、コンデンサ等の電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていましたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生し、その毒性が問題とされ、昭和49年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により製造等が原則禁止されました。

その後、昭和51年に廃棄物処理法施行令の改正により、PCBを含む廃棄物の埋立処分及び海洋投入処分が禁止されるとともに、高温焼却による処理が定められましたが、周辺住民等の理解を得ることができず、処理施設の設置が困難な状況が続いています。このため、各事業所において、ほぼ30年の長期にわたりPCB廃棄物の保管が続いており、府域のPCB廃棄物保管台数は、平成10年度における国の全国一斉調査では、高圧機器が約2万台、低圧機器が約56万台、廃油が約6.3万トン等となっています。

大阪府では、大阪市、堺市、東大阪市とともに平成8年4月に「PCB廃棄物適正保管マニュアル」を策定し、PCB廃棄物の適正保管を指導してきました。

また、平成13年7月から「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、事業者等に対しては、保管状況等の届出と15年以内の処理、都道府県等に対しては、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画の策定が義務付けられました。

このため、大阪府では、法に基づく「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し確実かつ適正な処理を推進するとともに、事業者に対し使用状況や保管状況の届出、適正保管の徹底を指導していきます。

また、倒産、不法投棄などに対応したPCB廃棄物の取り扱いについても検討を行います。

PCB廃棄物の処理施設については、早期整備を国に要望しているところであり、中小零細事業者のPCB処理を支援するため環境事業団に基金を拠出するとともに、近畿ブロック関係府県市と協議し、環境事業団によるPCB処理施設の整備を促進します。

(4) アスベスト廃棄物対策

アスベスト廃棄物は建築物の解体に伴う吹付アスベストと紡織工場等から排出されるものが大半を占めています。このうち、吹付アスベストについては、昭和30年から40年代に建設された建築物に多用されていたことから、30年以上経過した今後、これらの建築物の解体に伴って発生するア

スベスト廃棄物が増加することが懸念されています。

また、アスベスト廃棄物を受入れている公共の処分場は府域においては堺第7-3区処分場のみとなっていますが、堺第7-3区処分場は、平成15年度に廃棄物の受入が終了する予定であり、アスベスト廃棄物の処分場不足が危惧されています。

このため、アスベスト廃棄物の新たな処分場の確保を促進するとともに、必要に応じて減量化や無害化を目的とした溶融施設などの建設を促進します。

(5) 感染性産業廃棄物対策

感染性産業廃棄物は、医療機関等において生じた感染性病原体が含まれたり、付着している産業廃棄物であり、その代表的なものは使用済みの注射針等です。

これら感染性産業廃棄物については、その性質上、他の廃棄物と異なり滅菌、焼却、溶融等の殺菌を伴う処理が必要となります。

平成12年度の感染性産業廃棄物の排出量は約0.9万トン(1日あたり約25トン)で、このうち82%が府域内で処理されています。

平成12年度の府域内での感染性産業廃棄物処理能力は約120トン/日であり、感染性産業廃棄物の府域内処理体制は整備されていると考えられます。

しかしながら、感染性産業廃棄物は府民生活に密着した病院等から排出されることから、今後とも府域内処理を維持するために施設整備を促進していくとともに、医療機関等との連携を図り、平成11年に改定された「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づいた適正処理について指導の徹底を図ります。

4-2 最終処分場の確保

府域における産業廃棄物の最終処分場は平成12年度末で表2-13のとおり8施設ありますが、その最終処分量の大半は公共の処分場である堺第7-3区処分場及びフェニックス泉大津沖処分場が占めています。

しかしながら、堺第7-3区処分場は平成15年度末で廃棄物の受入が終了する予定であり、フェニックス泉大津沖処分場についても残容量は少なくなってきました。今後、新たに、神戸沖、大阪沖の処分場が開設され

る予定となっています。

表 2-13 府域における産業廃棄物の最終処分場

	施設数	計画容量 (万 m ³)	残容量 (万 m ³)
民間	6	265	62
堺第7-3区	1	3,117	189
フェニックス(泉大津沖)	1	1,080	203

〔 ・残容量は平成13年3月末時点。
・フェニックス(泉大津沖)の容量については、管理型の容量で一般廃棄物を含む。〕

産業廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理により最終処分量の一層の削減を進めますが、最終的に埋立処分せざるをえない産業廃棄物の適正な処分を図るため、近隣府県、市町村など関係者の協力・連携のもと、周辺環境の保全にも配慮しつつ、フェニックス計画を進めていきます。

さらに、民間の処分場についても、周辺環境の保全に留意した適正処理が可能な処分場については、その確保を促進します。

4-3 施設整備に関する配慮事項

廃棄物処理法では一定規模以上の産業廃棄物処理施設については、事前に環境影響を調査することを義務付けており、そのうち焼却施設などについては、その調査結果について、学識経験者の意見を踏まえ、生活環境の保全への適正な配慮がなされているかなどについて審査を行っています。

しかしながら、府民の産業廃棄物処理施設に対する不信感の高まりにより、新たな処理施設の設置については周辺住民の理解を得ることがますます困難な状況となっています。

このため、廃棄物処理施設の整備促進を図るため、国や府の融資制度のPRに努めるとともに、周辺住民の理解を得ることができるよう、施設に関する情報を公表するなど、周辺住民の信頼を高め、安心できる産業廃棄物処理施設の整備が促進される制度づくりを図ります。

第3章 不適正処理の撲滅

1 不適正処理を起こさないための基盤整備

(1) 許可要件審査の強化等

産業廃棄物の不法投棄や野積などの不適正処理がいっこうに減少しないことから、処理業者に対する許可要件の審査を強化するとともに、悪質な処理業者は排除します。

① 産業廃棄物処理業許可に係る許可要件審査の強化

産業廃棄物処理の許可を受けた業者のなかにも、専門業者としての資質やモラルに欠ける者や、経理的基礎を有しない者もあり、これらの者が不法投棄や野積みなどの不適正処理を行う事例が見受けられます。

また、廃棄物の管理責任が不明確になり不適正処理につながることから処理業の名義貸しや一部例外を除いて再委託が禁止されています。そのため、名義貸しや再委託を行わなくてすむよう、許可業者については業務量に応じた施設や人員などの業務遂行体制を整えていることが必要です。

従って、今後、産業廃棄物処理業の許可にあたっては、不適正処理を防止するため、処理業者の技術的、経理的基礎など許可要件の審査を強化します。

② 悪質処理業者の排除

既に許可を受けた業者であっても、許可の欠格要件に抵触する等に至った悪質な業者は、許可の取り消し等に関する処理基準（H13.5.23、環境省）に基づいて、適正な業の遂行を期待し得ない者として、直ちに許可を取り消す等により排除します。また、そのことを排出事業者等に周知する必要があるため公表を検討します。

一方、無許可処理業者による不適正処理に対しては、速やかに告発を行うなど厳しく対処します。

③ 廃棄物保管施設に対する対策の検討

他人の廃棄物を処理・保管する場合は許可が必要ですが、自分の廃棄物を処理・保管する場合は許可が不要であるため、なかには他人の廃棄物を堆積保管しているにもかかわらず、自分の廃棄物と称して許可を取らずに不適正に多量に堆積保管し、周辺環境や近隣住民に著しく悪影響を及ぼしている悪質な業者が見受けられます。

従って、このような不適正な廃棄物の堆積保管を未然に防止するため、一定規模以上の敷地に保管する場合の保管量の制限や事前届出制など、必要な対策を検討します。

(2) 優良処理業者の育成と情報公開

産業廃棄物の適正処理を進めるため、優良な処理業者等を育成し、情報公開等を進めるとともに、誘導的手法について整備を検討します。

① 優良処理業者の育成

産業廃棄物処理業者は、廃棄物処理を行う専門業者として、廃棄物のリサイクルや適正処理を通じて循環型社会を形成し環境への影響を低減・保全する重要な責務を担っていることから、高いモラルと技術力を有する優良な廃棄物処理業者を業界団体と協力して育成・支援していく必要があります。

そのために次の施策に取り組んでいきます。

ア. 処理業者への指導指針等の策定

優良業者を指導・育成するための指導指針等を策定し、排出事業者が優良処理業者を選定する際の参考資料として提供します。

イ. 処理業者に対する研修制度の充実

業界団体との連携により、経営者、監督者等を対象とした講習会の開催等研修の充実を図ります。

ウ. 経営適正化支援

業界団体、関係機関等との連携により、経営適正化に向けた経営診断等を行う体制を検討します。

エ. 技術支援

府の研究機関や業界団体との連携により、リサイクル、減量化、適正処理技術等の資料の収集と提供を行います。

オ. 電子メール等による情報の発信

改正法令等の最新の情報を速やかにホームページに登載して公表するとともに希望者に電子メール等で発信する体制も検討します。

また、現在、排出事業者が廃棄物の処理を委託する際の参考となるよう、処理事業者名簿を印刷物及びインターネットで公表していますが、今後は、優良な処理業者を選定する際にも参考となりうる

詳細なデータの提供を検討します。

② 業界団体との連携による優良処理業者の登録制度等の検討

排出事業者団体や処理業者団体等で組織した協議会等を設置して、優良処理業者の選定基準を策定し、業界団体との連携により、登録希望業者の申請を受けて、審査・登録する制度を検討します。

また、登録された優良処理業者のなかから、さらに優良な業者には実績を踏まえた上で知事が表彰することを検討し、その功績を公開します。

(3) 産業廃棄物管理責任者制度の創設検討

廃棄物排出事業者には、排出者処理責任に基づき適正処理等の最終責任が自らにあることから、事業者が事業場ごとに「産業廃棄物管理責任者」（仮称）を定め、この者に産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、減量化、適正処理等の管理・推進を行わせる制度の創設を検討します。

2 不適正処理の未然防止と原状回復

巧妙・悪質・広域化する産業廃棄物の不適正処理や廃家電・廃自動車等の不法投棄を未然に防止するため、「産業廃棄物不適正処理対策会議」等の場を活用し、警察、市町村等との連携を強化するとともに監視を強化します。また、不適正処理された廃棄物の撤去等に向け措置命令を積極的に発令するとともに、これに至らない程度の不適正行為に対して、排出事業者や土地所有者に対しても、強い指導、協力の要請を行います。

(1) 不適正処理の未然防止

近年の不適正処理は、行政の監視が手薄になる夜間や早朝、休日にきわめて短期間に行われるケースがあり、悪質、巧妙化しています。このため、こうした状況にも対応できる機動力の増強、監視装備の充実、対応策の強化が求められています。

① IT等を活用した不適正処理監視システムの構築

近年のIT技術の進歩は、監視能力の向上と効率化を可能にすることから、これらの技術を活用した監視システムの構築を進めます。具体的には、

- ・ 定点の監視にあたり、自動監視カメラの導入
- ・ 携帯情報端末機器を利用した不適正処理の早期発見
- ・ 電子マニフェストの促進

などがあげられます。

② 国や警察、市町村等と連携したパトロールの強化

府県境での不適正処理の監視など、関係機関との連携が必要とされるケースはこれからも増加が予想されています。このため「産業廃棄物不適正処理対策会議」等を活用し警察や市町村等との合同パトロールの強化や情報の共有化を行い迅速に対応していきます。

③ 不適正処理に対する厳正な行政処分の実施

不適正処理の横行は府民の廃棄物処理に対する不信を招く原因となっています。このため、生活環境保全上の支障を起こさないよう、違反行為に対する速やかで厳正な行政処分を行い、その内容の公表について制度化を図ります。また、必要に応じて捜査機関と十分な連携をとり、告発等を進めます。

④ 府民からの情報提供

府民等からの苦情は依然として多く、黒煙や悪臭によるものが多数を占めています。

これらの苦情に対応するため、「不適正処理ファックス110番」の設置（平成10年度）や「不法投棄等監視連絡員」の設置（平成12年度）、さらに「不法投棄監視パトロール連絡員」による平日の夜間早朝、土、日曜を中心とする監視パトロールを行うことにより不適正処理情報の把握に努めます。

(2) 不適正処理の原状回復

① 排出事業者、土地所有者に対する協力要請

廃棄物処理法の改正に伴い、行為者だけでなく排出事業者や土地所有者に対し、一定の要件のもと措置命令が可能となったため、廃棄物の撤去等に向け措置命令を積極的に発令するとともに、これに至らない程度の不適正行為に対して、排出事業者や土地所有者に対しても、強い指導、協力の要請を行います。

② 廃棄物対策基金の検討、環境修復事業の促進

不適正処理により生活環境保全上の支障の恐れが生じるなど不適正行為の原状回復が必要となる場合があります。このような原状回復や府民啓発のための基金の創設を検討します。また、野積みなどの不適正処理においては生活環境の保全上の支障の有無にかかわらず現状回復が可能な環境修復事業の拡大等を国に要望します。

第4章 循環型社会をめざした施設整備

1 大阪エコエリア構想

(1) 大阪エコエリア構想の策定

21世紀における持続的な発展をめざすため、廃棄物の減量化・リサイクル、省資源、省エネルギーの推進などに社会全体で取り組む必要があります。

大阪都市圏全体における循環型社会形成に向けた広域的なシステムの構築と、環境関連産業の振興を通じた大阪の活性化のため、廃棄物最終処分場跡地等を活用し、民間事業者を主体としたリサイクル施設の整備や森林、ビオトープ等の自然とふれあう場の創造などを目的とした「大阪エコエリア構想」を策定します。

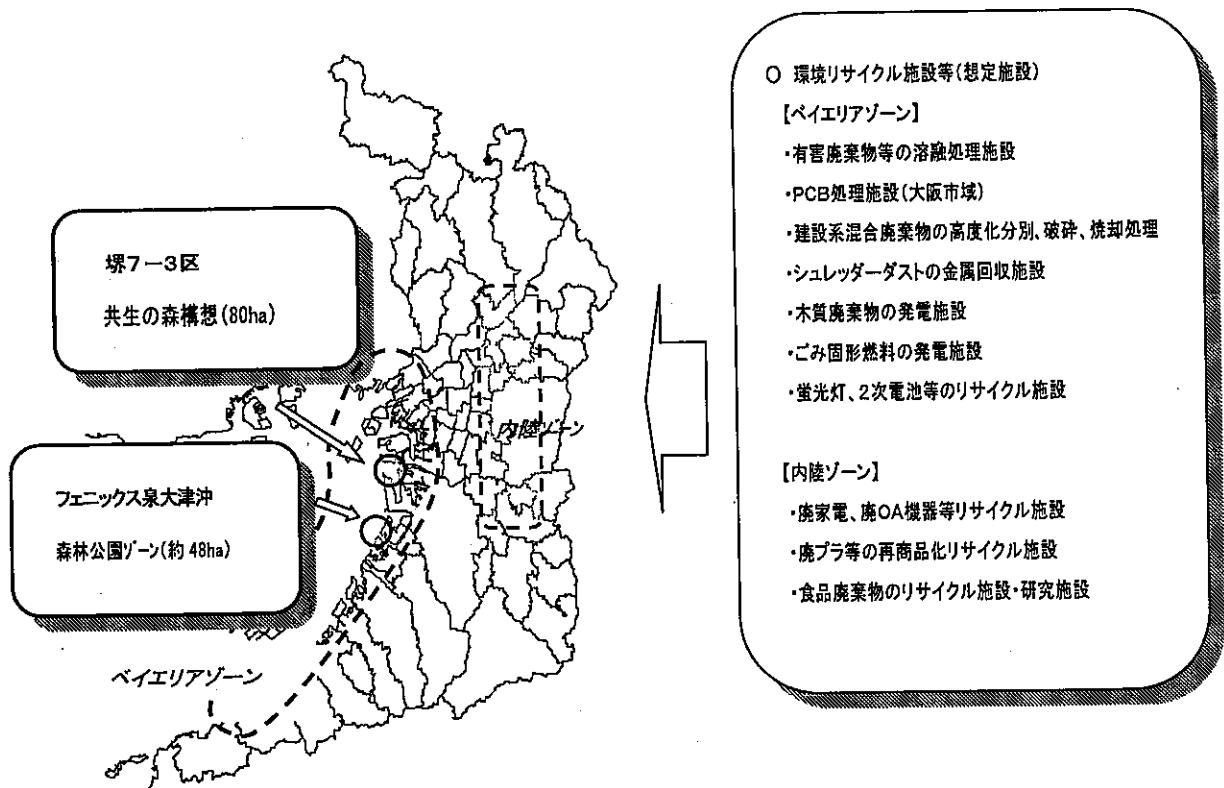


図4-1 大阪エコエリア構想イメージ

■大阪エコエリア構想の策定に向けた取組

- ◇ 関係省庁への要請
 - ・ 関係省庁への協力・支援要請
- ◇ 広域連携への体制整備
 - ・ 兵庫県、神戸市、大阪市等での広域連携の体制整備
 - ・ 堺市、泉大津市などとの連携体制の整備
- ◇ 先進民間事業者の取組み調査及び事業提案要請
- ◇ 先進自治体事例調査

(2) 大阪エコエリア構想の推進

循環型社会の構築と環境関連産業の振興をめざし、リサイクル分野での民間事業者のニーズ等の把握に努めながら、ベイエリアゾーン、内陸ゾーンそれぞれの特性をいかし事業の具体化を図ります。

2 広域中間処理施設の整備

府域で排出される有害廃棄物は、排出者処理責任を前提とし、国、市町村及び排出事業者等に対して、施設整備や運営に係る費用負担を求める「公共関与による中間処理施設の整備」の検討を進めます。

この検討に際しては、「大阪エコエリア構想」の進捗に十分配慮し、府域で有機的な施設整備ができるよう調整します。

(1) 広域灰溶融処理施設の設置

市町村のごみ焼却施設から排出されるばいじん等や特別管理産業廃棄物を資源物にして有効に利用するため、広域灰溶融処理施設の設置を検討します。

(2) 灰溶融物(資源物)の利用拡大の検討

灰溶融物の品質基準や利用指針を作成し、公共事業等での利用促進について検討します。

第5章 府民・事業者・行政等の役割と連携

1 府民・事業者・行政等の役割分担

本計画に基づき、廃棄物の発生抑制、リサイクル等を推進していくためには、府民、事業者、行政が各々の果たすべき役割を認識したうえで連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

(1) 府民の役割

- 容器包装廃棄物の排出の少ない商品や耐久性に優れた商品を選択して購入するとともに、使い捨て商品の使用の自粛や修理による商品の長期間使用、生ごみの堆肥化等により、廃棄物の発生を抑制する。
- 市町村が設定する分別収集区分による分別排出を遵守するとともに、集団回収や事業者の自主回収の利用によるリサイクルを推進する。また、廃家電品のリサイクルや建築物の分別解体・リサイクル等、適正なリサイクルや処理に要する費用を負担する。
- 再生品を優先的に購入する。
- 産業廃棄物は府民生活を支える事業活動からも大量に排出されていることから、利便を享受する者として、その適正処理に協力する。
- 野外焼却など不適正処理を発見した場合は、関係機関へ連絡する。
- 土地の所有者は、所有する土地を清潔に保つとともに適正な管理に努める。

(2) 事業者の役割

- 事業活動に伴って排出される廃棄物について自らの責任で適正に処理しなければならない。また、原材料の選択や製造工程の工夫、加工、販売等の過程において発生抑制に努めるとともに発生する廃棄物については、再生利用や適正処理が容易となるよう配慮する。
- 処理を第三者に委託する場合は、適正な処理費を負担するとともに産業廃棄物については、契約書の締結、マニフェストの交付等を厳格に運用する。
- 廃棄物に関する責任者を選任し適正処理を推進するとともに、社内研修等を実施する。
- 使用後に廃棄物となる製品や容器等の減量化を推進し、容器等の簡素化、

繰り返し使える容器の使用、商品の耐久性の向上、適正な処理が困難と
ならず、使用後に再使用・再生利用が容易な商品等の製造・販売を行う。

- 修理の容易な製品を製造するとともに、修理体制を整備する。
- 商品の長期的使用の促進、適正なリサイクルや処理に要する情報の提供を行う。
- 商品や容器等を自主的に回収し、再生利用等を推進する。
- 再生原料や再生品の使用・販売を行う。
- 廃棄物処理に関する情報を収集し、新しい技術の導入に努めるとともに処理施設の維持管理を適正に実施し最終処分される廃棄物の減量等に努める。
- 産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の処理を受託する場合は、適正処理を実施し、契約書の締結、マニフェスト等について廃棄物処理法に基づき厳格に運用する。
- 廃棄物処理業者は廃棄物処理を行う専門業者として適正処理に努めることはもとより、環境への影響を可能な限り低減するよう努める。

(3) 市町村の役割

- 地域と密着した施策等を講じるとともに地域の環境を保全する立場から、廃棄物の発生抑制や適正処理を推進する。
- 分別収集の推進により一般廃棄物の資源化を推進し、その上で処分しなければならない一般廃棄物は適正に中間処理、最終処分を行う。
- ごみ処理広域化計画に基づくごみ処理の広域化等により、効果的・効率的な減量化・リサイクルの取組みを推進する。
- 住民・事業者の減量化・リサイクル・適正処理を促進するための啓発・指導、環境教育・学習、情報提供を行う。
- 公共事業等については、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、発生した廃棄物については、再生利用する。どうしても処理しなければならない廃棄物については適正に処理する。また、再生品についても積極的に利用する。
- 保健所設置市は産業廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処分を促進するため、事業者への指導・監督を行う。
- 保健所設置市は産業廃棄物の発生抑制、減量化の推進を図るため、関係

業界団体等と協議の場を設け減量化目標の設定等を検討する。

(4) 国の役割

- 廃棄物の発生抑制や減量化を図るための法令等の整備を図る。
- 廃棄物に関する国民の理解を深めるための環境教育、環境学習、広報活動等を行う。
- 廃棄物処理の先進的な事例に関する情報提供等による普及啓発を実施する。
- 廃棄物の円滑な再生利用を促進するための統一的な基準をつくるとともに再生品の販路を拡大する。
- 市町村、都道府県に対する技術的、財政的支援を実施する。
- 産業廃棄物の処理体制確保のための都道府県相互間の調整や情報交換を実施する。
- PCB廃棄物を処理するための広域的な処理施設を整備する。
- 廃棄物処理施設に対する税制上の優遇措置や政府系金融機関の融資等の実施による優良な廃棄物処理施設の整備促進を図る。

(5) 府の役割

- 大阪府は市町村と連携し廃棄物の発生や処理の状況等を把握するとともに、廃棄物の発生抑制や減量化を図り最終処分量を削減するため本計画の各種施策を着実に推進していかなければならない。
- 産業廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処理を促進するため、事業者への指導・監督を行う。
- 産業廃棄物の発生抑制、減量化の推進を図るため、関係業界団体等と協議の場を設け減量化目標の設定等を検討する。
- 廃棄物のリサイクル、適正処理が円滑に進むよう関係者間の調整を行う。
- 市町村への情報提供、技術的援助を行う。
- 市町村の広域的なごみ処理施設の整備や減量化・リサイクルの推進が、適正かつ効率的に行われるよう広域ブロック構成市町村間の調整を行う。
- 府民・事業者の減量化・リサイクル・適正処理を促進するための啓発、環境教育・学習、情報提供を行う。

- リサイクル施設や処理施設の整備を促進する。
- 国に対しリサイクルの円滑な推進や廃棄物の適正処理に関する制度改善や財政措置等を働きかける。
- 公共事業等については、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、発生した廃棄物については、可能な限り再生利用し、どうしても処理しなければならない廃棄物については適正に処理する。また、再生品については積極的にこれを利用する。
- ごみ減量化・リサイクルに関する調査・研究を行う。
- 府民、事業者等からの情報を収集し適切に対応する。
- 市町村、近隣府県と連携を図り、廃棄物に関する情報の交換を行うなど廃棄物に関する施策を推進する。

2 府民・事業者・市町村等との連携

(1) 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議の活用

ごみの減量化・リサイクルを推進するためには、行政だけでなく、府民や事業者がそれぞれの立場と責任において一体となって取り組むことが必要です。

このため、大阪府では、府民、事業者、行政がパートナーシップによる取組みを進めるための母体となる組織として、平成3年8月に大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議を、府民団体、事業者団体、市町村等とともに設置しました。

この推進会議を活用して、各主体の適切な役割分担の下で望ましい協力関係を構築し、相互に連携しながら、ごみの減量化・リサイクルの啓発、調査研究等に取り組めます。

また、パートナーシップによる取組みを拡充するため、インターネットを活用した情報交流ネットワークづくりを行うなど、各主体相互の情報交換・交流の円滑化を進めます。

(2) 環境教育・啓発の推進

社会全体の廃棄物に対する意識を高めるためには、子どもから高齢者まですべての府民や事業者が廃棄物問題についての理解を深め、廃棄物の減量化やリサイクルの実践行動に自主的・主体的に取り組むことが必要です。

また、住宅解体時の廃棄物や医療機関から発生する廃棄物など、府民生活に密着した産業廃棄物も多くあることから、利便を享受している府民も産業廃棄物に対する認識を深めなければなりません。

このようなことから、廃棄物問題に取り組む民間団体や企業等と連携・協力しながら、廃棄物フォーラムの共催や廃棄物処理施設の見学会などの、実践行動につながるような体験型・参加型の環境教育・学習を家庭や地域、学校や職場などさまざまな場において実施し、循環型社会にふさわしいライフスタイルや事業活動の定着を図ります。

(3) 廃棄物情報の提供

府民・事業者・行政が、それぞれの役割に応じて廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する取組みに参加、協力するためには、廃棄物に関する的確な情報を共有することが求められます。

そのため、コスト意識を醸成するためのごみ処理費用の公表や減量化やリサイクルに取り組む際に参考となるノウハウの提供、資源回収業者の紹介など、ホームページ等さまざまな広報媒体を活用して、府民や事業者に行政のもつ廃棄物関連情報の提供に努め、廃棄物についての正しい理解と行政施策への協力、自主的な取組みの促進を図ります。

さらに、産業廃棄物については、法改正情報などの最新情報を周知するための登録制メールマガジンの配信について検討するとともに、環境省のネットワークシステムとも有機的に連携する産業廃棄物総合情報システムとして、既存のウェイトデータバンクの充実・活用を推進します。

(4) 産業廃棄物に係る優良排出事業者、優良処理業者の公開

自主的な産業廃棄物管理への取組みを広げるために、発生抑制、リサイクル、適正処理を実践している優良排出事業者や、優良処理業者に対する表彰制度の創設を検討します。同時に、表彰を受けたそれらの排出事業者及び処理業者を、インターネット等で公開していくことも検討します。

3 循環型社会の形成を推進するための条例の制定

廃棄物の発生抑制等を推進し、多発する不法投棄等を防止するためには、製品を製造する生産者、廃棄物を排出する消費者、事業者等が、発生抑制、リユース、リサイクル、適正処理にそれぞれの立場から取り組まなければなりません。

このため、排出者責任、拡大生産者責任に基づき、府民、事業者、行政の責任を明確にすることにより、自主的な取組みを促進するなど、循環型社会の形成を図り、大阪を魅力あるきれいな環境都市とするため、府民、事業者、行政などの責務などを定める循環型社会形成に向けた「大阪環境都市条例（仮称）」の制定をめざします。

4 計画の進行管理

循環型社会を形成していくためには、計画に記載した施策を着実に実行していくことが必要です。

このため、廃棄物の発生等の状況や各種施策の実施状況などについて、定期的に把握するとともに、課題を検討するなどの進行管理を図ります。

大阪府環境審議会廃棄物処理計画部会での現在までの検討状況について

開催日	審議内容
第1回廃棄物処理計画部会 平成13年5月31日(木)	廃棄物処理計画策定に向けての検討事項について ①廃棄物処理計画策定のスケジュールについて ②廃棄物処理計画策定の基本的枠組について ③府域における廃棄物の実態及び現在の取り組み状況について
第2回廃棄物処理計画部会 平成13年8月22日(水)	廃棄物処理の課題等について ①事業系一般廃棄物調査の概要について ②廃棄物処理の課題と施策の基本的な方向について
第3回廃棄物処理計画部会 平成13年10月29日(月)	計画案の構成と内容の骨子について ①計画案の序章について ②計画案の第1章以降の骨子について
第4回廃棄物処理計画部会 平成13年12月6日(木)	計画案について ①事業系一般廃棄物調査結果の概要について ②一般廃棄物の減量化の目標量について ③産業廃棄物実態調査結果の概要と減量化の目標量について
第5回廃棄物処理計画部会 平成14年2月27日(水)	計画案について ①計画案に対する意見等の募集結果等について ②計画案の修正について

府民等からの意見募集方法の概要とその結果

(1) 意見募集方法の概要

- ① 意見募集期間：平成14年1月8日（火）～2月7日（木）
- ② 周知方法：大阪府公報及び大阪府のホームページで周知
- ③ 縦覧場所等：計画案の縦覧場所は次のとおり。また、意見募集の周知と府民の理解を助けることを目的に、計画案の概要やパンフレットを併せて配布した。

<縦覧場所>

- ・大阪府府政情報センター、大阪府環境農林水産部環境整備室（大阪市中央区）
 - ・大阪市環境事業局業務部産業廃棄物指導課（大阪市天王寺区）
 - ・堺市市民環境局環境保全部廃棄物対策課（堺市）
 - ・東大阪市保健衛生部環境保全室産業廃棄物対策課（東大阪市）
- ④ 意見の提出方法：所定用紙に記入し、郵送、ファクシミリ、電子メールで提出
 - ⑤ その他：大阪府府政モニターに対して説明を実施し、併せて意見を募集した。業界団体に対しても計画案の説明を行い、意見の聴取・募集に努めた。

(2) 意見の件数等

- ① 意見提出件数：196件
- ② 意見提出者の内訳
 - ・一般府民：48件
 - ・事業者・処理業者：11件
 - ・各種団体：11件
 - ・府政モニター：103件
 - ・その他：23件

大阪府環境審議会廃棄物処理計画部会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職	備考
池田 敏雄	関西大学教授	部会長代理
植田 和弘	京都大学大学院教授	
武田 信生	京都大学大学院教授	
寺島 泰	大阪産業大学教授	部会長
中野 加都子	神戸山手大学助教授	
橋本 紀子	関西大学教授	
萬金 映子	消費生活コンサルタント	
宮南 啓	大阪府立大学名誉教授	

0 4 0



0 4 0